

地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

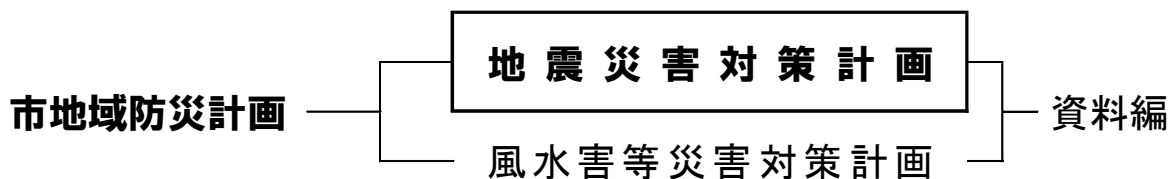
第1節 地震災害対策計画の目的及び構成

1 地震災害対策計画の目的

この「地震災害対策計画」は、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、地震災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 地震災害対策計画の構成及び内容

地震災害対策計画は、「海老名市地域防災計画」のうち、地震災害対策に関する計画として市防災会議が定めたものである。また、市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項の規定する「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていることから、これらの地震災害対策を含めた計画として定めている。なお、内閣府中央防災会議防災対策実行会議が開催され、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の検討結果を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、平成29年11月1日から、「東海地震に関連する情報」の発表は行わず、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うこととなったため、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく、「東海地震に関する事前対策計画」については、資料として位置付けた。



(1) 地震災害対策計画の構成

ア 第1章 地震災害対策の計画的な推進

地震災害対策計画の目的、位置付け、市の被害想定等、計画を作成する上で必要な内容について定めている。

イ 第2章 都市の安全性の向上

都市の安全性の向上を図るために総合的かつ計画的な土地利用を基本に都市づくりを行うための基本方針を定めている。

ウ 第3章 地震災害時応急活動事前対策の充実

大規模地震災害が発生した場合は、発災直後の応急対策活動を適切に実施することにより、二次災害等による被害の拡大を軽減し、及び防止するための対策を定めている。

エ 第4章 地震災害時の応急活動対策

大規模地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握し、その後の応急対策を効果的に実施するための対策を定めている。

オ 第5章 復旧・復興対策

大規模地震災害が発生した場合、市民の生活、財産、生活基盤だけでなく、社会・経済活動に長期間影響を及ぼすことが予測されるため、復旧・復興を早期に実現するための対策を定めている。

カ 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に行う対策を定めている。

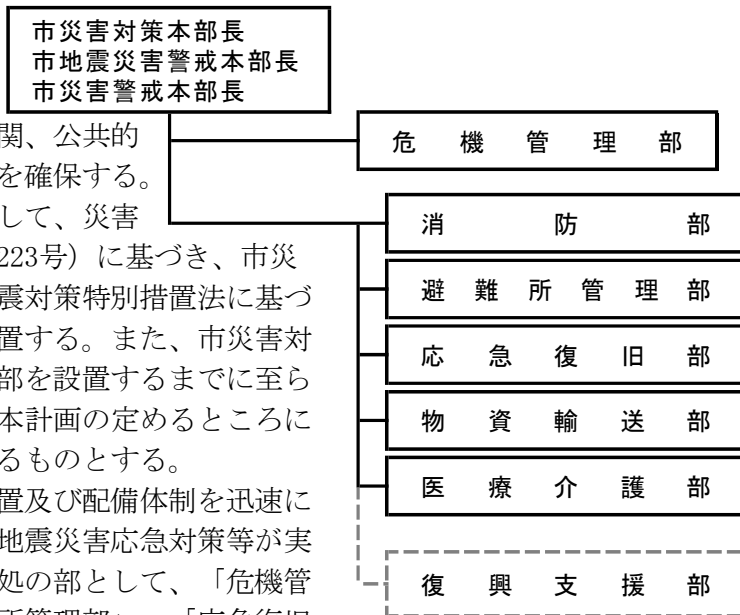
(2) 市の体制

市は、地震災害対策計画を円滑に実施するため、国、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他自治体等との連携を確保する。

市は、地震災害対策体制として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市災害対策本部を設置し、又は地震対策特別措置法に基づき、市地震災害警戒本部を設置する。また、市災害対策本部及び市地震災害警戒本部を設置するまでに至らない段階においての体制は、本計画の定めるところにより市災害警戒本部を設置するものとする。

市は、状況に応じた本部設置及び配備体制を迅速に執るものとし、また、円滑な地震災害応急対策等が実施できるよう各本部に危機対応の部として、「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」の6部を置くものとする。さらに、市災害対策本部に限っては、地震災害の復旧・復興時に「復興支援部」を置くものとする。なお、各本部の組織及び運営については、各本部の要綱に定める。

市は、地震災害発生時に迅速かつ確実に体制が執れるようあらかじめ危機対応の部を確立しておくものとする。



(3) 下位計画等

地震災害対策計画に基づく防災上の必要な諸活動については、危機対応の部ごとにあらかじめ行動計画を作成するものとし、必要に応じて適宜修正することを妨げず、必要に応じた各種細部マニュアルを適宜作成するものとする。

- 【資料2-1】 海老名市防災会議条例
- 【資料2-2】 海老名市防災会議運営要綱
- 【資料2-3】 海老名市防災会議委員名簿
- 【資料2-4】 海老名市災害対策基本条例
- 【資料2-5】 海老名市災害対策本部条例
- 【資料2-6】 海老名市災害対策本部要綱
- 【資料2-7】 海老名市地震災害警戒本部条例
- 【資料2-8】 海老名市地震災害警戒本部要綱
- 【資料2-9】 海老名市災害警戒本部要綱
- 【資料2-10】 海老名市危機事象に関する情報連絡会内規

第2節 市域の概要

1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

市は、北緯35度28分38秒から23分59秒まで、東経139度26分11秒から22分9秒まで、海拔11メートルから84メートルまでにあり、県のほぼ中央部に位置する。東は綾瀬市及び大和市、西は相模川を隔てて厚木市、南は寒川町及び藤沢市、北は座間市の6市町に接しており、東京都区部や京浜地区とは交通機関により1時間以内で結ばれ、内陸交通の要衝の地でもある。

面積は、26.59平方キロメートルで、東西約6,150メートル、南北約8,700メートルの長方形をなし、東部丘陵地帯と西部の水田地帯を通称「相模横山九里」が隔てている地勢になっている。

(2) 気象

市における昭和56年から平成22年までの年間平均気温は、15.3度で比較的温暖である。冬季1月の平均気温が4.6度で最も寒い月となっており、夏季8月の平均気温が26.5度と最も暑い月になっている。同期間の年間平均降水量は平均で1,730ミリメートルとなっており、時期的には9月及び10月の降水量が多くなっている。

気候的特色は、相模川の東側で盆地気候を有しており、冬の朝の冷え込みは厳しく、夏の最高気温が高くなる傾向にある。また、年間降水量は、県内では西部内陸山地に行くほど雨量が多くなり、県央に位置する市の年間降水量は箱根のほぼ半分となっている。

(3) 地質

市域の地質は、西部と東部とに区分され、東部丘陵地帯と西部水田地帯では地質構成に差がある。

西部は、相模川の活動により作られた沖積低地であり、極めて厚い軟弱地質を形成する頂部泥層及び上部砂層から交互に三層の砂層及び泥層が重なり、およそ10メートルで第一の岩盤層、その後40メートル程度で基底に達する。

東部は、表面が関東ローム層に覆われ、およそ20メートル程度でその下部に砂礫（れき）層の基底部に達する。この砂礫層の下には、第3紀層が不整合に存在し、さらに、その下部は小仏層（中世層）になっている。

2 社会的条件

市の歴史は古く、奈良時代の天平13年に聖武天皇が国分寺建立の詔勅を發布したことにより、相模国分寺及び相模国分寺尼寺が建設された。当時は既に東海道が横切っており、相模国の穀倉地帯でもあったことから、この地方の中心として繁栄した。

明治22年4月1日の市制・町村制施行により、北部9か村が合併して海老名村に、南部8か村が合併して有馬村になった。その後、海老名村は、昭和15年12月20日に町制を施行して海老名町となり、昭和30年7月20日には町制合併促進法（昭和28年法律第258号）の適用を受けて有馬村と合併した。

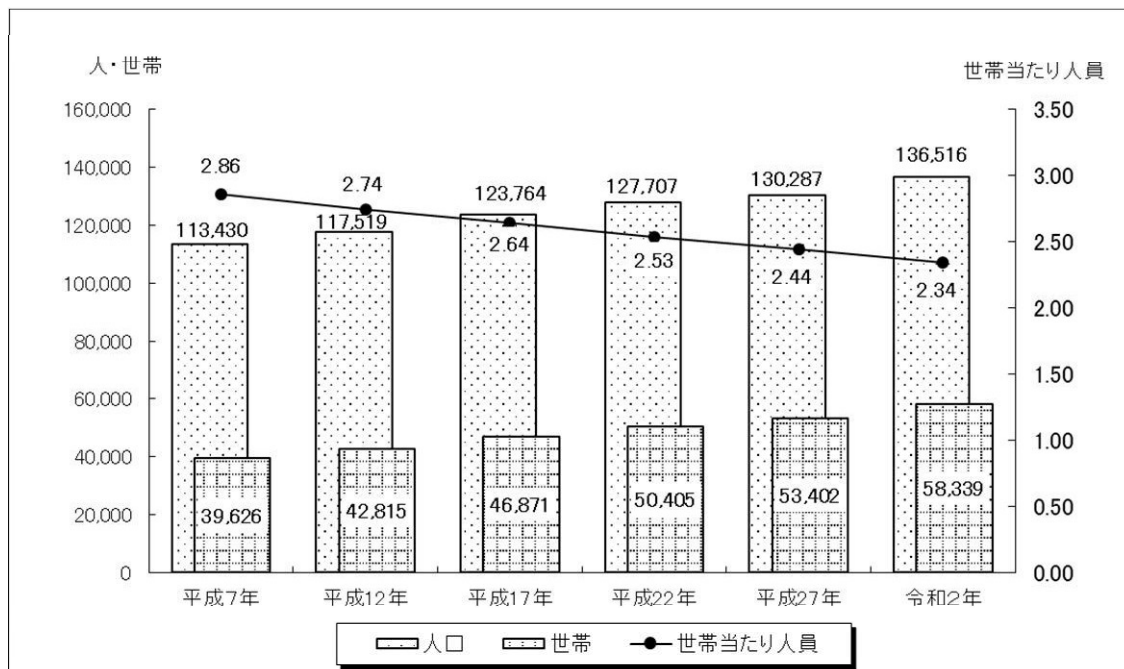
高度成長期を迎え、人口の急増、東名高速道路の開通、企業の進出等、急速に都市化が進む中、昭和46年11月1日に市制を施行し、新たなスタートを切った。

(1) 人口・世帯

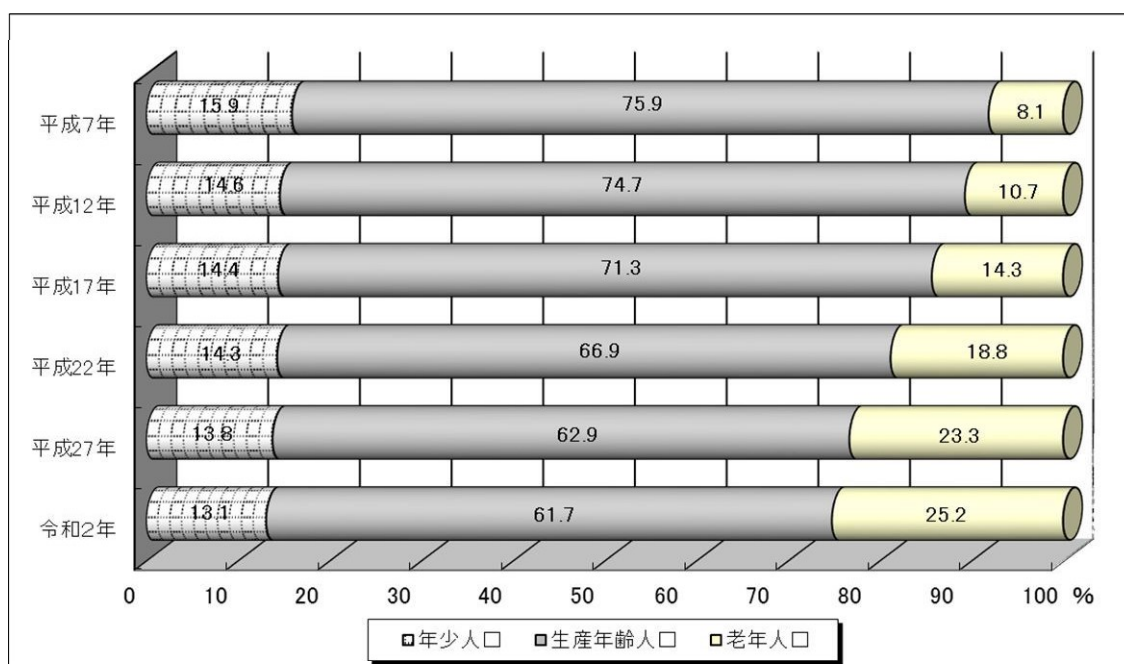
近年、駅周辺開発や宅地開発が進み、人口・世帯については緩やかな増加傾向をたどっているが、1世帯当たりの人口は年々減少しており、世帯の小規模化が進行している。

令和2年国勢調査の確定人口を基にした推計人口における令和4年4月1日現在の状況は人口137,987人、世帯数59899世帯、1世帯当たりの人口は2.30人になっている。また、人口構成の推移を年齢3区分別人口でみると、年少人口（0歳から14歳まで）の減少はそれほど顕著ではないが、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の減少が顕著であり、老年人口（65歳以上）の増加により、高齢化が進行しており、要配慮者対策の更なる充実が必要となっている。

■人口・世帯の推移（資料：令和2年国勢調査）



■年齢3区分別人口の推移（資料：令和2年国勢調査）



(2) 交通条件

鉄道は、北部から西部にかけて東日本旅客鉄道相模線及び小田急電鉄小田原線、東部から西部にかけては相模鉄道本線と3線を擁し、市内に9駅が所在している。

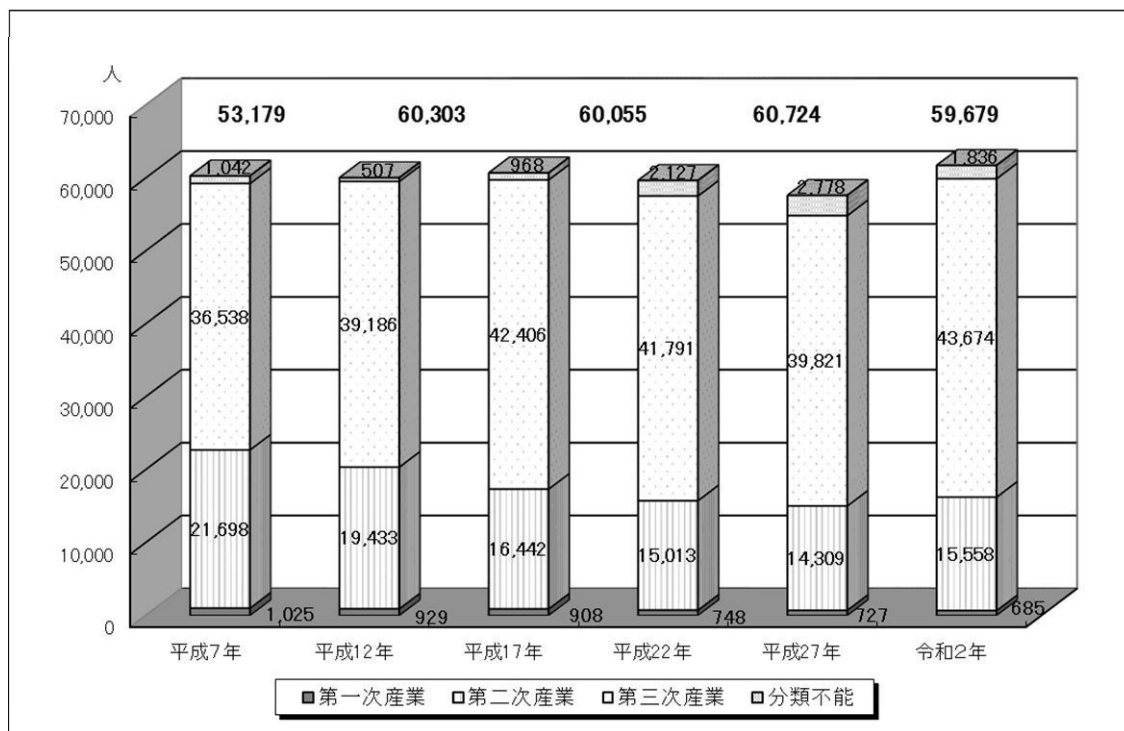
市の中心部である海老名駅は、小田急電鉄小田原線で小田急電鉄新宿駅まで最短41分、相模鉄道本線で相模鉄道横浜駅までは最短26分で結ばれており、昨今では、小田急電鉄ロマンスカーの海老名駅停車や羽田空港までの直通のリムジンバスの運行が開始された。また、相模鉄道本線の東日本旅客鉄道及び東京急行電鉄への直通線の整備や相模鉄道海老名駅の駅舎改良工事も進み、ターミナル駅としての拠点整備が進んでいる。

道路は、東名高速道路及び国道246号の2本の大動脈が市域を東西に横断し、南北には、近年、首都圏中央連絡自動車道が開通して、市内から海老名ICを通じて、東名高速道路や中央自動車道へのアクセスが容易となった。そのほか、海老名南JCTからの新東名高速道路への接続や、これらを補完する広域幹線道路が南北・東西方向に整備され、首都圏における交通網の拠点として、海老名の持つ優位性がますます高まってきている。

(3) 産業活動

第一次産業に含まれる農業は、米作、野菜、花き栽培等を中心とした都市型農業が営まれているが、高齢化等により生産性の低下が進行しつつある。製造業及び建設業が多くを占める第二次産業は、近年微減傾向であるが、その他商業・サービス業等の第三次産業は、大規模店舗の進出等により増加傾向となっている。また、産業別就業人口の総数は、令和2年国勢調査によると増加に転じているが、これは、海老名駅周辺の大規模マンション建設等により生産人口が増加したためと考えられる。この産業別就業人口の割合は、第三次産業が約70パーセントと最も多く、増加傾向に推移している一方、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にある。

■産業別人口の推移（資料：令和2年国勢調査）



(4) 土地利用

近年、宅地開発が進み、年々宅地面積の増大が見られ、宅地等の都市的土地利用が約70パーセント、農地・山林等の自然的土地利用が約30パーセントを占めている。推移をみると田・畑・山林原野等の自然的土地利用が減少傾向にある。

第3節 地震被害の想定

1 地震被害想定の方

市は、県地震被害想定調査委員会から「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」により報告された、市域に想定される被害量から、地震災害対策計画における応急活動事前対策、応急活動対策及び復旧・復興対策の計画的な推進に活用する。

「神奈川県地震被害想定調査報告書」は、学識経験者と行政の担当者からなる県地震被害想定調査委員会を設置し、平成25年度から平成26年度にかけて、東日本大震災（2011年）の地震災害調査結果から明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、地震災害社会学等の最新の知見を取り入れ、構造物の損壊、火災の発生等の物的被害、そこから発生する人的被害、経済被害を定量的又は定性的に想定して審議し、個別の検討課題は、当委員会の下に担当の部会・ワーキンググループを設けて詳細な検討を行い、平成27年3月に報告されたものである。

2 想定地震の選定

市域に及ぼす被害の状況や発生切迫性等を考慮して、次の①から③までに掲げる視点により、6地震を選定した。また、④のように、発生確率が極めて低く、市の防災行政やまちづくり行政等において超長期的な対応となる地震については、参考地震として、2地震を選定した。

- ①地震発生切迫性が高いとされている地震
- ②法律により対策を強化する地域に市が位置付けられている地震
- ③「神奈川県地震防災戦略（平成28年3月）」、「神奈川県地域防災計画」、中央防災会議等において対策の対象としている地震
- ④発生確率は極めて低い、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震（参考地震）

3 想定地震一覧

想定地震名		モーメント マグニチュード	震度		発生確率	選定 視点
			最大	最小		
都心南部直下地震		7.3	6強	6弱	南関東地域のマグニチュード7クラスの地震が30年間で70%	①②
三浦半島断層群の地震		7.0	6弱	5強	30年以内 6%～11%	①③
神奈川県西部地震		6.7	5強	5弱	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生	①③
東海地震		8.0	5強	5弱	南海トラフの地震は30年以内70%程度	①②③
南海トラフ巨大地震		9.0	5強	5弱	南海トラフの地震は30年以内70%程度	①②
大正型関東地震		8.2	7	6強	30年以内ほぼ0%～5%（2年～400年の発生間隔）	③
参考 地震	元禄型関東地震	8.5	7	6強	30年以内ほぼ0%（2千年～3千年の発生間隔）	④
	相模トラフ沿いの最大クラスの地震	8.7	7	6強	30年以内ほぼ0%（2千年～3千年あるいはそれ以上の発生間隔）	④

4 想定地震の説明

(1) 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震で、東京都をはじめ、横浜市、川崎市等の大都市にも被害をもたらす地震である。

この地震は、東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、市を含む県内全域が、首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域に指定されていることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(2) 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の地震である。なお、前回の調査（平成21年3月）では、モーメントマグニチュード6.9であったが、最新の知見からモーメントマグニチュードが7.0に変更されている。

この地震は、国の地震調査研究推進本部の長期評価において、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震発生の可能性が高いグループに属するとされ、市を含む県東部に大きな被害をもたらす活断層型の地震であることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(3) 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震である。なお、前回の調査（平成21年3月）では、モーメントマグニチュード7.0であったが、最新の知見からモーメントマグニチュードが6.7に変更されている。

この地震は、固有の地震活動であるか明確ではないものの、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生していることが歴史的に知られており、地震発生 of 切迫性が指摘されている地震であることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(4) 東海地震

駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震である。

この地震は、「神奈川県地域防災計画」において地震の事前対策に位置付けていること、また、市を含む県内のおおむね西半分の市町が、大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域に指定されていることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(5) 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震で、国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震である。

この地震は、市を含む県内の一部の市町村が、南海トラフ巨大地震対策特別措置法に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(6) 大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震で、県の防災上重要建築物の耐震診断基準として活用されている、1923年の大正関東地震を再現した地震である。

この地震は、国も長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震であること、また、「神奈川県地震防災戦略」の減災目標としている地震であることから、市の想定地震とし、被害量を算出した。

(7) 元禄型関東地震（参考地震）

相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震で、1703年の元禄関東地震を再現した地震である。

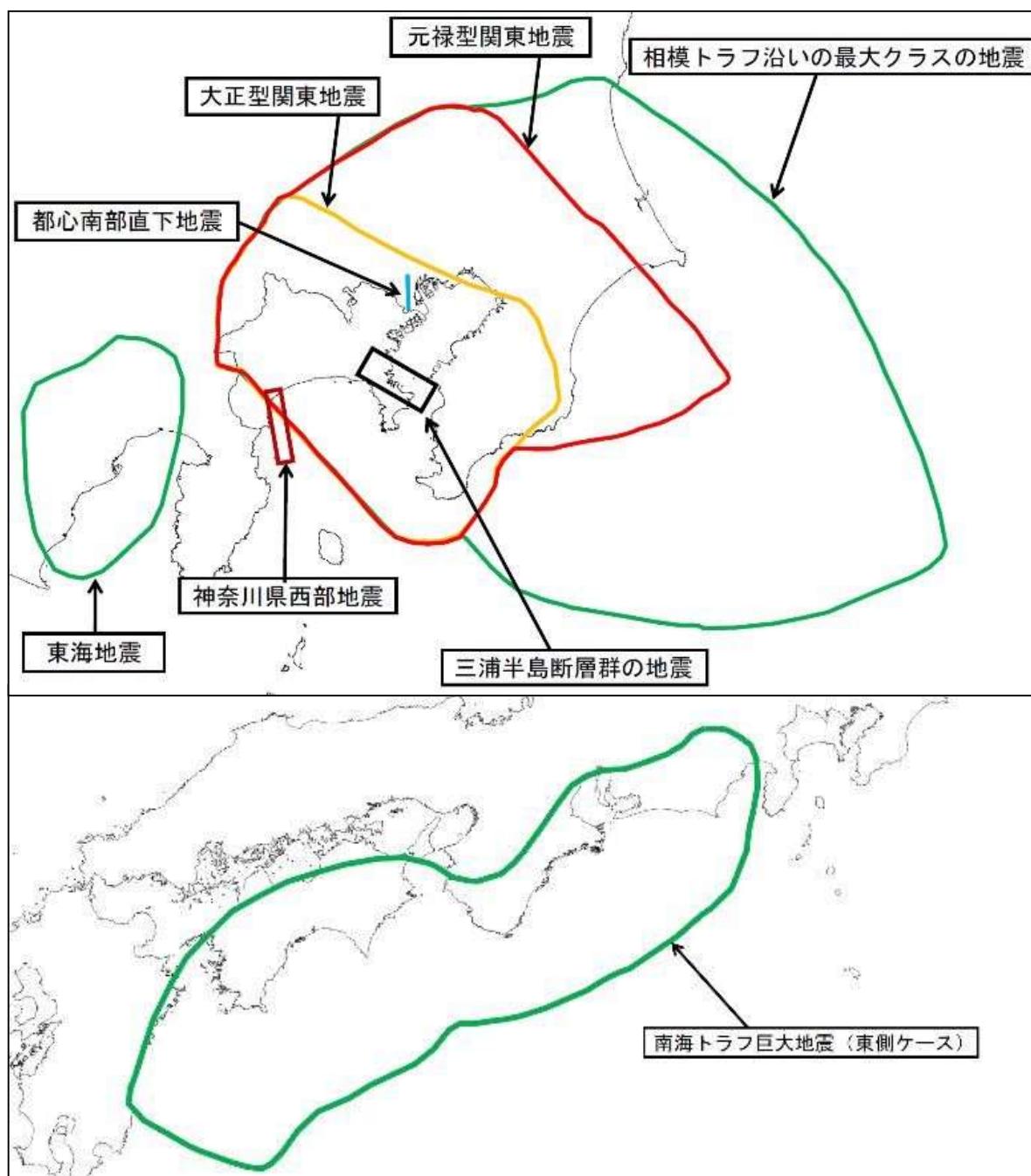
この地震は、現実が発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として市の想定地震とし、被害量を算出した。

(8) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考地震）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震である。

この地震は、国が想定するあらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として市の想定地震とし、被害量を算出した。

5 震源断層モデル（震源断層域）の位置（神奈川県地震被害想定調査報告書から抜粋）



6 地震被害想定結果一覧

「神奈川県地震被害想定調査報告書」の定量的被害は、冬の平日午後6時発災を想定し、火災が関連する項目は、冬の平日午前5時、夏の平日正午、冬の午後6時の発災とし、風速は観測点における平均風速としている。

想定の基本となる建物データは、平成25年固定資産税課税台帳データに基づき、250メートルメッシュを単位とした建物棟数データを作成し、建物の構造種別は、木造、非木造（S造（鉄骨造）・RC造（鉄筋コンクリート造））を区分している。その他算出データとして、平成22年10月1日付け国勢調査結果を活用している。

地震被害想定結果を示す、次の(1)から(16)までの表中において、計算上0.5未満は「0」、0.5以上10未満は「*」で表記し、各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

参考地震「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」は、次の(1)から(16)までの表中において「相模トラフ地震」と表記する。

(1) 建物被害 【冬の平日午後6時発災】

木造建物の被害率は、地震における建物被害の分析を考慮した中央防災会議の手法（2013年）を採用し、非木造建物の被害率は、構造別と階層別の被害率を考慮するため、阪神・淡路大震災（1995年）の被害実態を基本として作成された被害率を用いて算出されている。また、急傾斜地崩壊は、急傾斜地崩壊危険箇所データを用いて算出している。

「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失し、損害割合が50パーセント程度以上に達した程度の建物のことをいい、「半壊」とは、住家がその居住のための一部機能を喪失し、損害割合が20パーセントから50パーセント程度以上に達した程度の建物のことをいう。

想定地震名	項目	揺れ・液状化						急傾斜地崩壊		
		全壊			半壊			全壊	半壊	合計
		木造 (棟)	非木造 (棟)	合計 (棟)	木造 (棟)	非木造 (棟)	合計 (棟)			
都心南部直下地震		510	290	800	3,290	710	4,000	*	*	*
三浦半島断層群の地震		20	30	50	490	160	650	0	*	*
神奈川県西部地震		0	0	0	*	*	*	0	0	0
東海地震		*	*	*	30	20	50	0	0	0
南海トラフ巨大地震		*	*	*	40	20	60	0	0	0
大正型関東地震		6,740	2,340	9,080	7,010	1,460	8,470	*	20	20
参考 元禄型関東地震		6,740	2,340	9,080	7,010	1,460	8,470	*	20	20
地震 相模トラフ地震		9,690	3,420	13,110	6,970	1,360	8,330	*	20	20

(2) 建物被害（構造別） 【冬の平日午後6時発災】

ア 揺れによる建物構造別被害

想定地震名	項目	全壊			半壊		
		木造 (棟)	S造 (棟)	RC造 (棟)	木造 (棟)	S造 (棟)	RC造 (棟)
都心南部直下地震		500	270	20	3,270	630	80
三浦半島断層群の地震		10	30	*	480	150	*
神奈川県西部地震		0	0	0	*	*	0
東海地震		0	*	0	20	20	0
南海トラフ巨大地震		0	*	0	20	20	0
大正型関東地震		6,660	2,060	260	6,870	1,070	360
参考 元禄型関東地震		6,660	2,060	260	6,870	1,070	360
地震 相模トラフ地震		9,600	2,990	410	6,810	860	460

イ 液状化による建物構造別被害

想定地震名	項目	全壊			半壊		
		木造 (棟)	S造 (棟)	R C造 (棟)	木造 (棟)	S造 (棟)	R C造 (棟)
都心南部直下地震		10	*	0	20	*	0
三浦半島断層群の地震		*	*	0	10	*	0
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0
東海地震		*	*	0	10	*	0
南海トラフ巨大地震		*	*	0	10	*	0
大正型関東地震		90	20	*	140	30	*
参考 元禄型関東地震		90	20	*	140	30	*
地震 相模トラフ地震		100	20	*	160	40	*

(3) 火災被害

炎上出火は、東京都第16期火災予防審議会答申（2005年）の手法を用いている。

消防力運用（消火率の設定）は、自主防災組織（自主防災隊）、消防機関^{※2}の投入効果を評価し、市の消火率を設定している。

延焼による被害量（焼失棟数等）は、メッシュ単位の建物現況や空地率等を基に、延焼発生の判定、焼失棟数を想定するシミュレーションを用いている。

「炎上出火」とは、市民の初期消火活動では消火できず、消防力による対応が必要となる出火をいい、「残出火」とは、炎上出火件数から市の消防力を鑑み、消火できずに残る出火件数をいう。

想定地震名	項目	冬の平日午前5時発災			夏の平日正午発災			冬の平日午後6時発災		
		炎上 出火 (件)	残 出火 (件)	焼失 (棟)	炎上 出火 (件)	残 出火 (件)	焼失 (棟)	炎上 出火 (件)	残 出火 (件)	焼失 (棟)
都心南部直下地震		0	0	0	*	0	0	*	*	290
三浦半島断層群の地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正型関東地震		10	*	850	10	*	850	30	20	2,330
参考 元禄型関東地震		10	*	850	10	*	850	30	20	2,330
地震 相模トラフ地震		20	*	2,380	20	*	2,590	60	40	8,200

※2 消防機関とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する市消防本部、市消防署及び市消防団のこと。

(4) 死傷者

定量的に想定する負傷者数は、想定手法の定義から重症者を「入院を要する負傷者数」、軽症者を「入院を要しない負傷者数」としているが、実際の医療対応の区分にはそぐわないため、医療対応に沿った重症者※³、中等症者※⁴及び軽症者※⁵を設定し、阪神・淡路大震災（1995年）で兵庫県が行った医療機関調査結果を基に、揺れ※⁶、急傾斜地崩壊※⁷、屋外落下物※⁸、ブロック塀等※⁹、屋内収容物※¹⁰の原因別に負傷者数を算出している。火災※¹¹を原因とするものは死者数のみ算出している。

ア 冬の平日午前5時発災

(ア) 死者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	火災 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	40	0	0	0	*	0	50
三浦半島断層群の地震	*	0	0	0	*	0	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	*	0	*
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	*	0	*
大正型関東地震	510	0	0	0	50	10	580
参考 地震	元禄型関東地震	510	0	0	50	10	580
	相模トラフ地震	740	0	0	100	30	870

(イ) 重症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	20	0	0	0	*	30
三浦半島断層群の地震	*	0	0	0	*	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	*	*
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	*	*
大正型関東地震	200	0	0	*	50	250
参考 地震	元禄型関東地震	200	0	*	50	250
	相模トラフ地震	290	0	*	80	380

※3 重症者とは、緊急処置、手術をしないと生命の危険のある者、ICUでの管理が必要な者、災害拠点病院で対応が必要な者のこと。

※4 中等症者とは、最終的には災害拠点病院、災害協力病院、一般病院での治療が必要だが重症に比べて緊急性の低いもの（四肢骨折等）のこと。

※5 軽症者とは、臨時救護所等において、応急救護手当て対処すべきもの（打撲、切り傷等）

※6 揺れとは、揺れによる建物被害を原因とする死傷者数のこと。

※7 急傾斜地崩壊とは、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）に伴う家屋倒壊を原因とする死傷者数のこと。

※8 屋外落下物とは、ガラス等の飛散物及びつり看板等の飛散物の落下を原因とする死傷者数のこと。

※9 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、コンクリート塀の転倒を原因とする死傷者数のこと。

※10 屋内収容物とは、屋内での転倒以外に落下とガラス被害も原因とする死傷者数のこと。

※11 火災とは、炎上出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者、延焼拡大時の逃げまどいによる死者数のこと。

(ウ) 中等症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	290	0	0	*	50	340
三浦半島断層群の地震	40	0	0	*	10	60
神奈川県西部地震	0	0	0	0	*	*
東海地震	*	0	0	0	10	20
南海トラフ巨大地震	*	0	0	0	10	20
大正型関東地震	1,360	0	*	*	410	1,780
参考 元禄型関東地震	1,360	0	*	*	410	1,780
地震 相模トラフ地震	1,790	0	*	*	730	2,520

(エ) 軽症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	530	0	0	*	80	610
三浦半島断層群の地震	90	0	0	*	20	110
神奈川県西部地震	0	0	0	0	*	*
東海地震	*	0	0	0	20	30
南海トラフ巨大地震	*	0	0	0	20	30
大正型関東地震	1,510	0	*	*	580	2,100
参考 元禄型関東地震	1,510	0	*	*	580	2,100
地震 相模トラフ地震	1,710	0	*	*	1,030	2,760

イ 夏の平日正午発災

(ア) 死者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	火災 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	20	0	0	*	*	0	30
三浦半島断層群の地震	*	0	0	*	0	0	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	0	0
大正型関東地震	220	0	0	*	40	*	270
参考 元禄型関東地震	220	0	0	*	40	*	270
地震 相模トラフ地震	330	0	0	*	70	30	430

(イ) 重症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	30	0	0	*	*	40
三浦半島断層群の地震	*	0	0	*	*	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	*	*
南海トラフ巨大地震	0	0	0	*	*	*
大正型関東地震	280	0	0	*	40	320
参考 元禄型関東地震	280	0	0	*	40	320
地震 相模トラフ地震	400	0	0	10	70	480

(ウ) 中等症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	370	0	0	30	40	130
三浦半島断層群の地震	60	0	0	10	*	80
神奈川県西部地震	0	0	0	0	*	*
東海地震	*	0	0	*	*	20
南海トラフ巨大地震	*	0	0	*	*	20
大正型関東地震	1,750	0	*	50	330	2,130
参考 元禄型関東地震	1,750	0	*	50	330	2,130
地震 相模トラフ地震	2,330	0	10	60	590	2,990

(エ) 軽症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	600	0	*	20	60	690
三浦半島断層群の地震	120	0	0	10	20	150
神奈川県西部地震	*	0	0	0	*	*
東海地震	10	0	0	*	20	30
南海トラフ巨大地震	10	0	0	*	20	30
大正型関東地震	1,770	0	10	50	460	2,290
参考 元禄型関東地震	1,770	0	10	50	460	2,290
地震 相模トラフ地震	2,030	0	30	60	830	2,940

ウ 冬の平日午後6時発災

(ア) 死者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	火災 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	30	0	0	*	*	0	30
三浦半島断層群の地震	*	0	0	*	0	0	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	0	0
大正型関東地震	320	0	0	*	40	20	380
参考 元禄型関東地震	320	0	0	*	40	20	380
地震 相模トラフ地震	460	0	0	*	60	80	620

(イ) 重症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	20	0	0	*	*	30
三浦半島断層群の地震	*	0	0	*	*	*
神奈川県西部地震	0	0	0	0	0	0
東海地震	0	0	0	*	*	*
南海トラフ巨大地震	0	0	0	*	*	*
大正型関東地震	190	0	0	20	30	240
参考 元禄型関東地震	190	0	0	20	30	240
地震 相模トラフ地震	280	0	*	20	60	360

(ウ) 中等症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	260	0	*	40	40	340
三浦半島断層群の地震	40	0	0	20	*	70
神奈川県西部地震	0	0	0	0	*	*
東海地震	*	0	0	*	*	20
南海トラフ巨大地震	*	0	0	*	*	20
大正型関東地震	1,250	0	10	90	290	1,640
参考 元禄型関東地震	1,250	0	10	90	290	1,640
地震 相模トラフ地震	1,650	0	20	110	520	2,310

(エ) 軽症者数

項目 想定地震名	揺れ (人)	急傾斜地 崩壊 (人)	屋外 落下物 (人)	ブロック 塀等 (人)	屋内 収容物 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	450	0	*	40	50	550
三浦半島断層群の地震	90	0	0	20	20	120
神奈川県西部地震	0	0	0	0	*	*
東海地震	*	0	0	*	10	30
南海トラフ巨大地震	*	0	0	*	10	30
大正型関東地震	1,310	0	30	90	410	1,830
参考 元禄型関東地震	1,310	0	30	90	410	1,830
地震 相模トラフ地震	1,490	0	50	100	740	2,380

(5) 避難者 【冬の平日午後6時発災】

建物やライフラインの被害による避難者数を想定し、避難所に避難する者（避難所避難者）及び避難所以外に避難する者（避難所外避難者）に分けて算出している。

今回の調査で採用された避難意向率は、発災直後から1か月後まで、自宅の全壊・全焼は100パーセント、自宅の半壊は50.3パーセント、ライフライン支障（断水）は36パーセントとして算出している。

項目 想定地震名	1日目～3日目			4日目～1週間後			1か月後		
	避難所 避難者 数 (人)	避難所 外避難 者数 (人)	合計 (人)	避難所 避難者 数 (人)	避難所 外避難 者数 (人)	合計 (人)	避難所 避難者 数 (人)	避難所 外避難 者数 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震	6,160	4,110	10,270	5,060	5,060	10,120	3,040	7,080	10,120
三浦半島断層群の地震	840	560	1,400	700	700	1,400	420	980	1,400
神奈川県西部地震	*	*	*	*	*	*	*	*	*
東海地震	80	50	130	70	60	130	40	90	130
南海トラフ巨大地震	90	60	150	80	80	150	50	110	150
大正型関東地震	39,340	26,230	65,670	31,480	31,480	62,960	14,580	34,030	48,610
参考 元禄型関東地震	39,340	26,230	65,670	31,480	31,480	62,960	14,580	34,030	48,610
地震 相模トラフ地震	50,550	33,700	84,250	41,510	41,510	83,010	20,860	48,680	69,540

(6) 要配慮者 【冬の平日午後6時発災】

要配慮者の対象は、避難時に介護が必要な者とし、要介護3以上及び75歳以上の高齢者とし、避難所等に避難している人口、ライフライン支障（上水道）の影響を受けている人口、全半焼・焼失被害による建物被害を受けている世帯・人口を算出している。

ア 要介護3以上の要介護者

想定地震名	項目	避難者数			断水人口			家屋被害 (人)
		1日目～ 3日目 (人)	4日目～ 1週間後 (人)	1か月後 (人)	1日目～ 3日目 (人)	4日目～ 1週間後 (人)	1か月後 (人)	
都心南部直下地震		200	200	200	*	0	0	320
三浦半島断層群の地震		30	30	30	0	0	0	50
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0	0
東海地震		*	*	*	0	0	0	*
南海トラフ巨大地震		*	*	*	0	0	0	*
大正型関東地震		1,290	1,240	960	1,780	1,510	0	1,200
参考	元禄型関東地震	1,290	1,240	960	1,780	1,510	0	1,200
地震	相模トラフ地震	1,660	1,640	1,370	2,160	1,980	0	1,580

イ 75歳以上の高齢者

想定地震名	項目	避難者数			断水人口			家屋被害 (人)
		1日目～ 3日目 (人)	4日目～ 1週間後 (人)	1か月後 (人)	1日目～ 3日目 (人)	4日目～ 1週間後 (人)	1か月後 (人)	
都心南部直下地震		720	710	710	30	0	0	1,140
三浦半島断層群の地震		100	100	100	0	0	0	180
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0	*
東海地震		*	*	*	0	0	0	20
南海トラフ巨大地震		10	10	10	0	0	0	20
大正型関東地震		4,610	4,420	3,420	6,340	5,370	0	4,290
参考	元禄型関東地震	4,610	4,420	3,420	6,340	5,370	0	4,290
地震	相模トラフ地震	5,920	5,830	4,890	7,700	7,050	0	5,630

(7) 帰宅困難者 【冬の平日午後6時発災】

国勢調査における勤務先・通学先データから、外出している者を対象とし、自宅から外出先までの距離によって、距離別の外出者数を取りまとめ、そこから距離別の帰宅困難者数を算出し、総計している。

想定地震名	項目	直後 (人)	1日後 (人)	2日後 (人)
都心南部直下地震		9,020	0	0
三浦半島断層群の地震		9,020	0	0
神奈川県西部地震		9,020	0	0
東海地震		9,020	0	0
南海トラフ巨大地震		9,020	0	0
大正型関東地震		9,020	9,020	9,020
参考	元禄型関東地震	9,020	9,020	9,020
地震	相模トラフ地震	9,020	9,020	9,020

(8) 自力脱出困難者（要救出者）

建物の倒壊によって、建物の下敷きや生き埋め、出口閉塞により建物内に閉じ込められて救出が必要となる自力脱出困難者を想定し、阪神・淡路大震災（1995年）における閉じ込め発生事例の分析から算出している。

項目 想定地震名		冬の平日午前5時発災			夏の平日正午発災			冬の平日午後6時発災		
		木造 (人)	非木造 (人)	合計 (人)	木造 (人)	非木造 (人)	合計 (人)	木造 (人)	非木造 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震		70	*	70	20	*	30	40	*	40
三浦半島断層群の地震		*	0	*	*	0	*	0	0	0
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
大正型関東地震		1,870	80	1,950	560	120	680	1,060	90	1,150
参考 地震	元禄型関東地震	1,870	80	1,950	560	120	680	1,060	90	1,150
	相模トラフ地震	3,170	300	3,470	950	430	1,390	1,790	330	2,120

(9) 上水道被害 【冬の日午後6時発災】

配水管の被害は、阪神・淡路大震災（1995年）の被害データ等により想定し、断水率（断水世帯数）は、平成21年の調査で作成した断水率推定式を用いて算出している。復旧日数は、送・配水管の被害箇所数、被害率及び過去の地震被害での復旧事例を参考にして作成した復旧関数を用いて復旧過程を想定し、算出している。なお、液状化の影響については、液状化危険度ランクによる補正係数を用いている。

想定地震名	項目	管路延長420キロメートル				
		被害		復旧		
		被害箇所 (箇所)	断水人口 (人)	断水人口 (人)	断水人口 (人)	復旧日数 (日)
都心南部直下地震		30	16,790	470	0	1
三浦半島断層群の地震		*	430	0	0	0
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0
東海地震		*	*	0	0	0
南海トラフ巨大地震		*	*	0	0	0
大正型関東地震		280	90,270	90,270	76,410	20
参考地震	元禄型関東地震	280	90,270	90,270	76,410	20
	相模トラフ地震	410	109,540	109,540	100,290	25

(10) 下水道被害 【冬の平日午後6時発災】

管きょ（塩ビ管、陶管、その他）の被害想定は、国土交通省の大規模地震による下水道被害想定委員会（2005年）の平均被害率関数を用いて、機能支障の想定は、管きょ被害率に処理人口数を乗じて算出している。

復旧日数は、管きょの被害延長、復旧速度、復旧人員から想定しているが、市町村別には算出されていないため、県内の全ての地域で機能支障が解消されるまでにかかる日数を示している。

想定地震名	項目	管路延長380キロメートル・処理人口121,710人		
		被害延長 (キロメートル)	機能支障人口 (人)	復旧日数 (日)
都心南部直下地震		10	4,520	62
三浦半島断層群の地震		*	2,530	33
神奈川県西部地震		*	910	8
東海地震		*	1,430	13
南海トラフ巨大地震		*	1,710	14
大正型関東地震		40	12,510	132
参考	元禄型関東地震	40	12,510	132
地震	相模トラフ地震	60	19,060	181

(11) 都市ガス被害及びLPガス被害

都市ガスの供給停止数は、地震による被害が大きいと推定される地域全体の安全を確保するために、ガスの供給を停止する件数であり、被害がないと確認された地域では速やかにガスの供給を再開する。なお、県全体での都市ガスの復旧日数は算出を行っていないが、都心南部直下地震で約6週間（42日間：1日当たり約1万件の復旧）を要するものと想定されている。

LPガスは、供給地域の計測震度からガスボンベ重量（全て50キログラムで算出）別漏えい率を求め、これにガスボンベを乗ずることによって漏えい件数を求めている。復旧日数は、県全体の復旧日数が示されており、東海地震及び南海トラフ巨大地震では県内に被害は発生しないとしている。

想定地震名	項目	都市ガス	LPガス	
		供給戸数17,150戸	消費者数29,840戸	
		供給停止数 (戸)	供給支障数 (戸)	復旧日数 (日)
都心南部直下地震		－	300	1
三浦半島断層群の地震		－	0	1
神奈川県西部地震		－	0	1
東海地震		－	0	－
南海トラフ巨大地震		－	0	－
大正型関東地震		17,150	390	2
参考	元禄型関東地震	17,150	390	2
地震	相模トラフ地震	17,150	630	2

(12) 電力被害 【冬の平日午後6時発災】

電線の被害による停電軒数は、延焼エリアと非延焼エリアに分けて想定計算を行い、揺れによる電柱被害及び全壊建物の巻き込まれによる電柱被害並びに延焼エリアの火災による焼失建物棟数を合算して配電線被害を算出している。さらに、震度の有無から、供給側設備の被災に起因した停電軒数を算出している。

復旧日数は、電柱のみの復旧を対象としている。

想定地震名	電灯軒数86,980軒			
	① 配電線被害 (軒)	② 供給側設備被災 (軒)	①と②の統合結果 (軒)	復旧 日数 (日)
都心南部直下地震	660	77,240	77,240	7
三浦半島断層群の地震	0	120	120	7
神奈川県西部地震	0	0	0	0
東海地震	40	0	40	7
南海トラフ巨大地震	30	0	30	7
大正型関東地震	32,650	77,240	77,240	12
参考	元禄型関東地震	32,650	77,240	12
地震	相模トラフ地震	54,690	77,240	12

(13) 通信被害 【冬の平日午後6時発災】

延焼エリアと非延焼エリアに分け、基本的には、電力電柱の場合と同様に算出されている。延焼エリアでは、火災による焼失建物棟数から停電軒数を想定し、非延焼エリアでの電線は、震動による電柱被害と全壊建物への巻き込まれによる電柱の被害から停電軒数を算出している。さらに、携帯電話の被害想定も行い、「×」は、非常につながりにくいことを意味している。

復旧日数は、電柱のみの復旧を対象としている。

想定地震名	50,410回線（世帯数総数）					
	不通回線数				携帯 電話 被害	復旧 日数 (日)
	火災 (回線)	揺れ (回線)	停電 (回線)	合計 (回線)		
都心南部直下地震	0	160	44,290	44,820	×	7
三浦半島断層群の地震	0	*	70	70	-	7
神奈川県西部地震	0	0	0	0	-	0
東海地震	0	*	20	20	-	7
南海トラフ巨大地震	0	*	20	20	-	7
大正型関東地震	3,030	1,800	40,480	45,300	×	12
参考	元禄型関東地震	3,030	40,480	45,300	×	12
地震	相模トラフ地震	10,660	33,280	46,210	×	12

県内の輻輳（ふくそう）については、東日本大震災（2011年）や新潟中越地震（2004年）、新潟中越沖地震（2007年）等を参考に、地震の被害規模からみた想定がされており、都心南部直下地震では、県内の固定電話及び携帯電話は、80パーセントから90パーセントの発信規制が行われ、2、3日は継続される想定となっている。また、他の関東地域向け（特に東京都向け）の発信も同様の発信規制が行われる。移動通信の PACKET 通信（データ通信）は、30パーセント程度の発信規制が行われるが、比較的早く解消される想定となっている。

(14) エレベーター被害 【冬の平日午後6時発災】

エレベーター停止台数は、地震時管制運転中の安全装置優先作動によるもの、揺れによる故障等によるもの、地域の停電によるものとして算出している。エレベーター内の閉じ込め人数は、冬の平日午後6時におけるエレベーター内の滞留人口を推定し、エレベーター停止台数から算出している。

想定地震名	項目	停止			閉じ込め		
		住家 (人)	非住家 (人)	合計 (人)	住家 (人)	非住家 (人)	合計 (人)
都心南部直下地震		70	70	140	70	70	140
三浦半島断層群の地震		*	*	20	*	*	20
神奈川県西部地震		*	*	*	*	*	*
東海地震		*	*	20	*	*	20
南海トラフ巨大地震		*	*	20	*	*	20
大正型関東地震		70	70	150	70	70	150
参考 地震	元禄型関東地震	70	70	150	70	70	150
	相模トラフ地震	70	80	150	70	70	150

(15) 災害廃棄物量 【冬の平日午後6時発災】

被災した建物や家財による災害廃棄物量は、環境省の推計予測の方法（2014年）を用いて、全壊・焼失の建物被害棟数から、1棟当たりの平均延床面積及び単位延床面積当たりの瓦礫（れき）発生量から算出している。

想定地震名	項目	木造 (万トン)	非木造 (万トン)	合計 (万トン)
都心南部直下地震		22	7	29
三浦半島断層群の地震		2	1	3
神奈川県西部地震		*	*	*
東海地震		*	*	*
南海トラフ巨大地震		*	*	*
大正型関東地震		146	42	188
参考 地震	元禄型関東地震	146	42	188
	相模トラフ地震	217	59	277

(16) 経済被害 【冬の平日午後6時発災】

経済被害のうち、直接被害額は、阪神・淡路大震災（1995年）時の原単位を用いて、被害を受けた施設及び資産について、復旧に要する費用の総額を算出しており、間接被害額は、東日本大震災（2011年）や阪神・淡路大震災（1995年）における波及影響の状況を参考に、定性的に検討を行い、算出している。

想定地震名	項目	建物被害						家財被害 (億円)	償却資産被害 (億円)	在庫資産被害 (億円)	
		住家			非住家						合計 (億円)
		木造 (億円)	S造 (億円)	R C造 (億円)	木造 (億円)	S造 (億円)	R C造 (億円)				
都心南部直下地震		430	140	90	70	420	200	1,340	10	370	160
三浦半島断層群の地震		50	30	*	*	80	*	170	*	70	30
神奈川県西部地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海地震		*	*	0	*	*	0	20	0	*	*
南海トラフ巨大地震		*	*	0	*	10	0	20	0	*	*
大正型関東地震		2,090	610	620	320	1,900	1,370	6,910	100	1,420	600
参考地震	元禄型関東地震	2,090	610	620	320	1,900	1,370	6,910	100	1,420	600
	相模トラフ地震	3,160	800	890	490	2,500	1,980	9,820	170	1,790	760

第4節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

1 市、県及び防災関係機関の実施責任

(1) 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他自治体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及びその他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害時には地震災害応急措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

【資料1-1】 神奈川県

【資料1-2】 その他神奈川県関係機関

【資料1-3】 指定地方行政機関

【資料1-4】 指定公共機関

【資料1-5】 指定地方公共機関

【資料1-6】 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【資料1-7】 自衛隊

2 市民等の責務

(1) 市民

ア 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレトペーパーなどの備蓄、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の予防対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、地震災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど市民自らが防災対策を行う。

イ 「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）を結成するものとし、自主防災隊を編成する。また、その活動への積極的な参画に努める。

ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、

技能等を地震発生時に発揮できるよう努める。

エ 地震が発生した場合には、地域において相互協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。

オ 地震災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの方針等）について、あらかじめ決めておく。

カ 過去に起こった大規模地震災害の教訓や地震災害文化を確実に後世に伝えていく。

（2）企業

ア 日頃から、管理する施設及び設備の耐震性の確保や、飲料水、食料等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員の執るべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織（自主防災隊）と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めるとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、市民及び自主防災組織（自主防災隊）と連携して、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努める。

3 災害救援ボランティア

- （1）日頃から、地域、行政又は関係機関が開催する防災に関する研修会、訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるように努める。
- （2）地震災害時の活動は、飲料水・食料、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。
- （3）市は、市社会福祉協議会、県及び関係機関と連携して、地震災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう研修会及び養成講座の開催並びに活動拠点の確保等、環境整備に努める。

4 市、県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

（1）市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 防災知識の普及及び教育並びに地震災害教訓の伝承に関する啓発
- ウ 地震災害対策の組織の整備並びに防災に関する調査、研究及び訓練の実施
- エ 防災施設等の公共施設の新設及び整備
- オ 防災に必要な物資並びに資機材の備蓄及び整備
- カ 消防活動その他の応急措置
- キ 避難対策
- ク 地震災害に関する情報の収集・伝達、広報及び被害調査
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施

- コ 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策
- サ 被災施設の復旧
- シ その他地震災害応急対策
- ス その他地震災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置
- (2) 県の出先機関等
 - ア 厚木土木事務所
相模川の地震被害調査及び地震災害復旧
 - イ 厚木土木事務所 東部センター
 - (ア) 地震災害時における市内の県管理の道路及び橋りょうの通行の確保
 - (イ) 市内の県管理の道路、橋りょう及び河川の地震被害調査並びにこれらの地震災害復旧
 - ウ 流域下水道整備事務所
相模川流域下水道の地震被害調査及び地震災害復旧
 - エ 企業庁 海老名水道営業所
 - (ア) 地震災害時における応急飲料水の確保
 - (イ) 応急給水活動に対する支援
 - (ウ) 水道施設の地震被害調査及び地震災害復旧
 - オ 県央地域県政総合センター
 - (ア) 地震災害時における管内県機関に係る応急対策の実施
 - (イ) 地震災害時における情報の収集等
 - (ウ) 市内の治山及び農林関連の地震被害調査並びに地震災害復旧
 - (エ) 資源配分の連絡調整
 - カ 厚木保健福祉事務所
地震災害時における市内の保健衛生対策
 - キ 海老名警察署
地震災害時における警備・交通対策
- (3) 指定地方行政機関
 - ア 関東財務局（横浜財務事務所）
 - (ア) 地震災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - (イ) 地震災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - (ウ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
 - (エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
 - イ 農林水産省 関東農政局 神奈川県拠点
 - (ア) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - (イ) 応急用食料等の支援に関すること
 - (ウ) 食品の需給・価格動向等に関すること
 - ウ 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 厚木出張所
 - (ア) 地震災害時における市内の国道及びこれに付随する橋りょうでの交通確保
 - (イ) 市内の国道及びこれに付随する橋りょうの地震被害調査並びにこれらの地震災害復旧
 - (ウ) 市内の国道及びこれに付随する橋りょうの二次災害防止工事の施工
 - エ 気象庁 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - (ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (イ) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象

の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

- (ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

オ 関東総合通信局

- (ア) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- (イ) 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援
- (ウ) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
- (エ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- (オ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

カ 神奈川労働局

- (ア) 工場・工場現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等
- (イ) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
- (ウ) 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
- (エ) 被災者の雇用対策

(4) 指定公共機関

ア 鉄道機関（東日本旅客鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社）

- (ア) 鉄道並びに軌道施設の整備及び保全
- (イ) 地震災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- (ウ) 地震災害時の応急輸送対策
- (エ) 鉄道、軌道関係地震被害調査及び地震災害復旧

イ 電信電話機関（東日本電信電話株式会社 神奈川事業部、株式会社 NTTドコモ 神奈川支店及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

- (ア) 電気通信施設の整備及び点検
- (イ) 電気通信の特別取扱い
- (ウ) 電気通信施設の地震被害調査及び地震災害復旧

ウ 日本銀行 横浜支店

- (ア) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- (イ) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (ウ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (エ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- (オ) 各種措置に関する広報

エ 日本赤十字社 神奈川県支部

- (ア) 医療救護
- (イ) こころのケア
- (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
- (エ) 災害時の血液製剤の供給
- (オ) 義援金の受付及び配分
- (カ) その他地震災害救護に必要な業務

オ 日本放送協会 横浜放送局

- (ア) 気象予報、警報等の放送周知
- (イ) 地震災害状況及び地震災害対策に関する放送

- (ウ) 放送施設の保安
- カ 中日本高速道路株式会社 東京支社 横浜保全・サービスセンター
 - (ア) 道路（付属物を含む。）の耐震整備
 - (イ) 地震災害時の災害復旧
 - (ウ) 地震災害時における緊急交通路の確保
- キ 日本郵便株式会社（海老名郵便局、国分郵便局、大塚本町郵便局、海老名大谷郵便局、海老名河原口郵便局、海老名国分寺台郵便局、有馬郵便局、海老名中新田郵便局、かしわ台駅前郵便局、杉久保郵便局、海老名西口郵便局及び神奈川西郵便局）
 - (ア) 地震災害時における郵便物の送達確保
 - (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災者に対する郵便はがきなどの無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
 - (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
 - (キ) 市内における建物及び道路等の被災状況情報の提供
 - (ク) 被災した市民の安否及び避難先等情報の提供
 - (ケ) 市内避難所等への臨時郵便差出箱の設置
- ク 東京ガスネットワーク株式会社
 - (ア) ガス供給施設の耐震整備
 - (イ) 災害時における都市ガスの供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ケ 日本通運株式会社 藤沢支店
 - (ア) 地震災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 地震災害時の応急輸送対策
- コ 東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社及び相模原支社
 - (ア) 電力供給施設の整備及び点検
 - (イ) 地震災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の地震被害調査及び地震災害復旧
- サ KDDI株式会社 南関東総支社
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 地震災害時における電気通信の疎通
- (5) 指定地方公共機関
 - ア 公益社団法人 神奈川県医師会、一般社団法人 神奈川県歯科医師会、公益社団法人 神奈川県薬剤師会、公益社団法人 神奈川県栄養士会、公益財団法人 神奈川県看護協会、地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
 - (ア) 医療助産等救護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - イ 放送機関（株式会社 アール・エフ・ラジオ日本、株式会社 テレビ神奈川及び横浜エフエム放送株式会社、株式会社 ジェイコム湘南・神奈川、イッツ・コミュニケーションズ株式会社）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
 - (イ) 地震災害状況及び地震災害対策に関する放送
 - (ウ) 放送施設の保安
 - ウ 株式会社 神奈川新聞社

地震災害状況及び地震災害対策に関する報道

エ 鉄道機関（小田急電鉄株式会社及び相模鉄道株式会社）

- （ア） 鉄道並びに軌道施設の整備及び保全
- （イ） 地震災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- （ウ） 地震災害時の応急輸送対策
- （エ） 鉄道並びに軌道関係地震被害調査及び地震災害復旧

オ 自動車運送機関（一般社団法人 神奈川県バス協会、神奈川中央交通株式会社、一般社団法人 神奈川県トラック協会及び一般社団法人 神奈川県タクシー協会）

- （ア） 被災地の人員輸送の確保
- （イ） 地震災害時の応急輸送対策
- （ウ） 災害対策用物資の輸送確保

カ 神奈川県相模川左岸土地改良区

- （ア） 土地改良施設の整備
- （イ） 農業湛（たん）水の防排除活動
- （ウ） 農地及び農業施設の地震被害調査及び地震災害復旧

キ 公益社団法人 神奈川県LPGガス協会 県央支部

- （ア） ガス施設の機能確保
- （イ） ガス施設の応急復旧

ク 神奈川県住宅供給公社

地震災害時における住宅の緊急貸付

（6） 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア 一般社団法人 海老名市医師会、一般社団法人 海老名市歯科医師会、海老名市薬剤師会及び病院等医療関係者

- （ア） 医療施設での避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- （イ） 地震災害時における病人、負傷者等の収容及び保護
- （ウ） 地震災害時における収容者の保護及び誘導
- （エ） 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産

イ 海老名エフエム放送株式会社

- （ア） 気象予報、警報等の放送の周知
- （イ） 地震災害状況及び地震災害対策に関する放送
- （ウ） 放送施設の保安

ウ さがみ農業協同組合

- （ア） 市が行う地震被害状況調査及び地震災害応急対策への協力
- （イ） 農作物地震災害応急対策の指導
- （ウ） 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
- （エ） 被災農家に対する融資のあつ旋

エ 海老名商工会議所及び商工業関係団体

- （ア） 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
- （イ） 市が行う商工業関係地震被害状況調査及び地震災害応急対策への協力

オ 社会福祉施設の管理者

- （ア） 避難施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
- （イ） 地震災害時における入所者の保護及び誘導

カ 学校法人

- （ア） 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(イ) 地震災害時における応急教育対策計画の確立と実施

キ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

ク 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

(ア) 安全管理の徹底

(イ) 防護施設の整備

ケ 水道用水供給事業者

(ア) 県及び市が行う地震被害状況調査並びに地震災害応急給水への協力

(イ) 地震災害応急給水活動用資機材及び地震災害復旧用資機材の整備

(7) 自衛隊

ア 防災関係資料の基礎調査

イ 自衛隊災害派遣計画の作成

ウ 「神奈川県地域防災計画」に合わせた防災に関する訓練の実施

エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

オ 地震災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第2章 都市の安全性の向上

市は、これまでも公共の福祉、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的及び文化的な条件に配慮し、市民の安全・安心を図るため、地震災害に強いまちづくりに取り組んでいるが、更に地震災害による被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を基本とし「住みたい 住み続けたいまち 海老名」の実現に向けたまちづくりを進めている。

第1節 計画的な土地利用及び市街地整備の推進

県のおおむね中央に位置する市は、産業の進展に伴い、都市構造が複雑化しており、人口も年々増加傾向にあることから、一部の地域では過密化が進行している。このような現況から、都市環境の整備を図ることと併せ、市街地の防災性の向上を図る必要があるため、建築物の不燃化、都市空間の確保、再開発時等には整備を促進する。

1 総合的かつ計画的な土地利用の推進

市は、地震災害に強いまちづくりを目指し、市域の安全性を高めるため、市都市計画等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。 [市]

【資料9-1】 用途地域別面積

2 地震災害に強いまちづくりの促進

(1) 市は、地震災害時に拠点となる公共施設の耐震化、不燃化を推進し、耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震改修を促進する。 [市]

(2) 市は、公園における防災機能の強化を図る。 [市]

3 地震災害に強いまちづくりの推進

(1) 市は、都市防災総合推進事業（社会資本整備総合交付金）の採択に向けた取組における県の支援を受け、地震災害危険度判定調査、住民等とのまちづくり活動及び防災まちづくり拠点等の地区公共施設整備を推進する。 [市]

(2) 市は、県の支援を受け、地籍調査を実施し、大規模地震災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進する。 [市]

4 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

市は、防火地域・準防火地域の指定に当たって、市街地の整備状況、土地の利用の状況等に応じた指定を進め、市街地の不燃化等の防災性の向上に努める。 [市]

【資料9-2】 防火地域・準防火地域指定状況

5 危険を回避した土地利用

市は、地震災害履歴や危険区域箇所等を地図化した自然災害に関する情報を市民に提供し、周知を図る。 [市]

6 市街地の整備

(1) 市は、防災を念頭において駅周辺における市街地再開発事業等のまちづくりを進める。 [市]

(2) 市は、広幅員道路、公園緑地の整備や無電柱化等、市街地の防災性の向上を図る。 [市]

7 開発協議に関わる安全性の配慮

市は、開発の協議に当たっては、安全性に配慮した指導を進める。 [市]

8 盛土の安全性

市は、盛土による災害防止のための総合点検の結果、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証する。

[民・危・応・物]

第2節 防災空間の確保

都市の過密化が進む市においては、公園、緑地、道路、河川等が、火災延焼の遮断効果とともに避難場所等として、また、救難活動の場としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に、広域避難場所はもとより、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる都市公園及び緑地の確保を積極的に推進するとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図り、防災拠点となる都市公園については、防災機能を向上させるため、県、防災関係機関等と連携を図った整備を進める。

1 都市公園の整備

- (1) 市は、防災拠点となる都市公園については、県との役割分担を踏まえて施設整備（入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、地震災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進める。 [市]
- (2) 市は、県が防災関係機関及び市民と連携・調整して取り組む県立相模三川公園の来園者の避難誘導や避難者の受入対策等の検討、県のマニュアルづくり及び防災訓練の実施について連携・調整を図る。 [県・市]

【資料9-3】 県立都市公園

【資料9-4】 都市公園

2 緑地の保全

市は、市域の緑地保全に努め、必要に応じて指定拡大を進めるとともに、市有地の適正な管理を実施する。 [市]

【資料9-5】 公共施設緑地

3 道路網の整備

市は、道路が交通施設としての機能のほか、地震災害時における避難経路、緊急支援物資の輸送路及び街路樹による火災延焼緩衝地帯として重要な防災空間となるため、都市計画道路の整備と既存道路の機能確保の両面から早期の整備に努める。 [市]

【資料7-1】 都市計画道路

4 農地等の整備

市は、農地の整備を進めるとともに、地震災害時の避難場所及び復旧活動用地としても活用可能な防災に資する農地を確保するため、「海老名市防災協力農地制度」の推進を図る。 [市]

【資料2-11】 海老名市防災協力農地制度要綱

【資料5-1】 海老名市防災協力農地一覧

【資料9-6】 経営耕地面積及び経営放棄地面積

第3節 道路、橋りょう及び鉄道の安全対策

道路、橋りょう及び鉄道の被災、さらに、電柱類の倒壊等は、災害時の市民の避難、救助・救急及び消火活動、医療活動等の初動体制の確保、各種の応急対策活動を著しく阻害する。このため、道路、橋りょう等の整備及び補強・補修に当たっては、国等が定める耐震基準等に基づき、地形、地質等に留意し、安全性の向上に一層努める。

1 道路の整備

- (1) 市は、地震災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するための道路ネットワークを整備する。 [市]
- (2) 市は、道路の整備に当たっては、計画に基づき歩道の広幅員化及び無電柱化を推進し、安全性のより一層の向上を図る。 [市]
- (3) 市は、隧道や横断歩道橋の安全点検を実施し、必要な補強工事を実施する。また、緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の安全を確保するため、路面下空洞調査を推進する。 [市]
- (4) 国及び県は、国道及び県道の横断歩道橋の安全点検を実施し、必要な補強工事を実施する。 [国・県]

【資料7-2】 中日本高速道路株式会社の市内における所管道路

【資料7-3】 国・県道の状況

2 橋りょうの整備

- (1) 市の管理する橋りょうについては、国等が定める耐震基準等に基づいた技術的支援等により耐震性の強化を進める。 [市]
- (2) 国土交通省、中日本高速道路株式会社等は、大規模地震の地震動に対し、道路橋が落橋又は倒壊しないことを目的に、県内の道路橋の耐震補強工事を進める。 [国・事]

3 鉄道施設の整備

鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性のより一層の向上を図る。 [事]

第4節 津波対策

神奈川県地震被害想定調査報告書及び津波浸水予測図において、市は、沿岸からの距離及び標高から津波の影響は想定されないが、津波に関する伝達体制や正しい知識の普及に努める。

1 伝達体制等の整備

市は、津波警報が発表されたときに、該当する津波予報区沿岸地域に、県が津波警報をメールで一斉配信するシステム及びその利用方法等についての周知に努める。 [市]

2 津波に関する知識の普及

市は、市内施設等の標高が確認できるよう標高を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。 [市]

第5節 崖崩れ対策等の推進

市では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下この節において「急傾斜地法」という。）第3条第1項の規定により県が指定した急傾斜地崩壊危険区域の土砂災害防止パトロールを県と協力して実施する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この節において「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定により県が指定した土砂災害警戒区域や避難所等の市民周知の徹底を図るとともに、警戒避難体制を確立するなどの防災体制の整備を図る。

1 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の指定

- (1) 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する管理の強化について（昭和47年7月20日付け建設省河砂発第50号）により、市内63か所を急傾斜地崩壊危険箇所とし、そのうち、3か所を急傾斜地法第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域に指定している。 [県]
- (2) 県は、土砂災害防止法第7条第1項の規定により市内52区域102斜面を土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊（崖崩れ））に指定している。また、40区域70斜面を土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊（崖崩れ））に指定している。 [県]

【資料9-7】 急傾斜地崩壊危険区域一覧

【資料9-8】 急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域数等

【資料9-9】 土砂災害警戒区域一覧

2 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策

- (1) 市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対して、土砂災害警戒情報の発表等の情報を提供するとともに、防災体制の整備に努める。 [市]
- (2) 市は、「海老名市地域防災計画」において、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について定める。 [市]

【資料5-2】 水防法及び土砂災害防止法に基づき定める要配慮者利用施設一覧

3 土砂災害への対策

- (1) 市は、県の支援を受け、市内3か所の急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事を既に実施している。なお、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域内において、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのある急傾斜地を把握した場合は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事等について県と協議し、土砂災害対策に努める。 [県・市]
- (2) 市は、急傾斜地崩壊危険区域の管理及び保全の制限に係る土砂災害防止パトロールを県と協力し、実施する。 [県・市]
- (3) 市は、土砂災害防止法第8条第3項の規定により、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。また、土砂災害警戒区域内に居住する市民に対し崖崩れの危険性を周知徹底するとともに、緊急時には、必要に応じて関係自治会長等を通じて、土砂災害警戒区域内の市民が速やかに避難準備をできるように、あらかじめ啓発に努める。 [市]
- (4) 市は、土砂災害警戒区域における警戒及び避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定及び避難所予定施設等の指定を進める。 [市]

- (5) 市は、崖崩れ災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、必要に応じて土砂災害警戒区域の点検・パトロールを実施する。〔市〕

第6節 ライフラインの安全対策

電気、ガス、水道、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活に欠かすことのできない施設であることから、地震災害時にもライフライン機能を確保できるよう各事業者は、施設の安全強化対策をより一層の推進を図るとともに、施設の多重化及び代替設備の整備等の促進に努める。

1 上水道施設

- (1) 県営水道は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を進める。また、地震災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制の整備等を進める。〔県〕
- (2) 市は、地震災害時の飲料水を確保するため、避難所予定施設等に設置した飲料水兼用耐震性貯水槽等の適正な管理を実施する。〔市〕

2 下水道施設

- (1) 市及び県は、被災した場合の影響度を考慮して、幹線管きょ等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。〔市・県〕
 - ア 可動性・伸縮性を有する継手の採用
 - イ 地盤改良等による液状化対策の検討
- (2) 県は、相模川流域下水道が地震災害時にもその機能を維持又は早期に回復できるようにするため、流域下水道事業継続計画（下水道BCP）を基に関係機関との連携を図る。〔県〕
- (3) 市は、地震災害時において、下水道施設の機能を維持又は早期に回復できるよう下水道業務継続計画（下水道BCP）を基に関係機関との連携を図る。〔市〕

3 無電柱化

道路管理者は、地震災害時の電柱倒壊による電線類の寸断及び緊急通行車両の通行障害を防ぐため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類の地中化を推進し、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図る。〔県・市・事〕

4 電気、ガス及び通信サービス

- (1) 電気、ガス及び通信サービス事業者は、各施設の液状化等に配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、防災性のより一層の向上に取り組む。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進める。〔事〕
- (2) 市は、地震災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備等の導入や、電気自動車・燃料電池自動車、コージェネレーションシステム等の分散型電源の普及・促進を図る。〔市〕
- (3) 九都県市が作成する災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言版の利用方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットの活用について県と連携し、周知に努める。〔市〕

第7節 液状化対策

地震による被害は、地盤の特性に大きく影響される。市内では、相模川流域の主に砂質地盤のある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されており、構造物に対する対策が必要とされている。

1 情報の提供

市は、県と連携し、「神奈川県地震被害想定調査報告書」による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行う。 [市]

2 公共施設等における液状化被害の防止

市は、市管理の建築物・構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施する。 [市]

第8節 危険物等施設の安全対策

ガソリンスタンドに代表される危険物施設と高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等を取り扱う工場や各種研究機関といったその他の危険物施設（以下この節において「危険物等施設」という。）は、地震の揺れなどにより火災等が発生した場合は、取り扱う物質の性質上、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性があるため、その安全性の強化及び充実が必要となる。また、先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められている。

危険物等施設は、個別法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されているが、市は、県及び関係団体とともに、国の施策や施設の耐震化の促進、事業所の自己責任、自主保安体制の充実等をはじめとする安全確保対策を強化する。

1 事業者に対する指導

市は、県と共同で危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実並びに防災教育及び防災訓練の実施等の必要な対策を講じるよう指導する。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策の促進を図る。 [市]

【資料9－10】 危険物等施設数一覧

2 各事業所の措置

各事業所は、危険物等施設からの火災、爆発等による被害の発生及び拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備等必要な措置を採る。 [事]

第9節 建築物等の安全確保対策

建築基準法（昭和25年法律第201号）の耐震基準は、我が国が経験した新潟地震（1964年）、十勝沖地震（1968年）、宮城県沖地震（1978年）等を教訓に順次強化され、現在は昭和56年6月に施行されたいわゆる「新耐震基準」によっている。そのため、大部分の建築物は、その社会的及び物理的寿命から耐震性に配慮した建て替えが順次進んでいるが、市における地震の切迫性に鑑み、計画的かつ重点的に既存建築物の耐震性の向上に取り組むとともに、落下物等の防止対策について取り組む。

1 法、計画等に基づく耐震化の促進

- (1) 市は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の指導・助言及び普及・啓発を実施するとともに、「海老名市耐震改修促進計画」に基づき、県と協働して耐震化を推進する。 [市]
- (2) 市は、県の支援を受け、不特定多数の者や大規模な要配慮者利用施設、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に努める。 [市]
- (3) 市は、県の支援を受け、新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）の耐震改修工事、一部屋耐震化及び耐震診断の促進に取り組む。 [市]

【資料9-11】 住宅の種類・構造、建築の時期別住宅数

2 建築技術者の講習

市は、住宅の耐震化の促進に資するため、耐震化改修を行う施行者向けに開催する技術講習会を行う場合は、県の支援を受けて実施する。 [市]

3 耐震相談等

市は、市民の耐震相談に的確に対応できるよう県や建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談の充実及び強化に努める。 [市]

4 普及・啓発

- (1) 市は、建築物の安全性を向上させるため、敷地の規模や隣接建築物の間隔等に留意することにより、延焼等に対してもより一層の安全性が確保できるよう地区計画制度等を通じて総合的な取組が進むよう各種の普及・啓発に努める。 [市]
- (2) 市は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、エレベーター内等への非常食・飲料水の備蓄等の防災対策について普及・啓発を行う。 [市]

5 技術的支援

市は、市民が簡易に実施できる耐震診断のパンフレットの配布や耐震改修の事例紹介により、耐震化を進めることの必要性について一層の意識啓発に努める。 [市]

6 防災上重要建築物等の耐震性向上のための取組

- (1) 市は、県と共同で施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努める。 [市]
- (2) 市は、地震災害時に防災対策上の拠点となる庁舎、避難所予定施設等の防災上重要建築物について、非構造部材を含む耐震対策等により、地震災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。 [市]
- (3) 市は、避難所予定施設等に老朽化の兆候等が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進め、耐震性の向上に取り組む。 [市]

7 県の耐震性向上のための取組

県は、民間施設の耐震性の向上を図るため、民間施設の耐震診断に技術的支援を進めるとともにその促進方策について研究を深め、国に対し所要の制度づくりを働きかける。特に、学校、社会福祉施設、病院等の耐震化に対して、必要な財政的支援を行う。 [県]

8 その他安全対策

- (1) 市は、県と共同して、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基準の普及・啓発や、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、屋上給水塔、屋上広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進める。 [市]
- (2) 市は、避難場所、避難路等の周辺建物の耐震化促進策について検討する。 [市]
- (3) 市は、不特定多数の者が利用する施設について、耐震性の向上等、安全性の確保に配慮する。 [市]
- (4) 市は、県の支援を受け、建物の防火対策として、感震ブレーカー等の設置促進を計画的に取り組む。 [市]

第3章 地震災害時応急活動事前対策の充実

大規模地震災害が発生した場合は、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の拡大を軽減し、及び防止するための鍵となる。市は、国、県及び防災関係機関と連携を図って、地震災害発生の際に把握できた場合又は地震災害が発生した場合を想定した地震災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えを行っている。

応急活動の実施に当たっては、市民に最も身近な市の役割が重要になるため、市は、事前準備として県からの支援を受け、広域的対応に必要な緊急輸送道路等の確保、さらには、その他自治体との連携等の充実強化を図るとともに、帰宅困難者対策、地震災害廃棄物等の処理対策及び災害救援ボランティア活動の充実強化を図る。また、本市が地震災害に見舞われた場合は、様々な枠組みにより多様な形態で多くの団体から実施される人的支援及び物的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、地震災害時広域受援体制の構築を図る。

平成28年熊本地震（2016年）では、強い揺れが連続し、余震も長く続くなど地震の揺れの怖さを再認識することとなったことから、地震発生時は、自らの身を守ることが何よりも優先であることを再認識し、地震発生時の適切な安全確保行動の重要性の啓発に努める。

令和2年春から続く新型コロナウイルス感染拡大により、感染症と自然災害との複合災害への対応が新たな課題になっているため、今回のコロナ禍における災害対応の経験を今後の災害対策強化に繋げる必要がある。

第1節 地震災害時情報の収集・提供体制の拡充

市は、平成17年度から3か年で防災行政無線局同報系無線設備をデジタル化し、移動系無線設備は、MC A無線機を導入し、市の公共施設、関係機関との情報受伝達体制の構築を推進している。市民への情報伝達手段としては、同報系無線設備を補完するえびなメール、市防災ホームページ、防災ラジオ等、順次整備を推進し、地震発生時における火災等の被害状況をいち早く確認するための防災情報システム（防災カメラ）を整備している。災害の状況等により必要と判断される場合は、市の保有する無人航空機（ドローン）又は、災害時応援協定に基づく協定先に要請し、情報収集に努める。

市は、現状システムの課題や通信システムに関する技術的・将来的な動向を踏まえ、地震災害情報の収集・提供体制のより一層の充実に向けた検討を進める。

また、災害情報収集や避難対策など災害対応におけるA Iやデジタル技術の活用等、防災・災害におけるD Xの推進に努める。さらに、市民へ、避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等の活用を図る。

1 災害情報受伝達体制の充実

- (1) 市は、市民等に対し確実に情報を伝達するため、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な管理運用を図る。 [危]
- (2) 市は、災害情報の確実な受伝達体制を構築するため、防災行政無線局同報系無線設備及び移動系無線設備（MC A無線機）並びに防災情報システム（防災カメラ）を整備し、管理運用を図る。また、防災行政無線局同報系無線設備を補完するテレドーム及び防災ラジオ、えびなメールサービス及び市防災ホームページ並びにフェイスブック、ツイッター及び緊急速報メール（エリアメール）の管理運用を図る。 [危]
- (3) 市は、防災行政無線局同報系無線設備をはじめとする様々な情報受伝達機器等を効果的かつ複合的に活用することから、現状の課題並びに技術的及び将来的な動向を踏まえ、災害情報受伝達体制のより一層の充実に向けて検討を進める。 [危]
- (4) 市は、災害時の市内の状況を多岐にわたる効果的な映像により情報収集できるよう無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の機能、能力、活用効果等の調査研究を推進する。 [危・消]

- (5) 市は、県災害情報管理システム※12を活用し、県との情報受伝達能力及び関係機関との情報共有機能の充実を図る。 [危]
- (6) 市は、地震災害時の国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）※13の迅速な派遣等を含め、道路、河川、ダム、砂防、都市施設等の公共土木施設被害等の状況を迅速かつ確実に国土交通省と共有するため、国土交通省関東地方整備局との協定を締結し、平常時から連絡員（リエゾン）との情報共有等に努め、地震災害時の支援体制を確立する。 [危]

- 【資料2-12】 海老名市防災行政無線局管理運用要綱
- 【資料2-13】 海老名市防災行政無線局MCA無線機管理運用基準
- 【資料3-1】 防災行政無線局同報系無線設備一覧
- 【資料3-2】 防災行政無線局移動系無線設備（MCA無線機）一覧
- 【資料2-14】 海老名市防災情報システム運用要綱
- 【資料8-1】 防災情報設備に係る施設の使用に関する協定書
（株式会社 リコー テクノロジーセンター）
- 【資料8-2】 災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省 関東地方整備局）

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- (1) 市は、避難所等の管理、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するために導入した被災者支援システムの整備運用に努める。 [危]
- (2) 被災者支援システムの整備については、東日本大震災（2011年）や平成28年熊本地震（2016年）の教訓を踏まえ、大規模地震災害時は、市単独による被災者支援業務が進められず、広域応援を効果的に活用して被災者支援業務を実施せざるを得ないことを考慮し、被災者支援システムの広域的な整備及び運用並びに国、県による統一的なシステムの構築等の支援要望も含めて検討を進める。 [危]
- (3) 市は、市民、災害時医療救護関連施設及び避難所等への情報提供等に当たり、インターネットなど各種通信手段の活用を図る。 [危]
- (4) 市は、NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等の電気通信事業者が地震災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 [危]
- (5) 市は、県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県・市町村が共有する仕組みの運用を図るとともに、地震災害及び生活情報を伝達できるよう体制の整備に努める。 [危]

※12 県災害情報管理システムは、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により、県、市町村等をオンラインネットワークで結び、地震災害発生時には、市が把握した被害情報を、地震災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容までリアルタイムで県、市町村等で情報共有できるシステムのこと。

※13 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）とは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令（平成24年国土交通省訓令第31号）に基づき、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支分部局（航空交通管制部を除く。）及び気象庁に、それぞれ設置する派遣隊のこと。

3 報道機関との協力体制の確立

市は、テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなどの報道機関の協力のもと、発災時における地震災害報道の拡充を図ることにより、被災者に対し必要な情報提供ができるよう体制の確立を図る。 [危]

4 地震災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

市は、防災関係機関及びその他の防災関係団体と連携して、地震災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保する。 [危]

【資料8-78】 災害時等における地図製品等の供給等に関する協定書
(株式会社 ゼンリン 第一事業本部神奈川・静岡エリア統括部)

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、県が実施する「神奈川県災害情報管理システム」の操作研修等に積極的に参加し、システム操作の習熟に努める。 [危]
- (2) 市は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、地震災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど機器操作の習熟に努める。 [危]

第2節 市災害対策本部等組織体制の拡充

東日本大震災（2011年）及び平成28年熊本地震（2016年）では、庁舎が地震により大きな被災を受け、防災業務に従事していた職員等が被災するなど初動期の地震災害応急対策に支障が起きた市町村が発生した。このような状況を踏まえると、大規模地震災害が発生した場合は、市災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、市災害対策本部室そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要である。

災害時の市災害対策本部機能の確保を確実にするため、適切な職員の配備体制を整備するとともに、地震災害及び職員参集の状況に応じた組織体制を執り、災害時における迅速かつ的確な市災害対策本部活動を実施するため、活動を明確にした行動計画を定め、必要に応じて各種細部マニュアルを整備し、同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害等、様々な場面を想定したより実践的な訓練等を計画的かつ継続的に実施し、刻々と変化する被災者ニーズに即応できる災害対策本部機能並びに県及び他市町村との連携及び連絡体制の拡充を図る。

地震災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、地震災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

1 市災害対策本部の組織体制の充実等

- (1) 市は、地震災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を平常時から図り、災害対策本部の機能の充実強化に努める。 [危]
- (2) 市は、地震災害時に迅速かつ確実に災害対策本部体制が執れるよう平常時から危機対処の部として危機管理部、消防部、避難所管理部、応急復旧部、物資輸送部及び医療介護部の6部を確立する。 [危・消・避・応・物・医]
- (3) 市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定し、災害対策本部組織や行動計画、各種細部マニュアルを検証し、定期的に見直し、必要に応じて修正するとともに、不足するマニュアル等については、迅速に整備する。 [危・消・避・応・物・医]

2 県現地災害対策本部の連携強化

市は、地域における地震災害応急対策を円滑に実施するため、県現地災害対策本部との連携の充実を図る。 [危]

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

- (1) 市は、災害対策本部室（本庁舎）が被災した場合は、消防庁舎を代替災害対策本部室とするため、防災行政無線局等の災害対策本部としての機能を維持できるよう災害対策本部の代替機能の充実を図る。また、消防庁舎及びその他市の施設が被災した場合も想定し、南部大型防災備蓄倉庫の敷地を災害対策本部の代替地としての拡充整備を図り、災害対策本部機能や本部員等の交通手段の確保等、災害対策本部の代替機能の整備に努める。 [危]
- (2) 市は、平成28年熊本地震（2016年）の教訓を踏まえ、連続する強い余震等により庁舎内に立ち入ることが危険と判断される場合を想定し、初動期における災害対策本部の屋外運営手段等の構築を図る。 [危]

【資料9-12】 海老名市災害対策本部等代替施設一覧

【資料2-15】 海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例

【資料4-1】 大型防災備蓄倉庫設置場所一覧

4 組織体制の充実

市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう市災害対策本部等防災組織体制の充実を図るとともに、本庁舎、消防庁舎が被災した場合の更なる代替施設の確保に努める。 [危]

5 業務継続体制の確保

- (1) 市は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び地震災害に対する安全性の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行う。また、通信途絶時のために備えた衛星携帯電話の整備やその他非常用通信手段の確保に努める。 [危]
- (2) 市は、発災後の円滑な応急活動、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努める。 [市]
- (3) 市は、業務継続体制の点検を行い、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて修正する。 [危]
- (4) 市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう平常時から地震災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務の役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。 [危・消・避・応・物・医]

【資料4-2】 非常用発電設備一覧

【資料4-3】 今里給油所

6 研修・訓練の実施

- (1) 市は、職員の防災教育として「海老名市地域防災計画」や市災害対策本部等の組織体制の基本的な部分から段階的に教育するため、危機対処の各部に危機管理担当者を置き、年1回以上の危機管理研修を実施する。また、危機管理研修を受講した危機管理担当者は、各部にフィードバックし、教育・研修内容の共有を図る。 [危]
- (2) 市は、県、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した市災害対策本部の運営訓練の実施に努める。 [危]
- (3) 市は、閉庁時でも迅速な災害対策本部等の組織体制が組めるよう「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、職員の緊急参集訓練、登庁後の初期活動訓練等の実施に努める。 [危]
- (4) 市は、地震災害時における市災害対策本部の円滑な運営や臨機応変に対応できる組織育成のためには、分刻みに展開する被害等の状況に対する瞬時の判断・対応及び先の展開を複数見越した対策等を実践的な図上訓練等により1回でも多く疑似体験することが重要であることから、危機対処の各部及び防災関係機関との連携・調整を目的とし、計画的かつ継続的に市災害対策本部オペレーションセンター訓練を実施する。 [危]

【資料2-16】 海老名市危機管理担当者設置要領

第3節 救助・救急及び消火活動体制の充実

市は、地震災害時において、市の消防力を超える救助・救急及び消火活動を必要とする状況下となった場合は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に、消防機関が中核となって救助・救急・消火活動を実施するとともに、県に緊急消防援助隊、県警察、自衛隊等の協力要請を実施する。市は、こうした活動の中核として消防機能が十分発揮できるよう消防力を確保するため、消防車両等の消防装備の拡充に努めるとともに、十分な応急活動が実施できるよう資機材、飲料水・食料、燃料等の確保を進める。また、他市町村と広域的・機動的な支援活動を相互に実施するため、応援・受援体制の構築、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換等の推進を図る。

また、高層マンションをはじめとした高層建築物の建設が増加する中、大規模地震等の災害時のエレベーター停止に備えた救出救助体制の確保を図る。

1 ヘリコプター等の活用

市は、地震災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷（症）者の搬送等のため、ヘリサイン等を整備し、ヘリコプターを活用するとともに、必要に応じて市自ら、又は災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）の運用により、応急対策における機動性を高める。

また、無人航空機（ドローン）を操作できる職員を確保し、災害発生時における映像情報収集に努める。 [消・危]

【資料9-13】 公共施設におけるヘリサインの設置状況

2 救助用重機の確保

市は、建築物が倒壊するような地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、地震災害時におけるこれらの大型重機の確保に努める。

[消]

3 救急救命体制の強化

市は、救急隊員の確保を図るため、消防学校の救急専科教育に消防職員を派遣する。また、救急救命士の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する救命指導医及び救急救命士の資質向上のための研修及び教育訓練に救急救命士を派遣する。 [消]

4 消防職員の資質向上

市は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する専科教育、幹部教育等の特別教育、研修及び教育訓練に職員を派遣する。 [消]

5 消防の強化

(1) 市は、県が支援する消防の広域化又は将来の消防の広域化に向け、市の消防力強化に向けた取組を推進する。 [消]

(2) 市は、救助・救急及び消火活動の中核として消防機能が発揮できるよう消防力を確保するため、消防の用に供する施設、消防車両及び消防装備並びに消防職員の適正配置に努める。 [消]

(3) 市は、地震災害時に十分な応急活動が行えるよう資機材、飲料水・食料、燃料等の確保を進める。 [危]

(4) 市は、県等の支援を受け、広域応援に資する資機材、車両等の整備に努める。また、消防力強化に有効な耐震性防火水槽等の整備を推進する。 [消]

(5) 市は、地震災害時における広域的な火災防御活動及び市民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画に地震災害時における大規模火災等の対応についての事前計画を定める。 [消]

- (6) 市は、出火及び延焼拡大予防のための建築物及び建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底並びに消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。〔消〕
- (7) 市は、地震災害時における火災の発生及び拡大の防止並びに救出救助・応急手当に係る知識の普及に努めるとともに、自主防災組織（自主防災隊）、防火管理者等に消火及び防火教育を行う。〔危・消〕

6 広域応援体制の強化

- (1) 市は、地震災害時において、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の広域的な応援要請を迅速に実施できる体制及び当該応援に対し円滑かつ効率的な受入れを検討し、緊急消防援助隊の受援に特化した災害時広域受援に関する計画等の整備を努める。また、緊急消防援助隊の受入施設等の提供に努める。〔消・危〕
- (2) 市は、県と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施する。〔消〕

【資料8－3】 災害時における施設利用の協力に関する協定書
(株式会社 サン・ライフ)

【資料5－3】 緊急消防援助隊の受入場所

7 研修・訓練の実施

- (1) 市は、地震災害発生時における海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センターとの連携・調整、市消防力の効率的かつ効果的な活用、緊急消防援助隊の受援体制等、地震災害により大規模火災の発生、多数の要救助者の発生、多数の重症者等の発生等あらゆる場面を想定した研修・訓練の実施に努めるとともに、大規模地震災害における消防機関の体制の構築に努める。〔消〕
- (2) 市は、大規模地震災害、局所災害等様々な状況を想定し、市医師会、市消防本部、海老名警察署、神奈川DMA T－L（海老名総合病院）その他災害時医療救護関連施設ほか関係機関の災害医療連携の強化を図るため、トリアージ及び救命措置等を含めた災害医療に関する訓練等を実施する。また、トリアージの手法等のマニュアル等の整備に努める。〔医・消・危〕

第4節 警備・救助対策

県警察は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、大規模地震が発生したときは、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種応急対策を迅速かつ的確に実施し、市民の生命、身体及び財産の保護並びに県民の混乱の早期収拾を図るなど市民の社会生活の安定に努める。また、地震災害時の治安維持を図るため、警備体制の整備、装備資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図るとともに、各種応急対策に必要な装備資機材の整備、地震災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制の一層の強化を図る。

1 警察署等の耐震化

県警察は、大規模地震等の災害時に、指揮本部や活動拠点となる海老名警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組む。また、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能及び警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備する。 [県]

2 救出救助用資機材の整備

県警察は、大規模地震等の災害時における迅速かつ的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等、必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の飲料水・食料、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。 [県]

3 応援部隊の受入体制の確立

市は、県警察が他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立するため、受入施設等の提供に努める。 [危]

【資料5-4】 広域緊急援助隊受入場所

【資料8-4】 災害時における広域応援部隊の受入に関する協定書
(株式会社 海老名第一ビルディング)

4 研修・訓練の実施

市は、地震災害時における県警察、海老名警察署との連携・調整を図るため、県警察、海老名警察署が実施する防災に関する研修・訓練に積極的に参加するとともに、市が実施する防災の研修・訓練への参加を積極的に呼び掛ける。 [危]

第5節 避難対策

市は、自主防災組織（自主防災隊）が、選定した一時避難場所の認定を行うとともに、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」の推進を図る。また、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

市は、県の支援を受け、避難所予定施設等の耐震化、物資の備蓄、ごみ・し尿処理等の体制の整備を図るとともに、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点等に配慮した避難対策の充実を図る。また、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報及び支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

市は、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める。

市は、令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正により、市地域防災計画の定めた避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）作成が努力義務とされたことから、その計画の作成に努める。

1 避難場所及び避難所予定施設等の確保及び整備

- (1) 市は、自主防災組織（自主防災隊）が、選定した一時避難場所の認定を行うとともに、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」の推進を図る。 [危]
- (2) 自主防災組織（自主防災隊）は、市民の身近にある公園、神社、空き地等、地震災害時の一時避難場所に適した場所の選定に努める。 [民]
- (3) 市は、広域避難場所の整備及び指定に努める。なお、指定に当たっては、「神奈川県大震火災避難対策計画（昭和46年8月）」に定める選定基準に適合しているか確認を行い、県と調整を図る。 [危]
- (4) 市は、地震災害時に、一人でも多くの避難者等を受け入れられるよう市有施設や県有施設、民間施設等、避難所予定施設等の確保に向けて検討し、避難所予定施設等の指定に努める。 [危]
- (5) 市は、国有地、県有地・施設、民間施設等を避難場所又は避難所予定施設等に指定する場合は、協定等の締結により当該管理者との役割分担の明確化を図る。 [危]
- (6) 市は、市民等が平常時から避難場所を認識できるよう、また、地震災害時には、避難者が速やかに避難できるよう避難場所標識等を整備する。さらに、避難所予定施設等は、地震災害時に避難所等として開設された旨が避難者に分かるよう標識等の整備を推進する。 [危]
- (7) 市は、避難場所等の標識等を整備する場合は、日本工業規格に基づく避難場所図記号及び避難所図記号を使用するとともに、避難場所等の標識等の見方に関する周知に努める。また、外国人にも配慮した外国語表記の推進に努める。 [危]
- (8) 市は、大規模地震発生時において、市単独では避難場所及び避難所等の確保が困難となった場合、二次災害発生の危険がある場合等は、市域を超えた広域的な避難の支援ができるよう県及び他市町村と共同して体制の整備を図る。 [危]
- (9) 市は、県と協力し、避難所予定施設等を地域の防災対策の拠点として活用できるよう物資の備蓄の充実に努めるとともに、避難所予定施設の管理者は、施設の耐震化及びバリアフリー化に努める。 [危・避・応・医]

- (10) 市は、避難所予定施設等に指定されている施設に設置している非常用発電設備の維持管理を行うとともに、大規模停電及び計画停電を想定し、自立分散型エネルギーシステムや太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。〔危・避・応・医〕
- (11) 市は、指定管理者制度により、指定する避難所予定施設等その他の市の施設を管理する指定管理者との協定に、避難所予定施設等に指定されている施設であること、その運用に協力し、緊急の必要がある場合は指定管理者においても自らの判断により適切な地震災害対応に努めることを盛り込むとともに、具体的な地震災害対応について伝達する。〔危・避・応・物・医〕
- (12) コロナ禍においては避難所においても、「3密」の回避が求められる。市は、各自治会とともに、自治会館や公民館等を補助的な避難所又は避難場所として活用できるように努める。〔危・避・応・物・医〕

2 避難計画の作成

- (1) 市は、地震災害時に自主防災組織（自主防災隊）等が、安全かつ迅速に市民の避難誘導が行えるよう避難計画の作成及び市民への周知に努める。〔危〕
- (2) 市は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」を参考に、市地域防災計画に基づき、所管課等の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民政委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。〔医〕
- (3) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるように努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるように努める。〔医・危〕
- (4) 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、市は県と連携してその支援に努める。〔福・医〕
- (5) 施設管理者等は、市や消防団、地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を受けられるようにするなどの工夫に努める。〔医〕

【資料2-22】海老名市地区防災計画

3 一時避難場所の認定等

- (1) 市は、自主防災組織（自主防災隊）が、市民の身近にある公園、神社、空き地等を避難場所に選定し、申請のあった場合で、避難場所に適していると認めるときは、一時避難場所に認定する。〔危〕
- (2) 市は、市民の身近にある農地空間を一時避難場所として活用できるよう「海老名市防災協力農地制度」を推進する。〔危〕

【資料5-5】 一時避難場所一覧

4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法に基づき、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を指定する。なお、市では、広域避難場所及び避難所予定施設等を指定緊急避難場所に指定している。〔危〕

(2) 指定避難所の指定

市は、災害対策基本法に基づき、想定される地震災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、地震災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。なお、市では、避難所予定施設等を指定避難所として指定している。 [危]

- 【資料5-6】 指定緊急避難場所一覧
- 【資料5-7】 指定避難所一覧
- 【資料5-8】 広域避難場所一覧
- 【資料5-9】 避難所予定施設一覧
- 【資料5-10】 補完避難所予定施設一覧
- 【資料5-11】 福祉避難所予定施設一覧
- 【資料5-12】 一時滞在所予定施設一覧
- 【資料8-5】 広域避難場所としての使用に関する協定書
(富士ゼロックス株式会社 海老名事業所)
- 【資料8-6】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立中央農業高等学校)
- 【資料8-7】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立海老名高等学校)
- 【資料8-8】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立有馬高等学校)
- 【資料8-9】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立かながわ農業アカデミー)
- 【資料8-10】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立えびな支援学校)

6 避難所等開設チームの設置

市は、地震災害時に避難所予定施設等を避難所等として迅速に開設できるよう平常時から、避難所予定施設等ごとに、市職員、施設管理者、教職員等、自主防災組織（自主防災隊）により、避難所等開設チームを設置する。 [避・応・医・危]

- (1) 避難所予定施設のうち、市立学校の避難所予定施設を担当する職員は市長及び教育長が、教職員等は市立学校施設管理者である各市立学校長があらかじめ指名する。それ以外の避難所予定施設を担当する職員及び一時滞在所予定施設を担当する職員は市長が、福祉避難所予定施設を担当する職員は医療介護部長があらかじめ指名する。また、市長は、避難所予定施設及び補完避難所予定施設を担当する自主防災組織（自主防災隊）をあらかじめ割り当てる。 [避・応・医・危]
- (2) 自主防災組織（自主防災隊）の避難所開設チーム構成員は、自主防災隊長が指名する。 [避・危]
- (3) 避難所予定施設等に指定されている施設の避難所等開設チーム構成員は、施設管理者が指名する。 [避・応・医・危]

- 【資料5-13】 避難所等開設チーム一覧

7 避難所等の開設及び運営管理

- (1) 市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、感染防止対策、男女のニーズの違い等、男女双方の視点及び要配慮者等の多様な視点に配慮して「海老名市避難所運営マニュアル」を作成し、避難所等開設チームにより、避難所予定施設ごとの個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」を作成した。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等の感染症予防対策を行ったうえで、避難所等として迅速な開設及び円滑な運営を行う。また、マニュアルは、定期的な見直しを図り、必要に応じて修正する。 [避・応・医・危]
- (2) 市は、生活必需物資等の備蓄を進めるとともに、迅速な避難所等の開設及び円滑な避難所等の運営管理を行うための開設備品や防災用資機材の整備を進める。 [危]
- (3) 東日本大震災（2011年）では、多くの職員が被災して避難所支援に当たる職員が不足し、市も県と合同で避難所支援を実施したなどの教訓を踏まえ、様々な枠組みにより実施される避難所支援に当たる人的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進める。 [危・避]
- (4) 市は、都心南部直下地震や大正型関東地震等において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、避難所支援に当たる人的支援の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・避]
- (5) 市は、被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な避難所予定施設等の指定の促進と周知の徹底、避難所予定施設等の生活環境の整備や必要に応じて電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
さらに、避難所予定施設等又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、仮設ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 [危・避・医]
- (6) 市は、避難所予定施設等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
また、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。さらには、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 [県・危・避]
- (7) 市は、指定緊急避難場所や避難所予定施設等に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 [危・避・医]

8 避難所外避難者への対策

市は、在宅での避難や車中泊等に備えて、避難所等で世帯ごとに配布する「海老名市避難所運営マニュアル」に定める「避難者登録票」の記載要領等を日頃から周知するとともに、在宅被災者、車中避難者、その他の場所に避難している者も安否の確認や物資を要請する際に記載する必要がある旨を周知する。 [危・避・応・医]

9 市民等への周知

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の市民への周知については、避難場所等の役割も含めてこの名称により市民が混乱を来さないようこれまで市民に周知を図り、なじみのある広域避難場所及び避難所予定施設等としてその役割も含め、日頃からの周知を継続する。 [危]
- (2) 市は、地震災害時に、市の避難所予定施設等がどのように避難所等として開設され、どのように運営されていくのかを市の避難所等を利用する可能性のある全ての市民等に広く周知するため、「海老名市避難所運営マニュアル」及び避難所予定施設等の個別の「避難所運営マニュアル」等については、避難所予定施設等で閲覧できるほか、ホームページ等を活用し、広く周知する。 [避・応・医・危]
- (3) 市は、地震災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう地域内の避難場所及び避難所予定施設等並びに避難勧告等の発令基準等について、あらかじめ市民に周知するとともに、日中の自主避難の重要性についても周知するように努める。 [危]
- (4) 市は、二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞が確実に実施されるよう日頃から啓発する。また、通電する際は地域への周知に努める。 [危]
- (5) 市は、日頃から市民に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

10 応急仮設住宅等

- (1) 市は、県と連携し、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討する。 [応]
- (2) 市は、他の公的賃貸住宅事業者及び不動産関係団体と連携し、地震災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報の把握に努め、地震災害時に迅速にあっ旋できるよう、また、民間賃貸住宅等を借上型応急仮設住宅として供給できるようあらかじめ体制を整備する。 [応]
- (3) 市は、県と応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた役割分担及び協力関係を明確にする。 [応]
- (4) 市は、地震災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住宅被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 [物・消・危]
- (5) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施できるよう努める。 [物・消・危]

【資料5-14】 応急仮設住宅等建設予定地一覧

11 ペット対策

- (1) 市は、地震災害により飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」により、飼主に対し普段から備えておくべきことなどの普及・啓発を行う。 [危・物]
- (2) 市は、大規模地震等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とする。 [危・避・物]
- (3) 市は、「生命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。 [物・危]

12 海老名駅等周辺施設の対策

- 市は、海老名駅等周辺の各施設の管理者に対し、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど日頃からの連携に努める。 [消・応・危]

13 研修・訓練の実施

- (1) 市は、地震災害により避難を余儀なくされた者の安全を確保するため、避難所予定施設等への迅速な参集、安全点検、避難者等への呼び掛け、避難誘導、安全確保等避難所等開設チーム育成指導に係る研修・訓練の実施に努め、発災時の混乱防止を図る。また、避難者等同士が避難所等での共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験し、避難所等の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の避難所等運営訓練の継続的な実施に努める。 [避・応・医・危]
- (2) 市は、地震災害時に避難所等の開設報告、定時報告、物資要請等を無線機等により取りまとめたり、市からの情報を避難所等に無線機等で伝達したりするなどの情報収集・伝達に係る研修・訓練の実施に努める。 [避・応・医・危]
- (3) 市は、地震災害時に指定管理者等が施設管理者としての役割を適切に対応できるよう施設の使用に係る研修・訓練の実施に努める。 [危・避・応・物・医]
- (4) 市は、県が防災関係機関及び市民と連携・調整して取り組む県立相模三川公園の来園者の避難誘導、避難者の受入対策等の検討、県のマニュアルづくり及び防災訓練の実施について連携・調整を図る。 [危]
- (5) 市は、地震災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害認定調査担当者を育成するため、研修・訓練の実施に努める。また、県の主催する研修に積極的に参加する。 [物・消]
- (6) 市は、県及び関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上型）の供給に関する研修・訓練の実施に努める。 [応]

14 感染症対策

- (1) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、有症状者等を受け入れる際の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。 [危・避・医]
- (2) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。 [危・避・医]

第6節 帰宅困難者対策

「神奈川県地震被害想定調査報告書」では、鉄道が全線で不通になるような地震が発生した場合には、市内でも約9,000人の帰宅困難者が発生すると想定されている。このような多くの帰宅困難者が一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合は、大きな混乱の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足も想定される。

東日本大震災（2011年）では、市においても海老名駅を中心に1,000人以上の駅滞留者により混乱等が発生した。避難所等を開設し、400人を超える帰宅困難者を一時的に収容したなどの教訓を踏まえ、帰宅困難者の発生を抑制するため、大規模地震に備え、市、県、県警察、海老名警察署、企業等あらゆる主体が情報共有を図り、連携・協働して、一斉帰宅抑制の周知を図り、一層具体化した帰宅困難者対策の推進を図る。

市は、災害発生時の交通機関停止時に、海老名駅周辺等における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在所予定施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努める。

1 一斉帰宅抑制の周知

- (1) 市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「無闇に移動を開始しない。」という基本原則を市民、企業、事業所、県立高等学校等に周知を図るとともに従業員、生徒等を一定期間事業所、県立高等学校等内にとどめるよう一斉帰宅抑制の徹底を促す。 [危・応・物]
- (2) 市は、帰宅困難者とその家族間において、安否確認が取り合えるよう携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段及びあらかじめ家族間で安否確認手段を決めておくことの必要性についての周知に努める。 [危]

2 企業等の取組の促進

- (1) 市は、企業等が従業員等を一定期間事業所等内にとどめるために必要となる飲料水・食料、物資等の備蓄、事業所建物の耐震化及び大型の什（じゅう）器・備品の固定の促進を図る。 [危・物]
- (2) 市は、県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者対策チェックシートを活用し、帰宅時、通勤時の対応も含めた企業の帰宅困難者対策の促進を図る。 [危・物]

3 避難対策

- (1) 市は、県と連携して帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設の確保に努めるとともに、開設基準等を定めた個別の「避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」を作成し、及び必要に応じて修正し、市民等への周知を図る。 [避・応・危]
- (2) 市は、帰宅困難者の収容施設として避難所及び補完避難所並びに一時滞在所を開設した場合における飲料水等の計画的な備蓄を進める。 [危]
- (3) 市は、帰宅困難者が発生した場合の駅ごとの対応を県、県警察、海老名警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等で検討し、協議を進める。 [応・危]
- (4) 市は、帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設の場所の周知や、発災時に施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報受伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対し携帯電話やインターネット等を活用し、迅速に情報を提供できるよう検討を行う。 [応・避・危]

- (5) 市は、地震災害時における県立高等学校等の生徒等の一斉帰宅を抑制し、生徒等の安全を確保するため、地震災害時に的確な情報共有等が図れるよう平常時から連携・調整の推進を図る。 [危・避]
- (6) 市は、災害時の交通機関停止時に、海老名駅周辺等における滞留者の発生、混乱の状況等を速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在所予定施設の開設及び周知を円滑に行う体制の確保に努める。 [応・避・危]

【資料5－15】 帰宅困難者対策に係る避難所予定施設等一覧

【資料7－4】 鉄道駅乗車人員

4 徒歩帰宅者対策

市は、九都県市が事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーション等、徒歩帰宅者の一助となる情報が示した「海老名市帰宅支援ミニマップ」を作成し、あらかじめ鉄道利用者に周知を図るとともに、地震災害発生時に備え、鉄道事業者と協力し、駅への常置や徒歩帰宅者への配布方法等、徒歩帰宅者対策の推進を図る。 [応・危]

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、県、県警察、海老名警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等とそれぞれの役割を明確にするとともに、情報の受伝達方法等を含めた連携・協働の充実強化を図るため、継続的な帰宅困難者対策に係る研修・訓練の実施に努める。 [応・避・危・県・事]
- (2) 市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び補完避難所予定施設並びにその収容に特化した一時滞在所予定施設を、避難所及び補完避難所並びに一時滞在所として迅速に開設できるよう施設の安全点検、帰宅困難者への呼び掛け、避難誘導、安全確保等、避難所等開設チームの継続的な育成指導に係る研修・訓練の実施に努める。 [応・避・危]
- (3) 市は、県立高等学校等の生徒等の帰宅困難者対策や避難所等の支援等、生徒等による地域貢献等が発揮できるよう県立高等学校等が実施する研修・訓練を支援する。 [危・避]

第7節 要配慮者に対する対策

市は、「海老名市避難行動要支援者全体計画」を定め、当該計画に基づき、「避難行動要支援者全体名簿」を作成する。また、避難支援に携わる関係者への情報共有等に関し同意を得た避難行動要支援者の情報を登載した「避難行動要支援者登録名簿」を作成し、地震災害時における避難行動要支援者の迅速な安否確認や適切な避難誘導等を行うため、避難支援に携わる関係者として、市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会に配布し、平常時から避難行動要支援者に関する情報共有等を図るとともに、「避難行動要支援者避難支援個別計画」の作成に努め、避難誘導、搬送等の体制整備を図る。

市は、要配慮者や特に避難行動要支援者の福祉避難所として社会福祉施設等の利用やその移送手段を確保するための協定の締結を推進する。

市は、地震災害時において、乳幼児を保護者に引き渡すまでの間の乳幼児の保護対策や外国語での防災啓発等外国人対策の推進に努め、要配慮者対策の推進を図る。

1 要配慮者情報の把握等

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者を把握するため、災害対策基本法及び国が作成した「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」に基づき、「海老名市避難行動要支援者全体計画」を定め、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」を作成し、避難行動要支援者の情報を毎年更新し、整理・管理の徹底を図る。 [危・医]
- (2) 市は、地震災害時において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するため、特に必要があると認めるときは、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」を市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会その他「海老名市避難行動要支援者全体計画」に定める避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に活用するものに提供できるよう電子媒体及び紙媒体での管理の徹底を図る。 [医]
- (3) 市は、「海老名市避難行動要支援者全体名簿」で管理する避難行動要支援者のうち、避難支援に携わる関係者への情報共有等に関し同意を得た避難行動要支援者の情報を登載した「海老名市避難行動要支援者登録名簿」を作成し、地震災害時に避難行動要支援者の効果的な避難誘導を実施するため、避難支援に携わる関係者として、市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会にあらかじめ「海老名市避難行動要支援者登録名簿」を配布し、情報共有を図る。なお、「海老名市避難行動要支援者登録名簿」の利用範囲は必要最低限とし、適切な管理のもとに運用が図られるよう当該情報管理システムを整備して、個人情報の流出防止等を徹底する。 [医]
- (4) 要配慮者利用施設の管理者は、地震災害時における要配慮者の家族等との連絡方法を定め、家族等及び要配慮者の安否情報・所在情報を把握できるように努める。 [避・医・福]

2 避難誘導、搬送等

- (1) 市は、地震災害時において、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、民生委員・児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう「海老名市避難行動要支援者全体計画」の定めるところにより、「避難行動要支援者避難支援個別計画」の作成に努める。 [医]
- (2) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、要配慮者の迅速かつ安全な避難のため、民生委員児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣居住者、ボランティア等に避難誘導、搬送等の協力が得られるよう連携・調整に努めるよう周知する。 [避・医]

- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、要配慮者の迅速かつ安全な避難のため、民生委員児童委員、自主防災組織（自主防災隊）、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、近隣居住者、ボランティア等の協力が得られるよう連携・調整に努める。 [危・医・福]
- (4) 市は、要配慮者や特に避難行動要支援者の避難や避難所から福祉避難所への移動に際し、要配慮者や特に避難行動要支援者の安全安心を図るため、ヘルパー等の各種資格を有した専門ドライバーのサポートや電動リフト等の装備を備えた車両で移送できるようあらかじめ地震災害時の移送協力に関する協定の締結を推進する。 [危・医]
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、地震災害時における市、保育所、私立幼稚園、認定こども園等の施設及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。 [医]

【資料8-11】 災害時における要配慮者等の移送協力に関する協定書

(特定非営利活動法人 福祉輸送事業連合会)

【資料8-12】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書

(株式会社 ハートフルタクシー)

【資料8-13】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書

(株式会社 ユタカトラベル)

3 避難対策

- (1) 市は、地震災害時に開設された避難所、補完避難所及び一時滞在所において、要配慮者が安心して生活又は滞在できるよう支援体制の整備に努める。 [避・応・医]
- (2) 市は、あらかじめ指定する福祉避難所予定施設については、地震災害時に高齢者・障がい者及びその家族等が必要な生活支援を受けられるなどの安心した生活ができる体制の整備に努める。 [医]
- (3) 市は、地震災害時に福祉避難所予定施設を福祉避難所として開設する場合の基準、福祉避難所として開設したときの高齢者・障がい者及びその家族等の受入基準並びに円滑な福祉避難所運営を行うための受入対象者に配慮した当該施設ごとの「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、定期的な見直しを行い、必要に応じて修正する。 [医]
- (4) 市は、高齢者・障がい者の福祉避難所予定施設として、設備・体制の整った社会福祉施設等を活用できるようあらかじめ社会福祉施設等の管理者と地震災害時の施設利用等に関する協定の締結を推進する。 [危・医]
- (5) 市は、東日本大震災（2011年）の教訓を踏まえ、保護者等が乳幼児を迎えに行けない場合や乳幼児の緊急受入れなどを想定し、私立幼稚園等の通所施設における乳幼児等の緊急受入れなどについて連携・調整を図る。 [医]
- (6) 市は、県と協力し、避難行動要支援者に配慮した構造及び設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置に努めるとともに、避難行動要支援者の応急仮設住宅（福祉仮設住宅）への優先入居に努める。 [応・医]

【資料8-15】 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

(厚木ホテル協議会)

【資料8-16】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

(社会福祉法人 星谷会)

【資料8-17】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

(社会福祉法人 中心会)

【資料8-18】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書

(社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス)

【資料8-19】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書

(社会福祉法人 ケアネット)

- 【資料8-20】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書
(医療法人 葉梨整形外科)
- 【資料8-21】 災害時における社会福祉施設等に関する協定書
(SOMPOケアネクスト株式会社)
- 【資料8-22】 災害時における社会福祉施設等に関する協定書
(株式会社 ニチイケアパレス)
- 【資料8-23】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人あすか福祉会)
- 【資料8-24】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(小原温泉旅館組合)
- 【資料8-25】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(鎌先温泉旅館組合)
- 【資料8-26】 災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する覚書
(海老名市私立幼稚園協議会)

4 社会福祉施設等の対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者等は、地震災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、「海老名市地域防災計画」等を参考に、同施設等における避難確保計画を作成し、市へ提出するとともに、避難訓練を実施する。また、防災組織を強化し、市との緊急連絡体制の確保や市民、自主防災組織（自主防災隊）等との連携に努める。 [医・福]
- (2) 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員及び利用者に対して、地震災害に関する基礎的知識並びに地震災害時の対応についての理解及び関心を深めるための防災教育や避難訓練等を実施する。 [福]
- (3) 私立幼稚園等の通所施設は、地震災害時において、乳幼児を保護者等に引き渡すまでの間の乳幼児の保護のため、市及び県との連携のもと、必要となる飲料水・食料の備蓄等に努める。 [危・企]
- (4) 市及び、社会福祉施設の管理者は、平常時から、かながわ災害福祉広域支援ネットワークとの連携強化に努める。 [医・福]

5 外国人への対応

- (1) 市は、避難場所等の標識等を整備する場合は、日本工業規格に基づく避難場所図記号及び避難所図記号を使用し、外国語表記の推進に努めるとともに、防災ガイドブックやハザードマップ等による外国語での防災啓発等をホームページ等により行うなど外国人のための防災対策の推進に努める。 [危]
- (2) 市は、外国人住民及び外国人旅行者が地震災害時において、より正確な情報収集が可能となるよう外国人向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及に努める。 [危]

6 マニュアルの修正

市は、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、県が市町村における要配慮者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」、障がい者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」等の修正に注視し、市の各マニュアル等についても適宜見直しを行い、必要に応じて修正し、支援体制等の整備に努める。
[医・避・応]

7 研修・訓練の実施

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、地震災害時に家族等及び要配慮者の安否情報・所在情報を把握するため、要配慮者の家族等との双方の協力により、連絡体制の確立を図り、日常的な訓練の実施に努める。 [避・医・福]
- (2) 市は、福祉避難所予定施設を福祉避難所として迅速に開設できるよう施設の安全点検、避難者への呼び掛け、避難誘導、安全確保等、福祉避難所開設チームの継続的な育成指導に係る研修・訓練の実施に努める。また、高齢者若しくは障がい者及びその介護者等同士が福祉避難所での共同生活を円滑に行うための役割を介護者等が主体となって体験・経験し、福祉避難所の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の福祉避難所運営訓練の継続的な実施に努める。 [医・危]
- (3) 市は、避難所、補完避難所及び一時滞在所において、福祉的支援を必要とする避難者を迅速に把握するための研修・訓練の実施に努める。また、避難所、補完避難所及び一時滞在所から福祉避難所への移送や、社会福祉施設等の利用に係る協定先との連携した研修・訓練の実施に努める。 [医・避・応・危]

第8節 飲料水・食料、生活必需物資等の供給対策

市は、地震災害に備え、飲料水・食料、生活必需物資等を備蓄するために設置した避難所予定施設等の防災備蓄倉庫の維持管理を図るとともに、避難所予定施設等への補充物資等の備蓄及び全国からの物資の受入れなどを行えるよう整備した大型防災備蓄倉庫の維持管理を図る。また、避難を余儀なくされた避難者のため、避難所予定施設等には、あらかじめ避難所等の開設・運営備品を整備するとともに、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄を計画的に進める。

市は被災し、自ら物資の調達・輸送が困難な場合も被災者に物資が確実かつ迅速に届けられるよう平常時から県と連携し、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。

市は、地元業者、各種組合等さらには全国ネットワークのある業者等との生活必需物資等の流通在庫を利用した調達に関する協定の推進及び拡充を図る。また、市民に対しては、地震災害時は、避難所等に避難するだけでなく、在宅被災生活を送ることも推進し、3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋等の備蓄及び非常持ち出し品（常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、乾電池等）の準備並びに老眼鏡、携帯電話等の常備品の確認に努めるよう周知徹底を図る。

市は、大規模地震等の災害発生に備え、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 防災備蓄倉庫等の整備等

- (1) 市は、飲料水・食料、生活必需物資等を備蓄するために設置した避難所予定施設等の防災備蓄倉庫の整備及び維持管理を図るとともに、避難所予定施設等への補充物資等の備蓄及び全国からの物資の受入れなどを行えるよう整備した大型防災備蓄倉庫の維持管理を図る。また、平成28年熊本地震（2016年）の教訓を踏まえ、国等からのプッシュ型支援にも対応できるよう物資の受入体制を確実なものとするため、南部大型防災備蓄倉庫の敷地を物資受入拠点として拡充整備を進める。 [危]
- (2) 市は、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなどの協力体制を構築する。 [危]

2 飲料水・食料、生活必需物資等の確保

- (1) 市は、地震災害時に避難を余儀なくされた避難者のため、「海老名市危機管理備蓄基本方針」に基づき、避難所予定施設等にはあらかじめ避難所等の開設・運営備品を整備するとともに、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄を進める。 [危]
- (2) 市は、避難所予定施設等での飲料水を確保するため、当該施設等に飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を進めるとともに、地震災害時に確実に使用できるよう保守点検等を実施し、維持管理の徹底を図る。 [危]
- (3) 市は、地震災害時の生活用水を確保するため、協力井戸制度の創設を推進する。また、近傍に家庭用井戸等のない地区には、防災用井戸の整備を推進するとともに、飲用の適否検査を定期的実施する。 [危]
- (4) 市は、公共施設、公園等にマンホールトイレ、かまどベンチ等の防災機能を有した整備を推進する。 [危・避・応・物・医]
- (5) 市は、紙おむつなど平常業務に活用している物資は、地震災害時に使用できるよう流通備蓄に努める。また、生活必需物資等の調達に関する協定先の流通在庫を効果的に活用できるよう連携・調整を図り、計画的な物資の確保に努める。 [危・医]

- (6) 市は、地震災害時において、市で備蓄している食料が不足する場合を想定し、災害時炊き出し施設として市食の創造館及び東柏ヶ谷小学校調理場を指定し、災害時に必要となる食材等を平常時から使用し、流通備蓄に努める。 [避・物]
- (7) 市は、地元業者、各種組合等さらには全国ネットワークのある業者との生活必需物資等の流通在庫を利用した調達に関する協定の推進及び拡充を図る。 [危・物]
- (8) 市は、地震災害時に確実な物資調達を実施するため、協定企業等との連絡体制の確立を図る。 [危・物]
- (9) 市は、協定企業等の物資品目、搬送手段等の具体的な運用をあらかじめ把握し、時系列・品目別に協定先を整理しておく。また、不足することが想定される物資については、協定品目の拡充及び協定企業等の拡大に努める。 [危・物]
- (10) 市は、地震災害時における迅速な応急給水を実施するため、平常時から県営水道との応急給水連絡調整会議等を通じ、連携強化を図る。 [危]

- 【資料2-15】 海老名市大型防災備蓄倉庫設置条例
【資料4-1】 大型防災備蓄倉庫設置場所一覧
【資料4-5】 防災備蓄倉庫等設置場所一覧
【資料4-6】 飲料水兼用貯水槽設置場所一覧
【資料4-7】 地下水利用システム設置場所一覧
【資料4-8】 災害用指定配水池一覧
【資料4-9】 災害時炊き出し施設一覧
【資料4-10】 防災井戸
【資料8-27】 災害時における施設使用の協力に関する協定書
(株式会社 リコー テクノロジーセンター)

3 要配慮者への配慮

- (1) 市は、飲料水・食料、生活必需物資等の備蓄に際しては、要配慮者に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備する。 [危]
- (2) 市は、東日本大震災（2011年）の教訓を踏まえ、保護者等が児童・生徒及び乳幼児等を迎えに行けない場合を想定し、市立学校等に飲料水・食料の計画的な備蓄を推進する。 [危]

4 物資の供給体制の整備

- (1) 市は、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合においては、県が被災者に確実かつ迅速に物資が届けられるよう物資の要請、調達及び輸送の体制の整備を図るため県との連携を図る。 [物・危]
- (2) 市は、東日本大震災（2011年）、平成28年熊本地震（2016年）において、道路被害、集積場所の人員不足等、県から市町村までの輸送、市町村から避難所等までの配送が滞り、避難所等で物資が不足するなどの教訓を踏まえ、国等が実施するプッシュ型支援を含む様々な枠組みにより実施される物的支援の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進めるなど、円滑な物資の受入体制確保に努める。 [危・物]
- (3) 市は、都心南部直下地震や大正型関東地震等において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、物的支援の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・物]

- (4) 市は、地震災害発生時における避難所等への円滑な救援物資の搬送を実施するため、個人又は事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用するとともに、物資搬送活動等の協力制度を創設し、協力体制の整備を推進する。 [危・物]
- (5) 市は、物資の受援体制を強化するため、民間の物資拠点や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実のほか、関係機関との連絡体制の強化に努め、円滑な物資の受入体制の確保に努める。 [危・物]

【資料2-17】 海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程

【資料7-5】 海老名市災害時協力車両登録数一覧

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、地震災害時における確実な応急給水を実施するため、県営水道と協働し、応急給水に係る研修・訓練の実施に努める。 [物・危]
- (2) 市は、地震災害時における物資の供給体制の整備を図るため、県、防災関係機関、物流事業者等と連携し、様々な事態を想定した物資輸送及び受入訓練を実施し、物資の受援体制の充実を図る。また、移送協力に関する協定先との連携訓練や災害時協力車両との連携訓練の実施に努めるとともに、生活必需物資等の協定先に対し物資の具体的な要請方法及び調達方法に係る研修・訓練を実施し、意思の疎通を図る。 [物・危]
- (3) 市は、県が計画する救助実施市や民間団体と連携した訓練・研修に参加し、県からの支援物資の受入体制の充実に努める。 [物・危]

第9節 医療・救護・防疫対策

県では、大規模地震等の災害時に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護及び防疫活動が実施できるよう「神奈川県保健医療救護計画」を定めるとともに、地震災害時には保健医療調整本部を設置し、窓口の一元化を図っている。また、県では、地震災害発生直後から刻々と変化する医療ニーズに対応するため、県（保健医療調整本部）と市医療介護部をつなぎ、様々な調整等を行う「地域災害医療対策会議」を設置し、同会議には、必要とされる医療支援が被災地に迅速かつ的確に提供されるよう神奈川県地域災害医療コーディネーターを設置している。

市は、県と連携を図り、大規模地震災害時には、DMAT、DMAT-L、DPAD、DWAT等の迅速な要請及び円滑な受入れを行うための体制づくりを推進する。

また、小児・周産期医療分野については、神奈川県災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートする。

1 情報伝達手段の整備

市は、市医師会等との地震災害時情報伝達手段として無線等の確保及び定期的な情報伝達訓練の実施に努める。 [医]

2 災害医療の強化等

- (1) 市は、市医師会、市消防本部、海老名警察署その他の関係機関と連携を図り、地震災害時の医療体制づくりに努める。 [医・消・危]
- (2) 市は、県と連携を図り、大規模地震災害時には、DMAT、DMAT-L、DPAD、DWAT等の迅速な要請及び円滑な受入れを行うための体制づくりを推進する。 [医]
- (3) 市は、医療機関等が被災した場合は、市医師会等関係機関と協力し、EMISを活用した広域的な救急活動を実施する。 [医・消]
- (4) 市及び災害時医療救護関連施設に指定された医療機関は、災害医療機能の充実を図るため、非常用発電設備等の施設整備に努める。 [医]

【資料4-4】 災害時医療救護関連施設の非常用発電設備一覧

【資料6-1】 神奈川DMAT指定病院一覧

【資料6-2】 神奈川DMAT-L指定病院一覧

3 保健福祉事務所機能の強化

県は、地震災害時における保健福祉事務所機能を強化し、市その他関係団体等との連携を図りながら、医療ボランティアの受入調整等の医療救護活動及び防疫活動に関する情報の収集・提供を行う。 [県]

4 災害用医薬品等の確保対策の推進

- (1) 市及び市薬剤師会は、災害時医療救護関連施設で使用する医薬品等の備蓄に努める。
- (2) 市は、地震災害時に必要な医薬品、診療材料等は、市医師会及び市薬剤師会から支援を受け、必要があれば県に医薬品等の供給を要請する。 [医・危]

【資料6-3】 災害時医療救護関連施設一覧

5 遺体対策

- (1) 市は、地震災害時における遺体対策を進めるため、遺体安置所予定施設として市総合体育館を指定し、遺体収容袋、シート等の備蓄に努める。 [危]
- (2) 市は、地震災害時における遺体対策を進めるため、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県に対して、広域的な協力体制を要請する。 [医・危]

【資料6－4】 遺体安置所予定施設一覧

6 研修・訓練の実施

- (1) 市は、大規模地震災害、局所災害等様々な状況を想定し、市医師会、市消防本部、海老名警察署、神奈川DMA T－L（海老名総合病院）その他災害時医療救護関連施設ほか関係機関の災害医療連携の強化を図るため、トリアージ及び救命措置等を含めた災害医療に関する訓練等を実施する。 [医・消・危]
- (2) 市は、広域的な救急活動を実施できるよう E M I S の操作等を熟知するため、研修・訓練を実施し、又は積極的に参加する。 [医・消]
- (3) 市は、地震災害時の遺体対策として、県、県警察、海老名警察署、市医師会、市歯科医師会その他の関係機関とのそれぞれの役割を明確にし、遺体安置所の開設、遺体の収容、検視、検案、遺族等への引渡しなどの連携・調整を図り、遺体安置所に係る研修・訓練の実施に努める。 [医・県・危]

第10節 文教対策

市教育委員会は、県教育委員会が作成している「学校防災活動マニュアルの作成指針」を受け、地域防災計画に基づき、地震災害時における児童・生徒の生命及び身体的安全確保並びに緊急事態に備え、迅速かつ的確な保護対策等について、「海老名市学校地震防災計画」を作成し、及び定期的に見直しを行い、事前対策の充実を図る。

1 学校における防災体制の整備

- (1) 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒の通学路の安全点検を行うとともに、通学時間帯に地震が発生した場合に備え、より安全な通学路を選定するよう定期的な見直しを行う。 [避]
- (2) 市教育委員会及び市立学校は、地震災害時における児童・生徒の安全確保を図るため、各学校で作成している「海老名市学校地震防災計画」等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定める。 [避]
- (3) 市教育委員会及び市立学校は、特別支援学級等の障がいのある児童・生徒の避難については、障がいの状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整える。 [避]
- (4) 市及び市教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等を整備する。 [避]
- (5) 市教育委員会及び市立学校は、東日本大震災（2011年）の教訓を踏まえ、保護者等が児童・生徒を迎えに行けない場合を想定し、児童・生徒の安全を確保するため、引渡し場所での待機時間、その後の待機場所を時系列で定めるなどの具体的な安全確保対策を図る。また、市及び市教育委員会は、児童・生徒及び教職員の飲料水・食料を備蓄し、及び更新を行う。 [避・危]

2 学校等における避難所等の開設

- (1) 市は、避難所予定施設に指定している市立学校及び補完避難所予定施設に指定している県立施設等が地震災害時において有効に機能するため、避難所予定施設を避難所として、補完避難所予定施設を補完避難所として開設する手順、市、市立学校、県立施設等の役割分担等を確認し、連携強化を図る。 [避・危]
- (2) 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒のいる時間帯に地震災害が発生した場合は、避難所開設チームである市職員は本庁舎から参集するため、速やかな参集が期待できないことを想定し、児童・生徒と避難者（保護者を含む。）が混在しないよう校門等で避難者を誘導する教職員等をあらかじめ指名しておく。 [避]

3 文化財の保護

市教育委員会は、県教育委員会と文化財の地震災害対策を確立し、文化財を保護するため、「神奈川県文化財防災策マニュアル」に従い、地域における文化財の所在情報の充実及び整理を行い、防災関係機関等と情報を共有するとともに、被災時における文化財のレスキュー活動を含めた対応等、具体的な地震災害時の文化財防災対策の検討を進める。 [避]

4 研修・訓練の実施

- (1) 市教育委員会及び市立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練を実施する。 [避]
- (2) 市教育委員会は、県が主催する小・中学校教職員を対象とした専門研修により、防災に関する専門的知識及び技能の習得並びに学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な担い手となる教職員の育成を図る。 [避]
- (3) 市教育委員会は、市立学校において、児童・生徒が各教科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な地震災害の危険を理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるため、県教育委員会が作成した防災教育指導資料等を踏まえ、市教育委員会で作成した小学校1年生から3年生までの「地しんからいのちを守る」、小学校4年生から6年生までの「地震からいのちを守る」及び中学生の「災害から命を守る」の資料を用いて段階的な防災教育を実施する。 [避]
- (4) 市教育委員会及び市立学校は、地震災害により避難を余儀なくされた者の安全を確保するため、避難所予定施設への迅速な参集、安全点検、避難者等への呼び掛け、避難誘導、安全確保等避難所開設チーム育成指導に係る研修・訓練の実施に努め、発災時の混乱防止を図る。また、避難者同士が避難所での共同生活を円滑に行うための役割を避難者が主体となって体験・経験し、避難所の運営における共助の必要性・重要性を実感するための市民参加型の避難所運営訓練の継続的な実施に努める。 [避・危]
- (5) 市立学校は、避難所予定施設に指定されていることから、児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒と避難者が混在しないよう考慮した児童・生徒の保護者への引渡し訓練を実施するとともに、保護者が迎えに来ることができないことも想定し、児童・生徒を段階的に移動させるための対策を検討し、研修・訓練の実施に努める。 [避]

第11節 緊急輸送道路及び緊急交通路等の確保対策

市は、地震災害発生後の特に初期段階は、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があることから、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保し、また、緊急物資の供給及び応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施する。緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、道路防災対策及び各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性及び信頼性の高い道路網並びに緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の機能確保に向けて整備を進める。

地震災害の発生により、応急対策を的確かつ円滑に実施するため、緊急交通路が指定され、交通規制により公用車を含む一般車両の通行が禁止又は制限される。地震災害発生後は、緊急交通路を走行するためには、海老名警察署で緊急通行車両標章等の交付手続を実施する必要があるが、地震災害発生後の海老名警察署での交付手続は、迅速に対応できないことを想定し、あらかじめ県警察において、緊急通行車両の事前届出手続を行い、地震災害時に円滑に公用車を運行できるように努める。

1 緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の耐震化及び復旧体制の整備

- (1) 市、県及び高速道路会社等の各道路管理者は、橋りょうの耐震性の更なる向上を図るとともに、一般道、高速道及び鉄道の立体交差点、隧道等の重要構造物の安全点検を進めているのに併せて被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の整備等に努める。また、地震災害時における建設業者等との協力体制の充実強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。 [応・県・事]
- (2) 国は、平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設した。 [国]
- (3) 市は、海老名駅中心市街地や鉄道立体交差、橋りょう等の道路ネットワークを整備するなど、地震災害時の救助及び避難経路の充実を図る。 [応]

【資料7-6】 緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路一覧

2 緊急通行車両の事前届出

市は、緊急交通路における緊急通行車両の事前届出手続を行い、当該車両が地震災害時に円滑に運行できるよう努める。 [物・危]

【資料7-7】 緊急交通路指定想定路線一覧

3 ヘリコプター臨時離発着場の確保

市は、東日本大震災（2011年）において、姉妹都市への迅速な支援のため、米軍のヘリコプターに協力依頼し、物資支援を実施したなどの教訓から、市が被災した場合を想定し、県と連携して大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めるとともに、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるようヘリコプター臨時離着陸場の確保に努める。 [危・消]

【資料7-8】 ヘリコプター臨時離着陸場一覧

4 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

市、県、県警察及び高速道路会社等の各道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路復旧の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図る。 [物・応・県・事]

5 燃料の確保

市は、大規模地震等の災害時に、今里給油所において、地震災害対策上重要な車両等及び施設等に安定した石油類燃料の供給を行うための拠点とするため、神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会との協定により燃料の確保対策を進めていく。 [物・危]

【資料8-28】 災害時等における燃料の供給に関する協定
(神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会)

6 研修・訓練の実施

市は、地震災害発生後の特に初期段階は、救助・救急・消火及び医療救護活動を迅速に行うため、市内の危険箇所等をあらかじめ把握した上で、緊急輸送道路、緊急輸送補完道路等の点検を円滑かつ効率的に実施するための研修・訓練の実施に努める。 [応]

第12節 建築物等対策（危険度判定及び応急修理）

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等並びに余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止し、被災市民の不安を解消するためには、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となる。

人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士による判定を共同住宅、長屋及び被災個人住宅全てを対象として実施し、また、被災宅地危険度判定士による被災宅地の被災度の調査を中心に実施する。なお、県と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進める。

1 判定士の養成及び体制の整備

市は、大規模地震災害に備えるため、他市町村、都道府県との広域的な相互支援等、より充実した判定活動が可能となるよう応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成並びに建築関係団体との協力体制整備を行う。 [物・応]

2 判定コーディネーター及び宅地判定調査員の養成

市は、迅速な判定活動が行えるよう想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮、監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調査員の養成に努める。 [物・応]

3 相互応援体制の拡充

(1) 市は、大規模地震災害時は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣は、全国的、広域的な支援体制が不可欠であるという認識から、全国協議会での検討を踏まえ、県と連携し、県内市町村間相互支援体制を維持するとともに拡充を図る。 [物・応]

(2) 市は、東日本大震災（2011年）等の教訓を踏まえ、迅速な被災者生活再建支援を進めるため、様々な枠組みにより実施される応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進める。また、応援職員等の受入施設等の提供に努める。 [危・物・応]

(3) 市は、都心南部直下地震や大正型関東地震等において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・応]

4 マニュアルの整備

市は、「海老名市応急危険度判定活動マニュアル」の定期的な見直しを行い、必要に応じて修正する。また、県の情報提供等の支援を受け、被災宅地危険度判定の必要なマニュアル等を整備する。 [応]

5 研修・訓練の実施

市は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等の二次災害の危険から市民の安全を確保するため、迅速かつ効率的な応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が実施できるよう研修・訓練の実施に努める。また、応急危険度判定士の指揮・監督をするコーディネーターの研修・訓練の実施に努める。 [応]

第13節 ライフラインの応急復旧対策

東日本大震災（2011年）では、広範囲にわたって電気、ガス、水道等のライフライン施設に被害が発生し、さらに、余震等の発生により復旧に時間を要したため、各事業者においては復旧用資機材の備蓄強化等応急復旧が迅速に行えるよう更なる体制の充実及び対策を進める必要がある。

市、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設が市民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めているが、地震災害が発生した場合には、被害が生じることとも想定し、できるだけ早期かつ安全に復旧できるよう応急復旧用の資機材の備蓄及び応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、その他都道府県等との応援協力体制の整備等の応急復旧対策を進めていく。

1 上水道対策

県営水道では、日本水道協会等を通じて他の水道事業者等による、実践的な対応が可能となるような応援の受入れ、及び復旧活動に係る計画を必要に応じて見直す。また、復旧用資機材の備蓄を進め、地震災害時には医療機関、社会福祉施設、避難所予定施設等の防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう対策を進め、さらに、地震災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等に自家発電機の整備を進める。 [県]

2 下水道対策

市は、下水道の具体的な復旧活動マニュアル等の整備や他市町村等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、地震災害時には、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道機能を早期に復旧するよう対策をさらに進める。 [応]

3 電気及びガス対策

- (1) 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の市民に復旧状況及び安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間、県災害対策本部等との相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。 [事]
- (2) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。
- (3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するように努める。 [企・福]

4 通信サービス対策

- (1) 市及び東日本電信電話株式会社神奈川事業部は、地震災害時に、避難所予定施設等の被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を進める。また、株式会社NTTドコモ神奈川支店は、地震災害時には避難所等や現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 [危・事]
- (2) 通信設備を収容する東日本電信電話株式会社神奈川事業部、株式会社NTTドコモ神奈川支店及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のビルは、震度7クラスの地震に耐えられるように設計されており、また、通信ネットワークの信頼性向上のため、伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道（ケーブル用のトンネル）への収容等の対策を行っている。停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機又は移動電源車によりバックアップを行う。 [事]

- (3) 地震災害時には、防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行う。被災地に向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地に向けての通話がつながりにくい状況になった場合は、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう東日本電信電話株式会社では災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始する。なお、提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知する。 [事]

【資料8-29】 特設公衆電話設備の設置及び利用・管理等に関する覚書
(東日本電信電話株式会社 神奈川支店)

【資料3-3】 特設公衆電話設置場所一覧

5 研修・訓練の実施

市は、下水道業務継続計画（下水道BCP）訓練計画に基づき、マンホール開閉、緊急点検・調査、一次調査、土のう積み及び仮設ポンプ・バキューム車使用、管きよの二次調査、地震発生時の施設設備の緊急点検（マンホールポンプ施設の監視装置による設備点検を含む。）自家発電設備の操作、マンホールポンプの緊急調査、可搬式発電機の運搬・設置・機動、仮設ポンプの設置・運転、薬品・燃料等の漏えい対策、故障トラブルに対処する応急復旧、要救護者を想定した救助並びにユニック車の使用の実地訓練を実施する。また、下水道業務継続計画（下水道BCP）の意義及び概要並びに改訂があった場合の職員研修を実施する。 [応]

第14節 災害廃棄物等の処理対策

市は、国の作成した「災害廃棄物対策指針」、県の作成した「神奈川県災害廃棄物等処理計画」に基づき市の災害廃棄物処理計画を作成する。

また、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」に基づき、「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」を作成しているので、本マニュアルに基づき、市民、事業者、行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等（瓦礫（れき）、ごみ、し尿等）の円滑な処理を推進し、地震災害時における応急体制の確保に努める。また、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策、補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両、機器等を常時整備し、緊急出動のできる体制の整備に努める。

市は、仮設トイレ及びその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制の整備に努める。

1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

市は、ごみ処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両、機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努める。 [物]

2 災害廃棄物等の処理・処分計画の作成等

市は、「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」により、地震により倒壊、焼失等した家屋等の解体、撤去に伴って発生する廃木材、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物である災害廃棄物並びに地震発生時におけるごみ及びし尿等、地震災害により生じた災害廃棄物等の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ作成するなど地震災害時における応急体制の確保に努める。また、国の作成した「災害廃棄物対策指針」、県の作成した「神奈川県災害廃棄物等処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物等処理マニュアル」に基づき、必要に応じて「海老名市災害廃棄物等処理マニュアル」の見直しを行う。 [物]

3 地震災害時の相互協力体制の整備

- (1) 市は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体と調整し、地震災害時の相互協力体制の整備に努める。また、県とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討する。 [物]
- (2) 平成28年熊本地震（2016年）では、避難所から出る生活ごみ、倒壊家屋の廃材、家財道具等ごみの急増により、県外応援等、平常時の1.5倍以上のごみ収集車によりごみ収集業務を実施されたなどの教訓を踏まえ、様々な枠組みにより実施される人的支援、ごみ収集車等の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域支援に関する計画等の整備を進める。また、応援職員等の受入施設等の提供に努める。 [危・物]
- (3) 市は、都心南部直下地震や大正型関東地震等において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、人的支援、ごみ収集車等の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。 [危・物]

4 研修・訓練の実施

国、県の協力を得て、大規模地震災害時に大量に発生する災害廃棄物処理に関する研修を実施に努め、災害廃棄物処理に対する意識及び知識の高揚を図る。また、災害廃棄物を迅速かつ的確に処理できるよう状況付与型の図上訓練の実施に努め、継続的に疑似体験を繰り返すことで災害廃棄物の処理能力を強化し、地震災害からの早期の復興に役立てる。 [物]

第15節 広域応援体制等の拡充

地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し各関係機関と相互応援の協定を締結するなど平常時から連携強化に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、適度な距離（高速等を使用し、迅速に応援に行き来できる距離）に所在する市町村との協定締結も考慮する。

平成28年熊本地震（2016年）の明らかとなった課題を踏まえて、平成29年3月に策定された「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」では、人的応援については、市町村、都道府県、全国自治体間、指定行政機関、指定公共機関その他様々な枠組みが存在し、全体像が難しい状況であると示している一方、1つの地方公共団体が1つの被災地方公共団体を支援する「カウンターパート方式」が、平成28年熊本地震（2016年）では応援・受援の形態として実施されたことを地方公共団体は理解するべきであるとも示されていることから、市は、地震災害発生時の状況に応じて柔軟な対応ができる受援体制を構築することが重要である。

市は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受入れ、情報共有、各種調整等を行うための勤務スペースを確保する等、受援体制の確立に努める。

1 広域応援の受入体制等の強化

- (1) 市は、県の支援を受け、上空から重要拠点及び被災場所を把握できるよう主な施設の屋上にヘリサインとして施設名等の表示に努める。 [危・消]
- (2) 市は、県及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊、応急活動用備蓄資機材の配分方法、市での部隊の効率的運用方法等について検討する。 [危・消]
- (3) 市は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。 [危・消]
- (4) 市は、様々な枠組みにより実施される人的支援、物的支援、更にはボランティア支援等の迅速な応援要請及び当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを検討し、災害時広域受援に関する計画等の整備を進めるとともに、都心南部直下地震や大正型関東地震等において、市が都心部と同時被災した場合も想定し、姉妹都市や災害時相互応援協定都市に対し、人的支援、物的支援、更にはボランティア支援等の迅速な応援要請及び円滑かつ効率的な受援体制の構築を推進する。また、応援職員等の受入施設等の提供に努める。 [危・消・避・応・物・医]

2 応援機関との連携強化

市は、自衛隊の災害派遣要請を迅速に実施するため、県と連携し、自衛隊との連携体制の充実を図るとともに、具体的要請内容等を想定した実践訓練の実施に努め、連携強化を図る。また、米海軍厚木航空施設司令部との「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、円滑な相互応援が実施できるよう定期的な会合等を通じて連携強化を図る。なお、その他の応援機関についても訓練等を通じて、更なる連携強化の推進に努める。 [危]

3 市町村との応援体制の強化

- (1) 市は、大規模地震災害により、市が被災し、市単独では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう一層の連携強化を図る。また、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。 [危]
- (2) 市は、他市町村との災害時相互応援協定締結の拡充に努めるとともに、平常時から、顔の見える関係づくり、情報交換、訓練等により、連携体制の強化を図る。 [危]
- (3) 市は、他市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備する。 [危]

第16節 自主防災活動の拡充強化

大規模地震災害発生時は、公助による応急活動には限界があり、自助・共助による対応が重要となることから、地域防災力の向上を図る必要がある。阪神・淡路大震災（1995年）では、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動等、住民、自主防災組織、自衛消防組織、消防団が大きな役割を果たした。また、東日本大震災（2011年）では、地域住民の呼び掛けによる津波からの避難や、自ら避難所を開設し、避難者同士が力を合わせて避難所を運営するなど自助・共助の重要度を再認識させられた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策については、平時からの検討、実施の必要がある。

市は、このような教訓を踏まえ、市民一人一人が「自らの身は、自ら守る。」という「自助」及び「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という「共助」の考え方を持つことが大切であるため、自主防災意識の向上及び自主防災活動の推進に努める。また、自主防災組織（自主防災隊）の育成及び充実強化並びに自主防災組織（自主防災隊）及び消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備等、これらの組織の日常的な活動及び訓練の実施を推進し、女性の参画の促進に努める。

企業等は、地震災害時のそれぞれの果たす役割を十分に認識し、各企業等において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

1 市民への周知等

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び地震災害時行動として、次のアからオまでに掲げる事項について周知徹底を図る。 [危]

ア 3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパー、感染症対策のためのマスク、消毒液等の備蓄及び非常持ち出し品（マスク、手指消毒液、体温計、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、モバイルバッテリー、乾電池等）の準備並びに老眼鏡、携帯電話等の常備品の確認

イ ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）等の備蓄の準備

ウ 家屋の耐震診断及び耐震補強並びに家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施

エ 出火時に迅速な初期消火を行うための消火器の設置及び風呂の浴槽等への水の確保（生活用水としての確保を含む。）、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置、住宅用火災報知器の設置等による火災予防対策

オ 地震災害時の家族の行動についてのルールづくり、安否確認、連絡方法等の防災体制の構築

カ エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた自主防災の仕組みづくり

- (2) 市は、県、自主防災組織（自主防災隊）等と連携して、大規模地震災害を想定した広域、市域及びコミュニティレベルでの多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識及び連帯意識の向上を図り、地震災害発生時に市民の役割が明確になるように努めるとともに、防災資機材の利用方法等の習熟に努める。 [危]

- (3) 市は、地区の防災力の向上を図るため、国が作成した「地区防災計画ガイドライン（平成26年3月）」に基づき、一定の地区内の居住者、当該地区に事業所を有する事業者等（以下この(3)において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、地震災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他当該地区の防災活動に関する計画の作成を推進する。また、地区居住者等により作成され、提案された地区防災計画を必要と認めるときは、「海老名市地域防災計画」に位置付け、市と地区居住者等の地震災害対策を連携し、地域防災力の向上を図る。 [危]

【資料2-22】 海老名市地区防災計画

2 自主防災組織（自主防災隊）の育成等

- (1) 市は、自治会を単位として結成された自主防災組織（自主防災隊）が編成する地震災害発生時の地域の初期活動に必要な班編成を行うとともに、地震災害時及び平常時の各班の活動及び役割を明確にし、自主防災組織（自主防災隊）の育成指導の推進を図る。また、女性を含めた自主防災隊の班編成を促進する。 [危]
- (2) 市は、自主防災組織（自主防災隊）の防災物品の整備に努める。また、地震発生時の出火防止を図るため、県の支援を受け、感震ブレーカーの設置を推進する。 [危]
- (3) 市は、火災が発生した場合における初期消火効果を高めるため、街路消火器の整備を推進する。また、特に住宅密集地域の自主防災組織（自主防災隊）の初期消火力の向上を図るため、可搬消防ポンプ等の整備を推進する。 [危]
- (4) 市は、自主防災組織（自主防災隊）の育成及び充実強化を図るため、防災物品の計画的な整備に関する助言等並びに自主防災訓練等の計画に関する助言等及び訓練等の支援を実施する。また、自主防災訓練等への女性の参加の促進に努める。 [危]
- (5) 市は、防災知識の啓発、防災物品の利用方法等を自主防災組織（自主防災隊）、市民に指導できる地域の防災リーダーとして防災指導員を設置し、自主防災に必要な訓練及び研修並びに県総合防災センターの研修課程への参加等、計画的な育成指導に努める。 [危]

【資料2-18】 海老名市自主防災組織育成指導要綱

【資料2-19】 海老名市自主防災組織防災物品整備事業補助金交付要綱

【資料2-20】 海老名市防災指導員設置要綱

【資料9-14】 海老名市自主防災組織一覧

【資料8-30】 災害時等における共同住宅の地域連携・共助に関する協定書
（海老名市自治会連絡協議会）

【資料8-103】 災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書
（海老名市自治会連絡協議会）

3 消防団の機能強化

- (1) 市は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進めるとともに、消防団員の地震災害時における消火等の消防活動に関する教育を徹底し、消防団の充実強化に努める。 [消]
- (2) 市は、消防団員の能力、資質の一層の向上を図るため、県等が実施する専科教育等の研修及び教育訓練に消防団員を派遣する。 [消]
- (3) 市は、県の支援を受け、消防団の車両及び資機材の整備並びに訓練の充実に努める。 [消]
- (4) 市は、大規模地震災害時における消防本部及び消防署と連携した消防団の具体的な活

動並びに自主防災組織（自主防災隊）等地域との連携に係る研修の実施に努める。

[消・危]

4 企業等の防災体制の確立等

- (1) 企業及び事業者は、地震災害時のそれぞれの果たす役割（施設利用者、従業員等の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業、各事業者において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 [企・事]
- (2) 企業及び事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 [企・事]

第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化

阪神・淡路大震災（1995年）では、「ボランティア元年」と呼ばれ、多くのボランティアが活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した地震災害においても災害救援ボランティアは、被災地の人々の生活再建等に貢献してきており、現在では、災害対策基本法においても災害対応の主体として位置付けられている。

市災害救援ボランティアセンターは、市社会福祉協議会がボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働し、かつ、その他各種ボランティア団体と協力・連携して市災害救援ボランティアセンターを開設し、被災者支援ニーズを収集・発信するとともに、支援活動を希望する個人又は団体のボランティアの受入調整、マッチング活動等を実施する。

市及び市社会福祉協議会は、平常時から海老名災害ボランティアネットワークと連携体制及び協働体制の確立等の推進を図るとともに、その他各種ボランティア団体、市民等との協力体制づくりに努める。

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- (1) 市社会福祉協議会は、地震災害が発生し、ボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携し、厚生労働省防災業務計画の定めるところにより、ボランティア活動の第一線の拠点として、市災害救援ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資提供等を実施するため、市社会福祉協議会、市及び海老名災害ボランティアネットワークの協働・連携体制の確立等の推進を図るとともに、その他各種ボランティア団体、市民の協力・連携体制づくりに努める。 [社・危]
- (2) 市は、市災害救援ボランティアセンターの活動拠点として文化会館を指定し、市社会福祉協議会と協力し、災害救援ボランティア活動に必要な資機材等の確保に努める。 [危・社]

【資料9-15】 災害救援ボランティアの活動拠点

2 ネットワークづくりの推進

- (1) 市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、平常時から、協働・連携体制の確立等を推進するため、三者による会議を定期的開催する。また、三者は、各種ボランティア団体、市民との協力・連携体制の推進に努める。 [危・社]
- (2) 市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、市災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練等を実施し、当該訓練等を通じて、各種ボランティア団体、市民との協力・連携体制づくりに努める。 [危・社]
- (3) 市は、他市町村の災害救援ボランティアセンターとの連絡調整を円滑に行うことができるようパソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークの構築の推進に努める。 [危]

【資料8-31】 災害時における相互協力に関する協定書

(社会福祉法人海老名市社会福祉協議会、公益社団法人海老名青年会議所)

3 人材の育成と活用

市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、県と協力し、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験及び能力を持つ人材を掘り起こし、ネットワーク化に努める。 [危・社]

4 マニュアルの検証等

市社会福祉協議会は、海老名災害ボランティアネットワークと協働して作成した「海老名市災害救援ボランティアセンターマニュアル」の検証を、訓練等を通じて行い、見直しを行い、必要に応じて修正する。なお、市は、当該マニュアルの検証、見直し、修正に際し、助言し、協働する。[社・危]

5 研修・訓練の実施

市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークは、地震災害時に市災害救援ボランティアセンターを迅速に設置できるよう市災害救援ボランティアセンターの設置訓練の実施に努める。また、市、市社会福祉協議会及び海老名災害ボランティアネットワークによる協働・連携を図るため、必要に応じてそれぞれが取り組む地震災害対策等の研修の実施に努める。[社・危]

第18節 防災知識の普及

平成28年熊本地震（2016年）では、強い揺れが連続し、多くの建物が倒壊したため、あらためて建物の耐震化についての普及・啓発を行う。また、地震災害時は、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、東日本大震災（2011年）の教訓を踏まえ、帰宅困難者の発生を抑制するための周知を図り、対応の徹底を促す。

大規模地震等の災害時は、公助による応急活動には限界があるため、市民一人一人が自助・共助の考え方を持つことが大切であることから、市は、あらゆる機会を通じて、市民一人一人の自主防災意識の向上に努めるとともに、企業等の自主防災の徹底を図り、社会福祉、医療施設等防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及・啓発を推進し、自主防災意識の向上に努める。また、市職員に対する研修及び訓練を計画的に実施し、地震災害時における役割、行動等の業務の習熟を図る。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要であるため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

1 地震防災戦略の普及・啓発

市は、「神奈川県地震防災戦略」で定めた減災目標の達成に向けて、県及び防災関係団体と連携・協力し、市民、事業者等の防災意識の向上を図る。 [危]

2 市民への防災知識の普及

(1) 市民への防災知識の普及

ア 市は、国、県及び市が作成した広報紙、リーフレット、ホームページ等を活用し、市民の自助・共助の意識の向上を図る。また、かながわシェイクアウトを通じて地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図る。 [危]

イ 市は、毎年、防災に関する有識者等を講師に招き、防災講演会を開催し、市民への防災知識の普及・啓発を推進する。 [危]

ウ 市は、県と協力し、過去の地震災害の教訓、文化を確実に後世に伝えていくため、地震災害の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存し、市民への公開に努めるとともに、地震災害に関する石碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 [危]

エ 市は、防災週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、次の(ア)から(キ)までに掲げる事項について普及啓発を図る。

(ア) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールを取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(カ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 家庭における身近な防災対策等の普及

ア 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での災害予防、安全対策及び地震災害時行動として、次の(ア)から(カ)までに掲げる事項について周知徹底を図る。 [危]

(ア) 3日分以上、推奨1週間分の飲料水・食料、トイレ袋、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持ち出し品（マスク、手指消毒液等の感染予防対策品、常備薬、お薬手帳、ライト、ラジオ、携帯電話の充電器、モバイルバッテリー、乾電池等）の準備並びに眼鏡、携帯電話等の常備品の確認

(イ) ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）等の備蓄の準備

(ウ) 家屋の耐震診断及び耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施

(エ) 出火時の迅速な初期消火を行うための消火器の設置及び風呂の浴槽等への水の確保（生活用水としての確保を含む。）、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置、住宅用火災報知器の設置等による火災予防対策

(オ) 地震災害時の家族の行動についてのルールづくり、安否確認、連絡方法等の防災体制の構築

(カ) 感染症予防を踏まえ、在宅避難等の避難所以外の避難先の検討

(キ) エレベーター停止時に備えたエレベーター内への物資の備蓄や孤立化に備えた仕組みづくり

イ 市は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険等について、生活再建に向けた事前の備えとして、その制度の普及・促進に努める。 [危]

ウ 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメント※14を行い、市民の適切な避難及び防災活動に資する防災マップ並びに地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民に配布するとともに、研修又は講演会を実施するなど防災知識の普及・啓発に努める。 [危]

(3) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及

市は、県及び建築関係団体との連携を図りながら、住宅性能表示制度※15の普及・啓発に努めるとともに、耐震相談の充実強化を図る。 [危]

※14 防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のこと。

※15 住宅性能表示制度とは、平成12年4月1日に施行された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく制度で、事業者や住宅取得者の申請に基づき、国の定めた技術基準に従い、住宅の設計段階での性能評価、施工・完成段階の現場検査を経た性能評価を行い、その結果が住宅性能評価書として交付され、住宅の性能を客観的に知ることができる制度のこと。

(4) 高層建築物における防災対策の普及

市は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し長周期地震動及びエレベーターの停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、飲料水・食料等の備蓄等の防災対策についての普及・啓発を行う。 [危]

(5) 帰宅困難者に関する普及

市は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火、緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「無闇に移動を開始しない。」という基本原則を市民、企業、事業者、学校、関係団体等に周知を図り、対応の徹底を促す。 [危]

(6) 自主的な防災活動の普及

市は、地震災害時のボランティア活動及び自主的な防災活動を普及するため、「防災とボランティアの日（1月17日）」及びその前後となる「防災とボランティア週間（1月15日から1月21日まで）」において、市社会福祉協議会、県、防災関係機関又は各種ボランティア団体等と協力して講演会、講習会、展示会等の推進に努める。 [危]

(7) 南海トラフ地震に関連する情報等の普及

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、予想される震度・津波に関する知識、南海トラフ地震に関する情報や緊急地震速報が出された場合又は地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、崖崩れ等の危険区域、避難場所、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及・啓発に努める。 [危]

3 企業等の防災体制の確立等

(1) 企業及び事業者は、地震災害時のそれぞれの果たす役割（施設利用者、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業、各事業者において地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 [企・事]

(2) 企業及び事業者は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。 [企・事]

(3) 社会福祉施設等の管理者は、介護保険法等の事業法等に基づき、地震が発生した場合に備えて、避難確保計画を作成するものとする。また、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することができないことから、業務継続計画（BCP）の作成に努める。 [福]

4 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

(1) 市教育委員会は、市立学校において、児童・生徒が各教科及び特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な地震災害の危険を理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるため、県教育委員会が作成した防災教育指導資料等を踏まえ、市教育委員会で作成した小学校1年生から3年生までの「地しんからいのちを守る」、小学校4年生から6年生までの「地震からいのちを守る」及び中学生の「災害から命を守る」の資料を用いて段階的な防災教育を実施する。 [避]

- (2) 市教育委員会は、県が小・中学校の教職員を対象に主催する専門研修により、防災に関する専門的知識及び技能の習得並びに学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な担い手となる教職員の育成を図る。 [避]
- (3) 市は、県立学校が実施する生徒参画型の災害図上訓練（D I G）※¹⁶等の実践的な防災教育の推進に協力する。 [危]
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員及び利用者に対して、地震災害に関する基礎的知識及び地震災害時対応について、理解及び関心を深めるため防災教育を推進する。 [福]

5 研修・訓練の実施

- (1) 市は、職員の防災教育として「海老名市地域防災計画」や市災害対策本部等の組織体制の基本的な部分から段階的に教育するため、危機対処の各部に危機管理担当者を置き、年1回以上の危機管理研修を実施する。また、危機管理研修を受講した危機管理担当者は、各部にフィードバックし、情報の共有化を図る。 [危]
- (2) 防災に関する専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、国等が開催する研修に積極的に参加する。 [危]
- (3) 市は、県と協力し、地震災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修・訓練の実施に努める。 [医・危]

※16 災害図上訓練（D I G）とは、災害（Disaster）、想像力（Imagination）、ゲーム（Game）の頭文字を取って名付けられた簡易的な図上訓練で、「dig（動詞）」は「掘り起こす、探求する、理解する」といった意味があるが、「防災意識を掘り返す」「地域を探求する」「災害を理解する」といった意味も込めて「ディグ」と呼んでいる。訓練内容は、参加者でテーマを決めて地図を囲み、地図上にビニールシートを敷き、その上から与えられた被害状況や地域特徴を書き込み、そこから推測される状況、対処方法をグループ討論し、ゲーム感覚で問題・課題を可視化していく災害想像力ゲームのこと。

第19節 防災訓練の実施

市は、これまで「防災の日（9月1日）」及びその前後となる「防災週間（8月30日から9月5日まで）」を中心に市民、防災関係機関と総合的な防災訓練を実施し、平成18年度は県と合同の総合防災訓練を実施した。平成19年度から平成26年度までは、地域自主的な実践型の総合防災訓練を市内6ブロックに分けて順次実施してきた。また、東日本大震災（2011年）を教訓とし、避難所の開設・運営を市の重要課題に位置付け、全ての避難所予定施設に避難所開設チームを組織化し、避難所の開設に特化した訓練を平成24年度から3年間実施し、平成27年度からは、都心南部直下地震の発生により避難所の開設期間が長期化することを想定し、避難者が主体となって避難所を運営できるよう「海老名市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営委員会の設立、避難所運営で必要な役割を参加市民が自ら避難所生活での共助の重要性を体験・経験する訓練を実施してきている。また、職員の訓練については、「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、職員の緊急参集訓練をはじめ、登庁後の初期活動とし、庁舎の安全確認及び受付設置要領、市消防本部及び海老名警察署からの被害情報の収集要領、避難所、駅その他公共施設の情報収集要領を実施するとともに、危機対応の各部及び防災関係機関との連携を目的に市災害対策本部オペレーションセンター訓練を段階的かつ計画的に実施している。

平成28年熊本地震（2016年）の教訓を踏まえ、連続する強い余震等により庁舎内に立ち入ることが危険と判断される場合を想定し、初動期における災害対策本部の屋外運営手段等の構築を図るとともに、応援協定先との連携及び有効性の検証並びに防災関係機関との連携を目的とした実践的な訓練への段階的な拡充等を図り、職員、市民、防災関係機関等の地震災害対応能力の向上を図る。

大規模地震等発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

1 多様な訓練の実施

- (1) 市は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び地域の実情を踏まえ、大規模地震災害等を想定した広域・市域・コミュニティレベルでの複合災害等多様な場面を想定した防災訓練の実施に努める。また、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点、要配慮者等の多様な視点に十分配慮した防災訓練及び避難訓練の実施に努める。 [危]
- (2) 市は、地震災害時に臨機応変に対応できるようにするために、基本的な知識及び体制を熟知した上で、様々な場面を想定した市災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練、緊急地震速報対応訓練等を段階的かつ計画的に積み重ね、継続的な訓練の実施に努める。 [危]
- (3) 市は、県の実施する現地災害対策本部との連携強化を図る訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した資源配分調整チームの運営訓練等に参加し、県や関係団体との連携強化に努める。 [危・消・避・物・応・医]
- (4) 市は、市内において地震により震度5弱以上の揺れを観測したときは、72時間を目安に安否確認を実施するため、全戸配布している安否確認フラッグを活用するとともに、避難支援に携わる関係者として市消防本部、海老名警察署、自治会、民生委員児童委員及び地区社会福祉協議会と連携・協働し、避難行動要支援者登録名簿等を活用し、安否確認訓練の実施に努める。また、安否確認要領を定めたマニュアル等の作成に努める。 [危・消・避・医・県]

2 実践的な訓練の実施

市は、積極的かつ継続的に多様な訓練を実施するものとし、実施に当たっては、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材、実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努める。また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の見直しを行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 [危]

3 広域応援機関と連携した訓練等の実施

- (1) 市は、県と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施する。 [消]
- (2) 市は、米海軍厚木航空施設司令部との相互応援が円滑に行えるよう「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、定期的な会合等を実施する。 [危]

第20節 災害救助実施体制の充実

避難所運営や救援物資の提供等の災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には市が主体となって実施しますが、被害が複数市町村にまたがるような大規模地震災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、市は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、市が救助を実施する体制になります。

災害時に県と市の連携が円滑に行えるよう平成30年11月に災害救助事務の委任に関する事前の取決めが策定され、県が行う事務、市に委任される事務が明確にされた。

また、令和3年5月に災害救助法が改正され、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、非常災害等が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、災害救助法の適用が可能となり、県（救助実施市を含む）が避難所の供与を実施することができるようになった。

[災害救助事務の委任に関する事前の取決め]

救助の内容	実施機関
1 避難所の設置	市
2 応急仮設住宅の供与	県・市
3 炊き出しその他による食品の供与	市
4 飲料水の供給	市
5 被服、寝具その他生活必需品の供与、貸与	市
6 医療、助産	県・市
7 被災者の救出	市
8 被災した住宅の応急修理	市
9 学用品の供与	市
10 埋葬	市
11 死体の搜索	市
12 障害物の除去	市

※前記を基本に、災害の規模・態様、地域の特性等により委任する事務の範囲を調整する。

1 災害救助の実施体制の確保

- (1) 大規模災害時に円滑に災害救助を実施するためには、県の資源配分計画に基づき、救助実施市や、国、物資の供給や輸送・保管等を担う民間団体と連携して対処することが重要であり、そのための連携体制を平素から確保する。 [市]
- (2) 市は、事務委任の事前の取決めに基づき事務委任された事項について、主体的に災害救助事務が行えるよう市職員の対応力を強化する。 [市]

2 関係機関との連携確保

- (1) 市は、大型備蓄倉庫等の物資の受領・配分拠点や避難所に対する物資等の輸送手段、又は物資等の保管場所に関して、民間団体との協定を含めて充実を図る。 [市]
- (2) 市は、災害救助に関する連絡会議や、国、県、救助実施市、協定事業者等との連携体制の一層の強化に努める。 [市]

3 災害救助の運用体制の充実

市は、災害救助の事務手続や、避難所や大型防災備蓄倉庫等の物資拠点の運営等、災害救助の実務に関する研修、訓練を実施し、市職員等の対応力強化を図る。 [危]

第4章 地震災害時の応急活動対策

大規模地震災害が発生した場合は、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。様々な種類の通信手段を活用し、職員からの情報等必要な情報に基づき、市災害対策本部等の設置を行い、国、県及び防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進める。なお、発災直後の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1節 地震災害時情報の収集・伝達及び市災害対策本部等の設置

市は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部等の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 地震情報等の収集・伝達

- (1) 市の震度情報は、県が海老名市大谷に設置した震度情報ネットワークシステム^{※17}により即時に把握する。 [危・消]
- (2) 市は、24時間体制で地震災害の発生に備え、勤務時間内に地震災害が発生した場合は危機管理部が、勤務時間外、休日等に地震災害が発生した場合は消防部が発災初動期の情報の収集・伝達を行う。地震情報の伝達については、次表の基準により伝達する。 [危・消]

市地震情報伝達基準	伝達方法
震度3以下の揺れを震度観測点(海老名市大谷)で観測したとき。	原則として市民への伝達を行わない。
震度4以上の揺れを震度観測点(海老名市大谷)で観測したとき。	防災行政無線局同報系無線設備で震度観測情報を放送し、かつ、防災ラジオ、えびなメールサービス及び市防災ホームページに配信し、市民に伝達する。
全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により緊急地震速報が流れたとき	必要により、防災行政無線同報系無線設備、防災ラジオ、えびなメールサービス及び市防災ホームページにて、必要な情報を伝達する。
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により防災行政無線局同報系無線設備から緊急地震速報が市民に伝達されたか否かにかかわらず、防災行政無線局同報系無線設備で震度観測情報を放送し、かつ、防災ラジオ、えびなメールサービス及び市防災ホームページに配信し、市民に伝達する。また、市民が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努める。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	

備考 緊急地震速報伝達順 気象庁→消防庁→人工衛星→市→市民の順に伝達される。

※17 震度情報ネットワークシステムとは、県が県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁に送信するシステムのこと。

(3) 市は、県防災行政通信網※¹⁸により、気象庁からもたらされる震度、震源情報、地震の規模等を必要な機関に伝達する。 [危・消]

(4) 市は、県災害情報管理システムの運用開始により被害情報を県に報告し、速やかに情報の共有化を図る。なお、県災害情報管理システムの利用できる情報は、次のアからエまでに掲げるとおりである。 [危・消]

ア 防災基礎情報（病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報）

イ 被害情報、被害復旧情報（道路被害・復旧、河川被害、学校被害等）

ウ 応援要請情報、応急措置情報（自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置）

エ 地震災害状況資料（被害情報等を基に加工した地震災害状況資料）

(5) 市は、地震の発生に伴い、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線局同報系無線設備等により市民に伝達するとともに、Ｌアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な周知に努める。 [危]

(6) 県は、市がＬアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行えないときは、市に代わってＬアラート（災害情報共有システム）への情報発信を行う。 [県]

2 配備体制

市内で震度５弱以上の揺れを観測した場合は、市職員は自主参集して、被害情報等を収集し、必要な措置を講ずる。 [市]

3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡

(1) 市は、地震発生直後において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]

(2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部が巡視出動し、情報収集を行う。また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]

(3) 市は、人的被害の状況（行方不明者数を含む。）、建築物被害の状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県災害情報管理システム等により県に報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁に連絡する。特に行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者については、直ちに連絡する。 [危・消]

(4) 市は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について広報を行う際には、関係機関と連携しながら適切に行う。 [危]

(5) 全国的な統一基準が策定されるまでの間、市は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報原則速やかに公表する。 [危]

※18 県防災行政通信網とは、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」及び「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により、地震が発生したとき又は発生するおそれがあるときに行う緊急通信、緊急通信以外の一般通信、複数の通信局に対して同時に一方的に行う一斉通信及び個別の通信局間で行う個別通信により、音声又はファクシミリで行う通信網で、地震災害時における地震災害情報の伝達及び被害情報の収集その他応急対策に必要な応援要請等を県、県主要機関、他市町村及び防災関係機関と相互に通信することのできる通信網のこと。

- (6) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、「神奈川県非常通信運用要領」により、海老名警察署又は海老名水道営業所を通じて県に連絡する。また、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。
[危・消]
- (7) 市は、「火災・災害等即報要領」規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。
[消]
- (8) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。
[危]
- (9) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部の設置状況等を県に連絡する。
[危]
- (10) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した地震発生直後の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。
[危]

4 市災害対策本部の設置等

- (1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分 (設置者)	災害対策本部（市長）					
本部設置基準	地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度5弱以上の揺れを観測したとき。					
配備体制区分 (発令者)	地震災害対策体制 (災害対策本部長)					
配備体制発令基準	本部設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。					
危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
配備人員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

備考 「地震災害対策体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「地震災害対策体制」に定める災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいう。

ア 市長は、本部設置基準により、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「地震災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 陸上自衛隊第4施設群長

(ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令

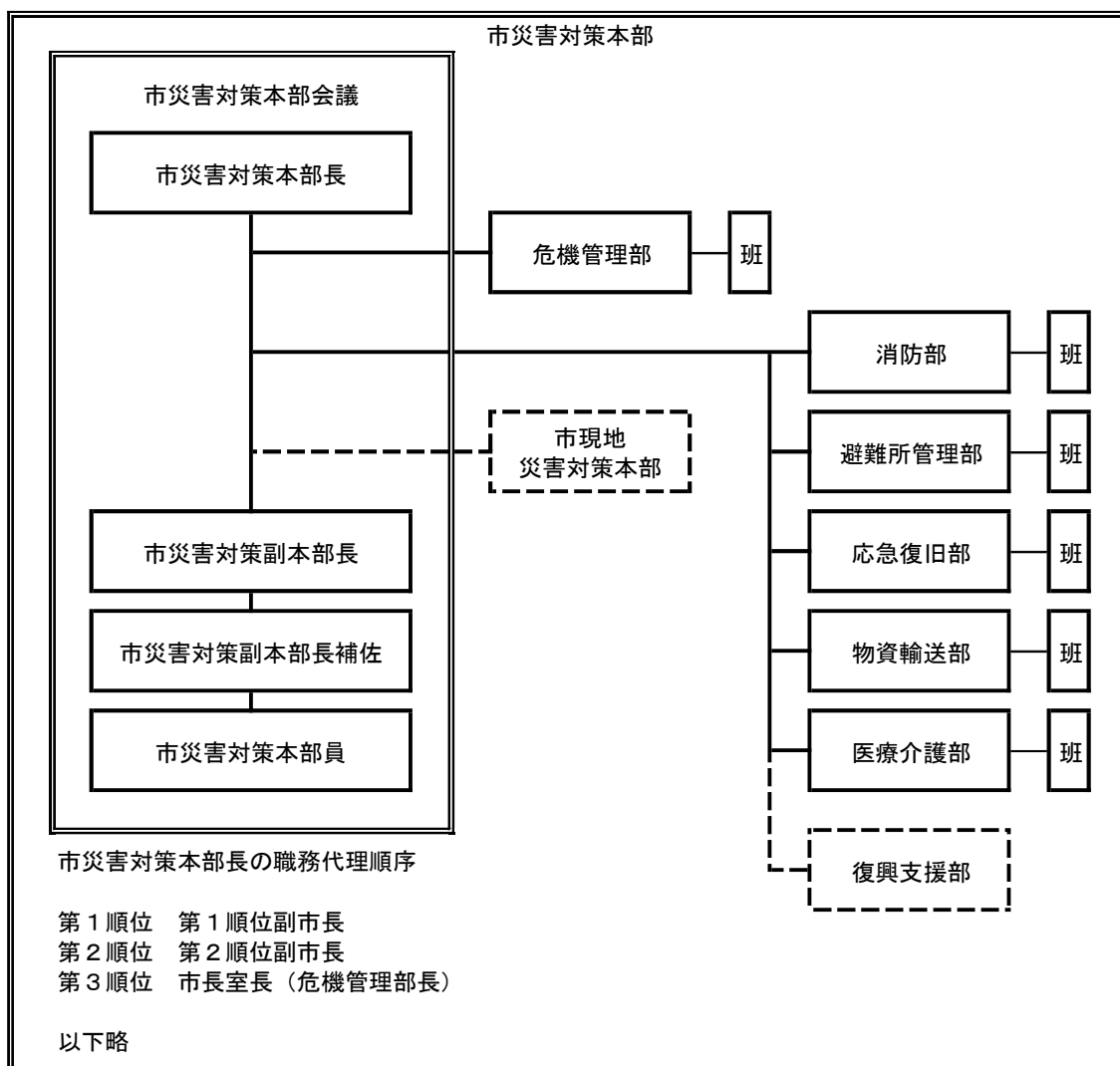
(エ) 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

- ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。
- イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとし、地震災害の復旧・復興時には「復興支援部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。
- ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。
- エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。
- オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。
- カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2-5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2-6】 海老名市災害対策本部要綱

5 災害広報の実施

市は、地震災害発生時には、市民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、市民一人一人が適切に判断して行動ができるようにする必要がある。市は、速やかに広報部門を設置し、県及び防災関係機関と連携して適切かつ迅速な広報活動を行う。

(1) 広報事項

市は、流言飛語による市民の混乱を防止するため、地震情報だけでなく、被災状況、応急対策の実施状況、市民が執るべき措置等について、防災行政無線局同報系無線設備、広報車等により積極的に広報する。また、自主防災組織（自主防災隊）、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送局その他の防災関係機関と連携を図り、被災者ニーズに応じた多様な内容を広報する。

広報する事項は、おおむね次のアからエまでに掲げるとおりとする。 [危]

ア 地震災害に関する事項

(ア) 発生した地震情報に関すること。

- (イ) 余震等の今後の見通しに関する事。
- (ウ) 被災状況及び応急対策の状況に関する事。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

イ 避難に関する事項

- (ア) 避難勧告等に関する事。
- (イ) 避難所等の開設状況に関する事。

ウ 応急対策活動に関する事項

- (ア) 災害時医療救護関連施設の開設に関する事。
- (イ) 交通規制及び各輸送機関の運行状況に関する事。
- (ウ) 電気、ガス、水道等のライフラインの状況に関する事。

エ 市民生活に関する事項

- (ア) 帰宅困難者に対する帰宅経路等に関する事。
- (イ) 防疫活動の実施状況に関する事。
- (ウ) 飲料水・食料、生活必需物資等の供給状況に関する事。
- (エ) 市民相談窓口の措置状況に関する事。
- (オ) 被災者生活支援に関する事。
- (カ) 流言飛語の防止に関する事項
- (キ) その他市民生活に必要な事項（二次災害防止情報を含む）

(2) 広報の方法

ア 放送機関への要請

市は、必要があるときは、「神奈川県地域防災計画」による「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて、次の(ア)から(カ)までに掲げる放送関係機関への放送要請を行う。なお、海老名エフエム放送株式会社及び株式会社 ジェイコム湘南・神奈川への要請は、市が締結している協定に基づいて行う。 [危]

- (ア) 日本放送協会 横浜放送局
- (イ) 株式会社 アール・エフ・ラジオ日本
- (ウ) 株式会社 テレビ神奈川
- (エ) 横浜エフエム放送株式会社
- (オ) 海老名エフエム放送株式会社
- (カ) 株式会社 ジェイコム湘南・神奈川

イ 報道機関との連携

市は、必要があるときは、「神奈川県地域防災計画」による「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、県を通じて、次の(ア)から(タ)までに掲げるテレビ局、ラジオ局及び新聞社（各横浜支（総）局・支社）に広報を要請する。 [危]

- (ア) 日本テレビ放送網株式会社
- (イ) 株式会社 TBSテレビ

- (ウ) 株式会社 フジテレビジョン
- (エ) 株式会社 テレビ朝日
- (オ) 株式会社 テレビ東京
- (カ) 株式会社 ニッポン放送
- (キ) 株式会社 朝日新聞社
- (ク) 株式会社 毎日新聞社
- (ケ) 読売新聞社
- (コ) 株式会社 産業経済新聞社
- (サ) 株式会社 中日新聞東京本社（東京新聞）
- (シ) 株式会社 日本経済新聞社
- (ス) 株式会社 日刊工業新聞社
- (セ) 株式会社 日本工業新聞社
- (ソ) 一般社団法人 共同通信社
- (タ) 株式会社 時事通信社

ウ 一般の広報

(ア) 記者発表

取材への対応は、原則として緊急記者会見、定期記者会見及び資料提供又は掲示板への掲示をもって行う。 [危]

a 緊急記者会見

市災害対策本部の設置後は、被害状況を把握した段階で緊急記者会見を行い、把握している被害状況、市災害対策本部の災害予防又は災害応急対策の方針について情報提供を行う。

b 定期記者会見及び資料提供

応急対策活動の実施期間中は、被害状況、応急対策実施の状況等について、定期的に記者会見又は資料の提供を行う。

c 記者会見の場所

記者会見の会場については、応急対策活動の実施に影響しない適切な場所を指定して行う。

(イ) 防災行政無線

地震災害発生における、出火等の二次災害防止の呼び掛け、避難誘導、被害状況、避難生活関連情報等の市民に必要な情報を提供する。 [危]

(ウ) 広報紙

a 発行体制を早期に整え、地震災害対策活動全般にわたる情報を提供する。 [危]

b 広報紙は、避難所等、公共施設等で配布することとし、ボランティア等の協力を得て配布する。 [危]

(エ) 市ホームページ・市防災ホームページ

インターネット回線が使用可能な場合は、早期に市ホームページを利用した情報提供を行う。また、市防災ホームページは、えびなメールサービスにより配信された防災行政無線情報等を提供する。 [危]

(オ) SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）

フェイスブック及びツイッターを用いて災害情報を提供する。 [危]

(カ) えびなメールサービス

メールアドレス及び欲しい情報をあらかじめ登録した市民に対して必要な災害情報を提供する。 [危]

(キ) 緊急速報メール（エリアメール）

配信時に市域に居合わせた人に対して、避難勧告等その他これらに類する地震災害情報を配信する。 [危]

(ク) 広報

公用車及び消防車を用いて市内を走行し、市民に広報を行う。 [危・消]

【資料8-32】 災害時等における災害情報等の放送に関する協定書
（海老名エフエム放送株式会社）

【資料8-33】 災害時における災害情報等の放送等に関する協定書
（株式会社 ジェイコム湘南・神奈川）

6 市災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 地震発生直後（初動期）

地震発生直後（初動期）の勤務時間内及び勤務時間外、休日等の行動は、次のア及びイに掲げるとおりとし、詳細は、「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に定める。なお、消防庁舎その他出先機関の庁舎においても同様とし、詳細は施設ごとの「災害発生時等初動対応マニュアル」に定める。

ア 勤務時間内

(ア) 地震が発生し、震度観測点（海老名市大谷）で震度5弱以上の揺れを観測した場合において、市長は防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、市災害対策本部長は「地震災害対策体制」を発令し、市災害対策本部会議を招集（原則発災から30分後）する（本庁舎3階 政策審議室）。 [危]

(イ) 地震災害状況の情報収集により、災害予防及び災害応急対策の方針が作成され、これを実施するときは、円滑な部間及び班間の連携が図れるよう本庁舎4階401会議室に市災害対策本部オペレーションセンターを構築する。 [危]

(ウ) 危機管理部は、本庁舎内放送が使用できる場合はこれを使用し、本庁舎内にいる市民に対し、震度情報及び職員の指示に従って慌てないで行動する旨を周知し、職員に対しては市民の安全確保を第一優先し、必要があれば本庁舎外に誘導するよう指示する。消防庁舎その他出先機関の庁舎も同様の措置を執る。 [危]

イ 勤務時間外、休日等

(ア) 地震が発生し、震度観測点（海老名市大谷）で震度5弱以上の揺れを観測した場合において、市長は防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市災害対策本部を設置し、市災害対策本部長は「地震災害対策体制」を発令し、市災害対策本部会議を招集（発災から速やかに）する（本庁舎3階 政策審議室）。 [危]

(イ) 地震が発生し、震度観測点（海老名市大谷）で震度5弱以上の揺れを観測した場合において、配備人員はこれを覚知し、確認したときは速やかに参集するものとし、参集時は、参集する場所までの状況を確認し、情報収集に努めながら参集するものとする。 [危・消・避・応・物・医]

(ウ) 消防部は、消防部長（消防長）の命により、防災情報システム（防災カメラ）及び防犯カメラを使用し、市内の被害状況を確認するとともに、必要があると認めるときは、巡視出動し、情報収集を行う。 [消]

(エ) 消防部が把握した情報並びに参集した配備人員の近所の状況及び参集途上の状況の報告に基づき、概算の被害規模を推定し、県災害情報管理システム等により、適宜、県に報告を行う。 [危・消]

(オ) 地震災害状況の情報収集により、災害予防及び災害応急対策の方針が作成され、これを実施するときは、円滑な部間及び班間の連携が図れるよう本庁舎4階401会議室に市災害対策本部オペレーションセンターを構築する。 [危]

(2) 被害情報の収集等（被害情報収集期）

ア 発災直後の状況により、直ちに被害情報を収集できずに災害予防及び災害応急対策の方針が作成できない場合は、震度、震源地等の収集できる最低限の情報を基に「神奈川県地震被害想定調査報告書」の想定地震と照らし合わせ、被害状況等を参考予測する。 [危]

イ 市は、迅速かつ的確に被害情報を収集するため、危機対応の部ごとに被害情報を収集し、状況によっては海老名警察署その他の防災関係機関と連携を図り、必要な情報の収集を行う。また、市災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときは、市災害対策本部会議に防災関係機関の職員の出席を求める。 [危・消・避・応・物・医]

ウ 部ごとに収集した被害情報は、部に属する班のうちから部の行動計画に定める庶務担当班で集約し、その結果を市災害対策本部等会議に報告する。この場合において、集約に時間を要すると判断されるときは、概数等で報告する。 [危・消・避・応・物・医]

(3) 応急活動情報等の収集（応急活動情報の収集期）

ア 被害調査は、地震災害対策活動の根幹となるものであり、県災害対策本部が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用について検討する情報の基本となるため、迅速かつ正確な被害調査を実施できるよう部間連携を徹底し、各部総力を挙げて実施する。 [危]

イ 市災害対策本部は、被害調査を基本とし、自らが行う災害予防及び災害応急対策の方針を作成し、これを実施する。 [危]

ウ 市災害対策本部は、県に設置される資源配分連絡調整チームと連携し、物資の円滑な受領、集積並びに避難所への公平な配分に必要な情報を収集する。 [危・応・物]

エ 市災害対策本部は、県災害対策本部その他の防災関係機関に応急対策の活動状況を連絡する。 [危]

7 通信手段の確保

市は、地震災害発生時において、地震災害情報の連絡通信を確保するために、各種の通信手段である地上系無線、衛星電話及び有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、必要な要員を直ちに現場に配置し、速やかな通信の復旧を図る。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。

(1) 地震災害時の通信手段

ア 被害状況等の通信手段は、有線又は無線の電話等のうち、最も迅速かつ確実な手段を選定するものとする。 [危・消]

イ 一般加入電話が途絶した場合は、防災行政無線局同報系無線設備アンサーバック装置^{※19}、移動系無線設備（MC A無線機）、消防無線又は県防災行政通信網その他これらに類する通信手段を利用する。 [危・消・避・応・物・医]

ウ 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、海老名警察署又は海老名水道営業所を通じて県に連絡する。また、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くす。 [危・消]

エ 市民からの報告は、原則として避難所等に設置されている通信手段とする。避難所等は、防災行政無線局同報系無線設備のアンサーバック装置、移動系無線設備のMC A無線機、市立学校避難所にあつては、これらに加え学区内通信システムがあり、その使用する優先順位は、各避難所等の避難所等運営マニュアルに定められている。また、災害時医療救護関連施設にあつては、MC A無線機が設置されている。

[危・消・避・応・物・医]

(2) 地震災害時の通信連絡

ア 市、県及び防災関係機関が行う地震災害に関する情報伝達又は被害状況の収集報告その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として県防災行政通信網及び県災害情報管理システムにより速やかに行う。

イ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話株式会社が指定した災害時優先電話^{※20}を利用する。また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として、衛星携帯電話、電気通信事業者及び非常通信機関に通信を依頼する。

【資料3-4】 災害時優先電話一覧

(3) 災害時優先電話の利用

市は、災害時優先電話を利用して、地震災害時の電話混雑時における通信を行う。なお、災害時優先電話は、発信のみ優先となっており、相手が話し中の場合は一般加入電話と同様に接続することができないため、緊急時には発信専用とする。

(4) アマチュア無線団体等の協力要請

地震災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線団体等に協力を求め、通信の確保を図る。

※19 防災行政無線局同報系無線設備アンサーバック装置とは、本庁舎と避難所予定施設等との間において、複信方式により双方向通話ができる装置のこと。

※20 災害時優先電話とは、災害の救援及び復旧並びに公共の秩序維持に関係する期間に設置するもので、東日本電信電話株式会社にあらかじめ登録されていて、被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り優先的に通話が可能になっている電話のこと。

8 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害時発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準

[危]

危機対処体制区分 (設置者)	災害警戒本部 (市長又は市長室長)					
本部設置基準	1 地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度4以下の揺れを観測し、市内に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 地震の発生により、震度観測点（海老名市大谷）で震度4以下の揺れを観測した場合又は揺れを観測しない場合で、日本国内において甚大な被害（津波被害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。					
配備体制区分 (発令者)	地震災害準備体制 (災害警戒本部長又は危機管理部長)					
配備体制発令基準	本部設置基準1又は2により、災害警戒本部が設置されたとき。					
危機対処の部	危機管理部	消防部	避難所管理部	応急復旧部	物資輸送部	医療介護部
配備人員	必要人員	必要人員	連絡員	連絡員	連絡員	連絡員

備考 「地震災害準備体制」の配備人員とは、地域防災計画行動計画「地震災害準備体制」に定める災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」又は配備体制の変更等に応じて迅速に配備人員を確保するため連絡調整を行う「連絡員」をいう。

(2) 市災害警戒本部の組織等

[危]

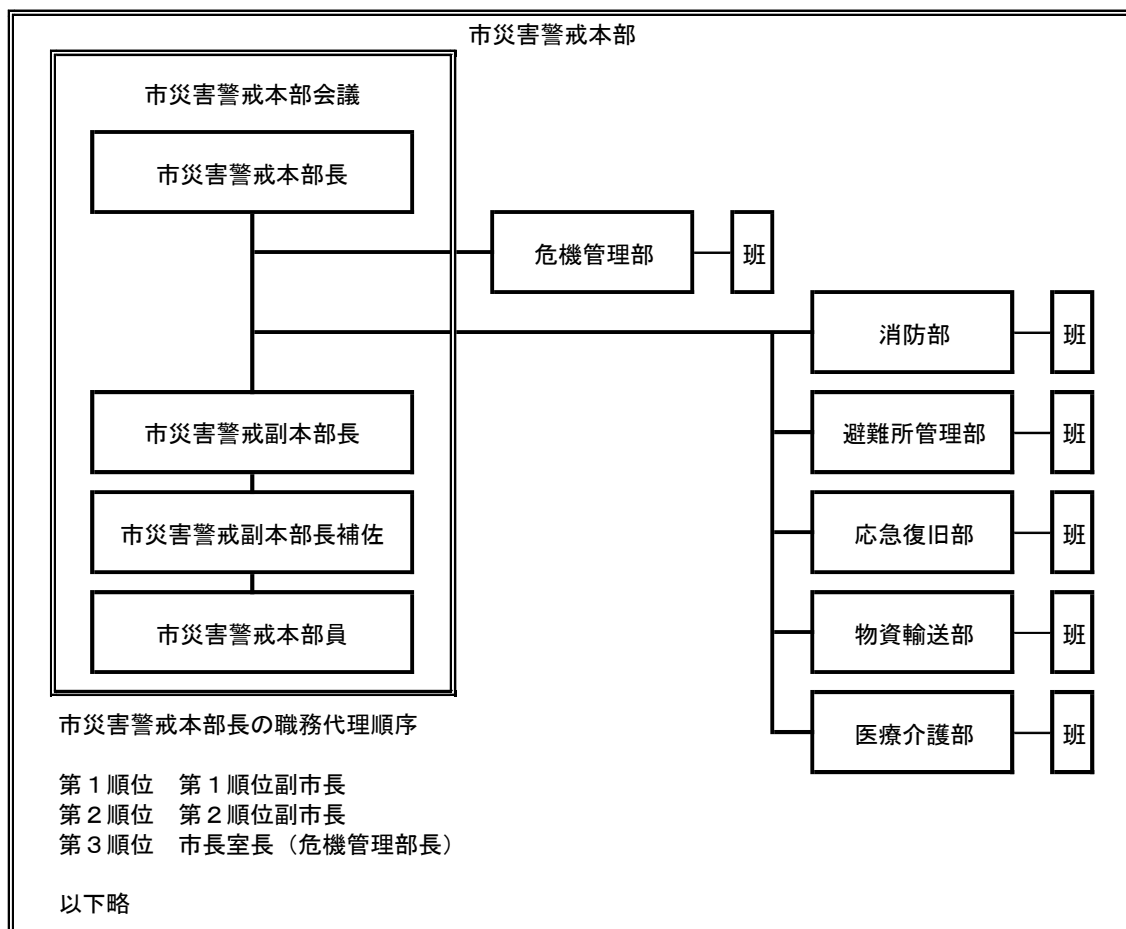
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める。



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ被害の想定に基づき、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定めて地震災害に備えるものとし、地震災害発生後速やかに、救助・救急、消火活動及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際は、安全確保に留意する。

1 救助・救急、消火活動

(1) 市

ア 市は、事前に定めた地震災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]

イ 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織（自主防災隊）等と連携して救助・救急活動を行う。特に医療機関等が被災した場合は、市医師会等関係機関の協力のもと、県救急医療情報システム（EMIS）を活用して、広域的な救急活動を実施する。 [消・医]

ウ 市は、地震災害発生時に傷病者の緊急度及び重傷（症）度に応じた適切な処置及び搬送を行うため、トリアージを実施し、傷病者の治療優先順位を決定する。 [消・医]

エ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて県災害対策本部に応援要請を行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。なお、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。 [消・危]

オ 市は、大規模地震災害等により自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。 [危]

カ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の指示があった場合、必要な準備等を行う。 [市]

【資料8-34】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
（社団法人 神奈川県自動車整備振興会 神央支部）

【資料8-35】 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書
（株式会社 オグラ）

(2) 消防団

消防団は、消防部長又は消防署班長の所轄の下に行動するものとし、地域防災の中核として、地域の自主防災組織（自主防災隊）と連携し、発災直後の初期消火及び被災者の救出・救護等、各種消防活動を行う。 [消]

(3) 市民

ア 市民は、まず、自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努める。 [民]

イ 市民及び自主防災組織（自主防災隊）は、近隣において発災時初期段階での初期消火活動、救出・救護活動等を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。 [民]

ウ 企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。 [企]

(4) 市長

市長は、必要がある場合には、県知事に対して次のアからカまでに掲げる要請を行う。
[危]

- ア 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- イ 県公安委員会に対する警察庁又は都道府県警察への援助要求の要請
- ウ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- エ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- オ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- カ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 市は、必要があるときは、県（保健医療調整本部）に対し、DMAT、DMAT-L、DPAT、DWAT救護班（医療チーム）等の派遣を要請する。
[危・医]
- イ 市は、医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムにEMISにより収集・交換し、効果的な医療救護活動を確保する。
[医・消]
- ウ 市は、水道施設が被災した場合は医療機関に優先的な給水活動を行い、県は飲料水の確保や応急給水の支援を行う。
[物・県]
- エ 市は、被災地域以外の医療機関等に救急患者を搬送する場合は、県及び災害時医療救護関連施設と連携し、被災地域以外の医療機関等に協力を求める。
[消・医]
- オ 市及び県は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うためにDMAT、DMAT-L、DWAT救護班（医療チーム）等を確保する。
[医・県]
- カ 市は、医療機関等を中心とした早期早急復旧活動について、地域のライフライン事業者に要請を行う。
[危]
- キ 市は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めるときは、県に対して迅速かつ的確な医療救護について要請を行う。
[危・医]
- ク 重傷（症）者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防部で実施する。ただし、消防部の救急車両が確保できない場合は、県、市、救護班等で車両を確保し、搬送する。
[消・医・県]
- ケ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により実施し、また、傷病者等が多数発生する場合は、海上自衛隊厚木航空基地を航空搬送拠点として確保し、県外への医療搬送拠点となる広域医療搬送拠点（SCU）を設置する。SCUの設置後、県は医療機関等とも連携し、航空機等による傷病者の医療搬送を行う。
[消・医・県]

(2) 災害時医療救護関連施設の開設及び救護班の要請

- ア 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、「海老名市救急医療実施要綱」及び「海老名市救急医療実施要綱に関する取扱要領」に基づき、市医師会と協力して災害時医療救護関連施設を開設する。
[医]
- イ 市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等に救護班の派遣を要請する場合は、県知事に要請する。
[危]

(3) 医薬品等の確保

ア 市は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき市医師会、市薬剤師会等から調達するが、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。 [危・医]

イ 市は、医療機関等で血液製剤等が不足した場合には、県に要請する。 [危・医]

**【資料8-36】 災害時における医療救護活動に関する協定書
(海老名市三師会)**

第3節 避難対策

市は、地震発生後、人命の安全を第一に被災した市民の避難誘導を行うとともに、避難場所、避難所予定施設等その他避難に関する情報の提供に努める。

市民は、避難場所及び避難所予定施設等を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合は、速やかに避難準備又は避難を開始する。また、自主的に避難する場合は、安全に十分注意する。

1 避難情報等

(1) 高齢者等避難

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者・障がい者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を確実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう早めの段階で高齢者等避難を発令する。また、必要がある場合は、要配慮者、特に避難行動要支援者に対し立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。 [危]

(2) 避難指示

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。また、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。 [危]

(3) 警戒区域

市長は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。 [危・消]

(4) 消防警戒区域

消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定し、総務省例で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 [消]

(5) 県知事への報告等

市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、県知事に報告する。 [危]

(6) 県知事等への助言の求め

市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。 [危]

2 避難情報の内容等

(1) 避難情報の内容

市長等、避難情報を発令する者は、原則として次のアからオまでに掲げる内容を明示して行う。 [危]

ア 避難を要する理由

- イ 避難情報の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

(2) 避難情報の発令代理者

ア 市職員（消防吏員を含む。）

市職員（消防吏員を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の委任を受けて、居住者等に対し避難のための立ち退き指示をすることができる。 [市]

イ 警察官等の措置

(ア) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置を指示することができる。また、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する場合において、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。なお、当該指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。 [国・県]

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行なう市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市長に代わって警戒区域を設定することができる。また、警戒区域を設定する場合において、必要があると認めるときは、その立ち退き先として避難場所又は避難所予定施設等を指示することができる。なお、警戒区域を設定したときは、直ちに、その旨を市長に通知する。 [国・県]

(ウ) 警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、その場に居合わせた者に対し、避難の措置を講じることができる。この場合において、その旨を県公安委員会に報告する。 [県]

(エ) 警察官は、消防吏員若しくは消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員若しくは消防団員の要求があったときは、火災の現場において、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 [県]

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、これらの者に代わって避難等の措置を執ることができる。なお、避難等の措置を執ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。 [国]

エ 県知事

県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示並びに警戒区域の設定を市長に代わって行う。また、避難の必要がなくなったときの公示についても県知事が市長に代わって行う。なお、県知事は、市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 [県]

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難のための指示を行った者は、必要な事項を次の順序で報告する。〔危・国・県〕

ア 市長（災害対策基本法に基づく措置）

市長 → 県知事

イ 海上保安官又は警察官（災害対策基本法に基づく措置）

（ア）海上保安官 → 海上保安部・署長 → 市長 → 県知事

（イ）警察官 → 警察署長 → 市長 → 県知事

ウ 警察官（警察官職務執行法（昭和23年法律第123号）に基づく措置）

警察官 → 警察署長 → 警察本部長 → 県公安委員会

エ 自衛官（自衛隊法（昭和23年法律第165号）に基づく措置）

自衛官 → 市長 → 県知事

(2) 市民への周知

ア 市は、自ら避難情報の発令を行った場合又は他機関からいずれかの通知を受けた場合は、防災行政無線局同報系無線設備、広報車等により災害広報を実施し、市民に周知する。また、避難の必要がなくなったときも同様とする。〔危〕

イ 市は、避難情報の発令を行ったときは、防災行政無線等を通じて住民等に伝達するとともにＬ－アラート（災害情報共有システム）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた市民への迅速な通知に努める。〔危〕

4 避難所予定施設等の開設

市は、被災者に対する救済措置を行うため、必要に応じてあらかじめ指定された避難所予定施設等を避難所等として開設する。

(1) 避難所予定施設等の開設

ア 市は、あらかじめ施設の安全性を確認するなど、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所等を開設する。開設に当たっては、三密を避けるため、できる限り多くの避難所を開設する。〔危・避・応・医〕

イ 緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設する。〔危・避・応・医〕

ウ 市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考にしつつ「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等の感染症予防対策を行った上で、避難所担当班員、学校避難所担当班員、一時滞在所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者で構成する避難所等開設チームにより指定された避難所予定施設等の安全を確認し、避難所等として開設する。〔避・応・医〕

エ 地震災害が長期にわたることが見込まれる場合は、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所としての指定、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所等として借り上げるなど、市域外又は被災地以外にあるものも含め、多様な避難所等の確保に努める。〔危・避・応・医〕

(2) 避難所等の周知

市は、避難所予定施設等を避難所等として開設した場合は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 [危]

(3) 避難所等の運営管理

ア 避難所等の運営は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」等を参考に行う。避難所担当班員、学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者等は、避難者を主体とする避難所運営委員会を設置して、避難所の円滑な運営を支援する。また、男女のニーズの違い及び要配慮者等の多様な視点に配慮する。 [民・避・応・医]

イ 避難所等の運営管理に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所等における情報の伝達、飲料水・食料等の配布、清掃等については、避難者等、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティア等の協力を得られるよう努める。 [避・応・物・医]

ウ 市は、あらかじめ指定された避難所予定施設等以外の県立施設に被災者を一時入所させる必要があるときは、施設利用に関する協定に基づき、県に要請する。 [避]

エ 市は、在宅での避難や車中泊等、様々な事情から避難所等に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回等、様々な手法で把握に努め、安否情報確認システム等で県等に報告する。 [避・応・医・危]

オ 市は、避難生活が長期化する場合は、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群対策の必要性、飲料水・食料の確保、配食の状況、ごみ処理の状況等、食中毒対策、避難者の健康状態及び避難所等の衛生状態の把握に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、ペットスペースの確保などの具体的な対応がとれるよう努める。 [避・応・医・物]

カ 市は、避難所等に滞在することができない被災者に対しても、食事供与の状況、トイレの設置状況等避難者等の生活環境の把握に努め、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 [避・応・医]

キ 市は、避難所等における混乱の防止、秩序保持、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう配慮する。 [避・応・医]

ク 市及び市社会福祉協議会は、避難所等において救援活動を行うボランティアの受入れについては、市災害救援ボランティアセンター及び県災害救援ボランティア支援センターと連携して対応する。 [危・社]

ケ 市は、避難所等のライフラインの復旧に時間を要することが見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。 [避・応・医・危]

コ 市は、各避難所等との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者登録票に基づく避難者台帳を作成する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。また、避難生活が長期にわたる場合に備え、国及び県の協力のもと、公営住宅、民間賃貸住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅建設可能地をリストアップする。 [危・避・応・医]

サ 市は、地震被害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難生活の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館、ホテル等への移動を避難者等に促す。 [避・応・医・危]

シ 市は、地震被害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用により、避難所等の早期解消に努める。 [応・危]

ス 市は、避難所等における避難者等の避難生活が長期にわたる場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋及び避難者の交流スペースの確保に努める。 [避・応・医・危]

【資料8-6】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立中央農業高等学校)

【資料8-7】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立海老名高等学校)

【資料8-8】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立有馬高等学校)

【資料8-9】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立かながわ農業アカデミー)

【資料8-10】 災害時等における避難者等の施設使用に関する協定書
(神奈川県立えびな支援学校)

【資料8-24】 災害時における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(小原温泉旅館組合)

【資料8-25】 災害時における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(鎌先温泉旅館組合)

【資料8-37】 災害時等における支援協力活動に関する協定書
(海老名市飲食店組合)

【資料8-105】 災害時等における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書
(海老名市宅建業者協力会)

5 避難経路の通行確保及び避難の誘導

市は、市内巡視出動を兼ねて避難経路の安全確認を行い、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう警察官、消防団、自主防災組織（自主防災隊）その他避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。この場合において、避難措置の実施者の安全確保に留意する。 [応・消・危]

6 帰宅困難者への対応

(1) 市の対応

ア 市は、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、一時滞在所の確保等に努める。また、一時滞在所の運営に当たっては、感染症予防対策や、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。 [応]

イ 市は、あらかじめ指定した帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設、補完避難所予定施設及び帰宅困難者の収容に特化した一時滞在所予定施設を迅速に避難所及び一時滞在所として開設し、円滑な運営を行うとともに、開設状況を帰宅困難者に広報し、県及び鉄道事業者の情報伝達を行う。なお、状況により補完避難所予定施設を避難所として開設する。 [応・避]

ウ 市は、避難所及び一時滞在所に収容した帰宅困難者に飲料水等の提供を行う。 [物]

エ 市は、帰宅困難者が発生した場合は、県と協力し、避難所及び一時滞在所に関する情報、鉄道等の運行及び復旧状況等、帰宅困難者に必要な情報提供等を行い、帰宅困難者対策に努める。 [応・避・危]

(2) 企業・事業所の対応

ア 企業・事業所は、災害時に地震災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。 [企・事]

イ 旅館、ホテル等の宿泊施設、デパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用し、対応する。また、施設管理者は、必要に応じて当該施設利用者をあらかじめ市が指定する避難所予定施設等に誘導する場合は、市に連絡するものとする。 [企]

ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び鉄道運行中止に伴う帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道事業者及び関係機関は、それぞれの施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市の情報伝達等に基づき、地域の避難所予定施設等を案内するものとする。なお、要配慮者に対し十分な配慮を行うように努める。 [事]

7 広域避難

(1) 市は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 [危]

(2) 県は、市町村から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行う。県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示する。県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求める。 [県]

8 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

市は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅等の戸数を調査する。 [応]

(2) 応急仮設住宅の提供

県及び市は、市が災害救助法に適用され、応急仮設住宅（建設型及び賃貸型）を供給する必要があるときは、県及び市で密接な連携を取り、同法及び関係団体との協定に基づき応急仮設住宅の供給を実施する。 [県・応・危]

県は、「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画に基づき資源を配分する。 [県]

(3) 資機材の調達

ア 県及び市は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達する。 [県・応・危]

イ 県は、資機材が不足する場合は、海外からの調達を含め、他の都道府県及び関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に協力を要請する。 [県]

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

ア 県及び市は、応急仮設住宅への入居者の募集については、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考する。 [県・応・医]

イ 応急仮設住宅の運営管理は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死、引き籠もりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営管理に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れについて検討する。 [県・応・医]

(5) 県営・市営住宅等への一時入居

県及び市は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する県営・市営住宅等の空き家住宅を積極的に活用する。 [県・応]

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設は、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請する。 [県・応]

(7) 住宅の応急修理

市に災害救助法が適用されたときは、県及び市で密接な連携を取り、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要最小限の部分の応急修理を行う。 [県・応・危]

9 ペット対策

- (1) 市は、大規模地震等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とする。
[危・避・物]
- (2) 市は、「生命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。
[物・危]
- (3) 市は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携して設置する動物救護本部と連携し、被災した犬猫等の救護を行う。 [物]

【資料8-88】 災害時等における動物救護活動に関する協定書
(相模獣医師会)

10 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難誘導、避難所等での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所等での要配慮者の健康状態の把握、福祉避難所の指定、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努める。また、高齢者、障がい者等に向けた情報提供にも十分配慮する。
[医・避・応]
- (2) 市は、要配慮者に対し必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力により実施する。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。 [医]
- (3) 市は、避難所等の運営管理に当たっては、健康に不安のある要配慮者に対する身体的ケアを実施するとともに、精神的及び心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める。
[医・避・応]
- (4) 県及び市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所等の運営管理に当たり、外国人に十分配慮する。
[県・医・危]
- (5) 市及び施設管理者は、在宅又は社会福祉施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織（自主防災隊）等と協力して実施する。
[医・福]
- (6) 市は、災害時に身体障がい者が避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、ほかの避難者への配慮を行いつつ、身体障がい者と身体障害者補助犬を分離せず受入れる。
[危・避・医]
- (7) 市は、地震災害後の余震による避難対策として、各種協定等により広域避難（疎開）を実施し、要配慮者等に対する身体的及び精神的ケアの実施に努める。 [避・医]

【資料8-11】 災害時における要配慮者等の移送協力に関する協定書
(特定非営利活動法人 福祉輸送事業連合会)

【資料8-12】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書
(株式会社 ハートフルタクシー)

【資料8-13】 災害時等における要配慮者等の移送協力に関する協定書
(株式会社 ユタカトラベル)

【資料8-15】 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
(厚木ホテル協議会)

- 【資料8-16】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 星谷会)
- 【資料8-17】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 中心会)
- 【資料8-18】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書
(社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス)
- 【資料8-19】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 ケアネット)
- 【資料8-20】 災害時における介護老人保健施設の利用に関する協定書
(医療法人 葉梨整形外科)
- 【資料8-21】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書
(SOMPOケアネクスト株式会社)
- 【資料8-22】 災害時における社会福祉施設等の利用に関する協定書
(株式会社 ニチイケアパレス)
- 【資料8-23】 災害時における社会福祉施設の利用に関する協定書
(社会福祉法人 あすか福祉会)
- 【資料8-24】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(小原温泉旅館組合)
- 【資料8-25】 災害時等における広域避難に伴う宿泊施設の利用に関する協定書
(鎌先温泉旅館組合)
- 【資料8-26】 災害時における乳幼児等の緊急受入れに関する覚書
(海老名市私立幼稚園協議会)
- 【資料8-119】 災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定
(介護タクシークローバー)
- 【資料8-120】 災害時等における要援護者等の移送協力に関する協定
(介護タクシーかがやき)

11 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点及び男女の参画に十分配慮し、避難所等における生活環境を常に良好なものとするよう努める。
[避・応・医]
- (2) 市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考に、女性用のトイレ、専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及びその場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布等、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子どもに対する暴力等を予防するための照明の設置等により安全性を確保し、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努める。
[避・応・医]
- (3) 市は、災害発生後に、避難所、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの加害者にならないよう、被害者を生まないように、全ての人に「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。
[危・避]

第4節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

市は、被災者の健康保持のため、「海老名市災害時保健支援活動マニュアル」に基づき、必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

1 保健衛生

- (1) 市は、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、災害時医療救護関連施設等の設置及び心のケアを含めた対策を行う。 [医]
- (2) 市は、避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を採る。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。 [物・応]
- (3) 県及び市は、地震災害による被災者の心のケアを行うために、かながわDPATや医療、保健、福祉関係者等の協力を得て、時期及び状況に応じた必要な措置を講ずる。また、こころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図る。さらには、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。 [県・医・危]

【資料8-38】 災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書
(優成サービス株式会社)

【資料8-39】 災害時における応急対策物資の供給に関する協定書
(株式会社 建興)

【資料8-41】 災害時における浴場施設利用の協力に関する協定書
(東京建物リゾート株式会社)

2 防疫対策

(1) 防疫対策の実施

地震災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市は、県の指示に基づき、次の防疫対策を実施する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ア 感染症予防上必要と認めた場合の清潔方法 | [物] |
| イ 感染症予防上必要と認めた場合の消毒方法 | [医] |
| ウ ねずみ族及び昆虫の駆除 | [物] |
| エ 予防接種の指示 | [医] |
| オ 厚生労働省の承認を得た上で予防内服薬の投与 | [医] |

(2) 薬品、器具等の調達

市は、必要に応じて、県に薬品、器具等の調達を要請する。 [医]

(3) 防疫実施の方法

ア 防疫体制の確立

市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対処方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。 [医]

イ 治療勧告及び入院措置

市は、感染症が発生した場合には、県の指示のもとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施する。 [医]

ウ 感染症発生状況及び防疫活動の周知

市は、感染症が発生した場合は、その発生状況、防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。 [危]

エ 清潔方法及び消毒方法の指示

市は、感染症予防上必要と認める場合は、県から清潔方法及び消毒方法の指示を受ける。 [医]

（ア） 清潔方法

a 市は、清潔方法の実施に当たっては、市内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。 [物・応]

b 地震災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市は、被災の状況に応じ、的確な指導又は指示を行う。 [物]

c 市は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物の焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。 [物]

（イ） 消毒方法

a 市は、消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところに従って行う。 [医]

b 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持ち量を確認の上、不足分を補い、便宜の場所に配置する。 [医]

オ ねずみ族及び昆虫の駆除

（ア） 市は、必要と認める場合には、県の指示によりねずみ族及び昆虫の駆除を実施する。 [物]

（イ） 市は、ねずみ族及び昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。 [物]

カ 予防接種の実施

（ア） 市は、感染症予防上必要と認められるときは、県の指示により予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条に規定する臨時の予防接種を行う。 [医]

（イ） 市は、県の指示に従い、臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保等を迅速に行い、時機を失しないように措置する。 [医]

3 遺体対策等

市は、遺体対策については、適切な対応を執るため、「神奈川県広域火葬計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。また、必要に応じて、同計画に沿って県内市町村及び県外市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

(1) 広報

市は、遺体を発見した者が、直ちに海老名警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。 [危]

(2) 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、海老名警察署に通報する。 [消・医]

(3) 検視・調査等

海老名警察署は、遺体の検視・調査等を行う。 [県]

(4) 検案

法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師は、遺体の検案を行う。なお、市は、必要に応じて、検案後の遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を市医師会等に要請する。 [県・事・医]

(5) 遺体の収容

市は、遺体安置所予定施設に指定している市総合体育館の安全点検等を速やかに実施し、遺体安置所として開設し、海老名警察署その他の関係機関と協力し、遺体を収容する。 [医・県]

(6) 身元確認及び身元引受人の発見

市は、海老名警察署、市医師会、市歯科医師会、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努める。 [医・県]

(7) 遺体の引渡し

海老名警察署は、検視、調査等及び医師による検案等が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市に引き渡す。この場合において、市及び海老名警察署は遺体の引渡作業を協力して行う。 [県・医]

(8) 身元不明遺体の取扱い

市は、身元の確認ができず、海老名警察署から引き渡された遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づき、埋葬又は火葬を行う。 [医]

【資料6－4】 遺体安置所予定施設一覧

【資料8－42】 災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（神奈川県葬祭業協同組合及び一般社団法人 全国霊柩自動車協会）

第5節 飲料水・食料、生活必需物資等の調達・供給活動

市は、地震災害の規模により、市民が備蓄している飲料水・食料等（飲料水・食料、生活用水、生活必需物資等）に不足が生じた場合は、市の備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達及び支援物資の活用、さらには、広域的な支援を受け、早期に被災者に必要な飲料水、食料等を供給する。

避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等を、冬季には暖房器具、燃料等を季節等に考慮するとともに、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。また、避難所等だけでなく、在宅被災者、車中避難者、その他の場所で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

1 飲料水及び生活用水の確保供給

(1) 給水方針

市は、地震災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットル（飲料は、1人1日2リットル）の応急給水を行う。 [物]

(2) 飲料水の確保

市は、県営水道に飲料水を要請して飲料水を確保するとともに、市が設置した飲料水兼用貯水槽等から飲料水を確保する。また、飲料水の提供協力のある災害時応援協定締結先に飲料確保の協力を要請する。 [物]

(3) 飲料水の給水活動

ア 応急給水

市は、県営水道が確保した飲料水のほか、市が設置した飲料水兼用貯水槽等の飲料水を活用して応急給水を実施する。特に医療機関にあっては、迅速かつ優先的に給水を行う。また、市単独での給水が困難な場合は、ペットボトル飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣は水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請するとともに、協定締結先に支援を要請する。 [物・危]

イ 応急復旧

市は、県営水道に対し1日も早く給水装置を通じて給水できるよう要請する。 [危]

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。 [危・物]

【資料8-43】 応急給水支援に関する覚書
(神奈川県企業庁)

【資料8-44】 災害時等における飲料水等の供給に関する協定書
(富士エクスプレス株式会社)

【資料8-45】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(コカ・コーラボ トラーズジャパン株式会社 ベンディング神奈川西支店)

【資料8-46】 防災力の向上に関する協定書
(コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社)

【資料8-47】 災害時等における支援及び防災力の向上に関する協定書
(雪印メグミルク株式会社)

【資料8-48】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(雪印メグミルク株式会社)

2 食料の調達・供給

(1) 供給方針

市は、市で備蓄している食料を活用するとともに、食料が不足しないよう調達し、被災者等に対して供給を行う。 [物]

(2) 市の対策

ア 市は、市で備蓄している食料の提供に努めるとともに、食料が不足しないよう調達計画に基づき、市内小売業者等から調達した食料、広域応援協定等により調達した食料、全国からの支援による食料を被災者に供給する。また、災害時炊き出し施設に指定している市食の創造館及び東柏ヶ谷小学校調理場において応急給食を実施する。 [物]

イ 市は、必要な食料の調達が困難な場合には、県に対して支援を要請する。ただし、政府所有米については、交通・通信の途絶により県の指示が得られない場合は、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。 [危]

(3) 食料等の集積及び配分

ア 県は、災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、県の広域受援計画に基づき、物資の配分と供給、調達を行う。県が直接配送する食料等は、広域物資輸送拠点を経由し、市の拠点備蓄倉庫等又は避難所等で受入れを行う。ただし、県の拠点が開設できない場合や効率化のために拠点経由を省略できる場合等は、適宜、拠点を経ないで避難所に輸送する等、柔軟に対応する。 [県]

イ 市は、食料等を受入れ、被災者に対し配分する。 [物]

【資料4-9】 災害時炊き出し施設一覧

【資料8-49】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 栄屋製パン)

【資料8-50】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(海老名市米穀小売商組合)

【資料8-51】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 神戸屋 海老名事業所)

【資料8-52】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 中村屋 神奈川工場)

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

市は、市で備蓄している生活必需物資等を活用するとともに、不足している必要な生活必需物資等を調達し、供給する。 [物]

(2) 生活必需物資等

調達・供給する生活必需物資等は、主に寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等とする。 [物]

(3) 市の対策

ア 市は、市で備蓄している生活必需物資等の活用を図るとともに、調達計画に基づき、市内小売業者等から調達した生活必需物資等、広域応援協定等により調達した生活必需物資等、全国からの支援による生活必需物資等を被災者に供給する。 [物]

イ 必要な生活必需物資等の調達が困難な場合は、県に対して支援要請する。 [危]

(4) 生活必需物資等の集積及び配分

ア 県が広域受援計画に基づき、直接配送する生活必需物資等は、市の拠点備蓄倉庫等又は避難所等で受入れを行う。ただし、県が直接配送できない場合は、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に生活必需物資等が集積され、市の必要分が配分される。

[物]

イ 市は、生活必需物資等の受入れを行い、被災者に対し配分する。

[物]

- 【資料8-53】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(海老名商工会議所)
- 【資料8-54】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 ダイエー 海老名店)
- 【資料8-55】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(相鉄ローゼン株式会社)
- 【資料8-56】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業
連合)
- 【資料8-57】 災害時における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 マルエツ さがみ野店)
- 【資料8-58】 災害時等における被災者支援等の協力に関する協定書
(イオンリテール株式会社 イオン海老名店)
- 【資料8-59】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(オイシックス・ラ・大地株式会社)
- 【資料8-60】 災害時等における生活必需物資の調達及び供給に関する協定書
(株式会社 クリエイト)
- 【資料8-61】 災害時における物資の輸送等に関する協定書
(一般社団法人 神奈川県トラック協会)
- 【資料8-62】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
(海老名市電設協会)
- 【資料8-63】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
(海老名市電友会)
- 【資料8-102】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定
(三和シャッター工業株式会社)
- 【資料8-104】 災害時等における物資の輸送等に関する協定書
(株式会社 AirX)
- 【資料8-107】 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書
(株式会社 カインズ)

第6節 文教対策

市教育委員会及び市立学校は、地震災害時において、児童・生徒の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図る。また、「海老名市学校地震防災計画」に基づき、市立学校ごとの計画等の定めるところにより、応急活動対策を実施する。

1 児童・生徒の保護対策

市立学校長は、地震災害時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒の保護に努める。 [避]

(1) 市立学校の対応

ア 市立学校長は、学校災害対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。

イ 市教育委員会及び市立学校は、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒を保護し、安全が確認された後に、保護者等に引き渡す。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者等が来校できないことが想定されることから、「海老名市学校地震防災計画」に基づき、あらかじめ市立学校ごとに定められた計画等により、保護者等が来校するまでの間、学校で児童・生徒を保護する。

ウ 市立学校長は、児童・生徒及びその保護者等の安否情報、児童・生徒の保護者等への引渡し状況その他必要な状況を速やかに市教育委員会に報告する。

エ 市立学校は、初期消火、救護・救出活動、避難所開設等の防災活動を行う。

(2) 市立学校教職員の対処

ア 学級担任等は、「海老名市学校地震防災計画」に基づき、あらかじめ市立学校ごとに定められた計画等により、児童・生徒の安全確保を図った後、避難誘導を行う。その後、学校災害対策本部の指示により、更なる児童・生徒の安全確保に努める。

イ 障がいのある児童・生徒については、介助体制等の組織により対応するなど十分配慮する。

ウ 児童・生徒の保護者等への引渡しについては、あらかじめ市立学校ごとに定められた計画等に基づき、確実に行う。

エ 保護者等が交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人数等を確実に把握して引き続き保護するとともに、市教育委員会に報告する。

オ 学校災害対策本部の指示により、余震等から児童・生徒の安全を確保するとともに、避難者と児童・生徒が混在しないよう児童・生徒の安全を確保するため、市立学校ごとに定められている個別の「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者を安全な場所に誘導し、及びその他の防災活動に当たる。

2 学校等における避難所予定施設等の開設

(1) 市は、避難所予定施設に指定している市立学校及び補完避難所予定施設に指定している県立施設等と連携し、地震災害時は避難所及び補完避難所として開設し、避難者の安全確保を図る。 [避]

- (2) 市立学校の避難所予定施設は、「海老名市学校地震防災計画」、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、あらかじめ指名されている学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）等で構成する避難所開設チームにより指定された避難所予定施設の安全を確認し、避難所として開設する。 [避]
- (3) 県立施設等の補完避難所予定施設は、必要に応じて「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、避難所担当班員（連絡員）、自主防災組織（自主防災隊）、県立施設等の教職員等で構成する避難所開設チームにより指定された補完避難所予定施設の安全を確認し、補完避難所として開設する。 [避・県]

3 学校等における避難所等の運営

- (1) 市立学校の避難所は、「海老名市学校地震防災計画」、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」等を参考に、感染症予防対策の徹底、男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者等の多様な視点に配慮するほか、避難者主体の避難所運営委員会を設置し、学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）等の支援により避難所の円滑な運営を行う。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努める。この場合において、避難所における情報の伝達、飲料水・食料等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティア等の協力を得られるよう努めるものとする。 [避・物・危]
- (2) 県立施設等の補完避難所は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」を参考に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症予防対策の徹底や男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者等の多様な視点に配慮するほか、避難者主体の避難所運営委員会を設置し、避難所担当班員（連絡員）、自主防災組織（自主防災隊）、県立施設等の教職員等の支援により避難所の円滑な運営を行う。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努める。この場合において、避難所における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織（自主防災隊）、ボランティア等の協力を得られるよう努めるものとする。 [避・物・県]

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

市教育委員会は、地震災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員、学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。 [避]

(2) 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒及び施設・設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。また、市教育委員会においては、市立学校について取りまとめの上、県教育委員会に報告する。 [避]

(3) 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次のアからエまでに掲げる施設の効率的な利用を図る。 [避]

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 市立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた市立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

(4) 教職員の確保

市教育委員会は、地震災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次のア及びイのとおり教職員を把握し、確保する。 [避]

ア 臨時参集

教職員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）に参集する。

(ア) 参集教職員の確認

各市立学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、その責任者は、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教職員の報告

市立学校で掌握した参集教職員の人数等については、速やかに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会においては、取りまとめの上、県教育委員会に報告する。

(ウ) 県教育委員会の指示

市教育委員会は、市教育委員会から県教育委員会に報告した参集教職員の人数その他の情報に基づき、県教育委員会が総合的に判断し、適宜指示連絡される事項に対応する。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各市立学校において参集した教職員をもって授業を行う体制を整える。

イ 退職教職員の活用

地震災害により教職員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教職員を臨時に雇用する等の対策を実施する。

(5) 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類及び数量を調査し、県教育委員会に報告する。 [避]

(6) 児童・生徒の心的症状の対応

市立学校長は、被災後、児童・生徒の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携により、校内相談を実施する。 [避]

第7節 緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動

防災関係機関は、地震災害発生後、特に初期段階においては、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保することから、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保する。また、緊急物資の供給及び応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、緊急輸送道路及び緊急輸送補完道路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施する。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大規模地震災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、県及び高速道路会社等の各道路管理者と協力し、必要な交通規制を実施して、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止並びに混雑緩和のための措置を執る。 [県]

(イ) 大規模地震災害発生時の交通規制等

大規模地震災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次のaからdまでに掲げるとおり対応する。 [県]

a 被災地等への流入抑制

大規模地震災害発生後、特に初期段階では、次の(a)から(c)までに掲げるとおり避難経路及び緊急交通路について優先的にその機能の確保を図る。

- (a) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- (b) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合は、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- (c) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域又は通行制限区域におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。

b 緊急交通路確保のための交通規制

大規模地震災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大及び二次災害が発生することが予想され、市民の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護及び消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

c 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合は、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行う。また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路区間において車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。

d 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害になることにより地震災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動させるなどの措置命令を行う。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を執ることができる。なお、措置命令又は当該措置を執った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。 [国・消]

ウ その他

高速道路会社等の各道路管理者は、県の「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制、応急復旧等必要な対策の実施について、県警察に連絡を取る。

[国・県・事]

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止、緊急交通路確保等の交通対策を迅速かつ的確に実施するため、現場警察官及び関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集する。 [県]

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合は、規制標識板、立て看板、携帯用拡声器等を利用し、積極的な現場広報に努める。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報又は必要に応じて市の協力を求める。 [県]

(3) 道路の応急復旧等

ア 国等

(ア) 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 厚木出張所

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所厚木出張所は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努める。この情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送道路の確保に努めるとともに、応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。また、他の道路管理者に対して、国土交通省関東地方整備局の要請又は指示により被害状況に関する報告を求め、及び応急復旧等の要請に応じて調整を図る。この場合において、緊急輸送道路の確保を優先する。 [国]

(イ) 中日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社は、地震災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次のaからdまでに掲げる地震災害応急対策を実施する。 [事]

a 市との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行う。

b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

- c 地震災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。
- d 地震災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力する。

イ 県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による地震災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努める。また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。さらに、県管理道路においても応援を必要とするときは、関係機関に応援要請を行う。具体的な復旧作業については、県県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に締結した災害協定に基づき応急復旧を実施する。復旧状況については、速やかに県災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報する。

[県]

ウ 市

市は、危機対処の部の行動計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保し、道路機能の確保を図る。

[応]

エ その他

- (ア) 建設業者と応援協定等を締結している道路管理者は、その協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

[応・消・国・県・事]

- (イ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置を採る。

[応・消・国・県・事]

【資料8-64】 災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書
(一般社団法人 海老名市建設業協会)

【資料8-66】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
(海老名市建築職組合)

【資料8-67】 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書
(神奈川土建一般労働組合 座間海老名支部)

【資料8-68】 災害時等における応急対策活動等の協力に関する協定書
(白石市建設職組合)

【資料8-69】 災害時等における応急対策資機材の供給に関する協定書
(株式会社 アクティオ)

【資料8-70】 災害時等における応急対策資機材等の供給に関する協定書
(太陽建機レンタル株式会社厚木支店)

【資料8-71】 災害時等における支援協力活動に関する協定書
(公益社団法人 隊友会神奈川県隊友会県央支部)

【資料8-72】 災害時における応急対策活動等の協力に関する協定書
(海老名市測量業協会)

(4) ヘリコプター臨時離着陸場

市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関等への周知徹底を図る。

[危・消]

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のアからオまでに掲げるとおり確保する。 [県]

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の利用

(イ) 「緊急車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

(ウ) 「災害等における物資の輸送等に関する協定」に基づく一般社団法人神奈川県トラック協会に対する協力要請

(エ) 関係業者（特殊車両等保有業者）に対する協力要請

イ 船舶の確保

(ア) 関東運輸局長に対する調達・あつ旋依頼

(イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請

(ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請

(エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請

ウ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 陸上自衛隊、海上自衛隊、第三管区海上保安本部等に対する要請

(ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間ヘリコプター会社に対する協力要請

エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請する。

オ 燃料の確保

県は、地震災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給を行うために県石油業協同組合に対し協力を要請する。

(2) 市の緊急輸送

市は、次のアからウまでに掲げる現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。 [物・危]

ア 市保有車両

イ タクシー会社、バス会社その他の運送事業者等への協力要請

ウ 建設業者等への協力要請

(3) 防災関係機関の緊急輸送

[物・危]

ア 防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

イ 県は、地震災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関・指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、当該応急対策の実施に必要な物資、資材の運送を行うことを要請又は指示する。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。 [物・危]

(1) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等
- エ 初動の地震災害応急対策に必要な要員・物資等
- オ 後方医療機関に搬送する負傷者等
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階（発災後3日目からおおむね1週間の間）

- ア 第1段階の続行
- イ 飲料水、食料等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（発災後おおむね1週間以降）

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需物資

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

[物・危]

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示（緊急）
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他保護
- エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育
- オ 施設及び設備の応急の復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急車両の事前届出

市は、緊急通行車両として活動すると予測される車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部交通規制課）に「事前届出」を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付及び「確認証明書」の事前の交付を受ける。 [物・危]

5 障害物の除去

(1) 実施機関

ア 市は、各種応急措置を実施するため工作物、崖崩れ、浸水等による住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。なお、実施困難なときは、県に応援協力を要請する。 [危・応・消]

イ 道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、災害が発生した場合において、緊急車両通行の妨げになる車両等を、区間を指定して道路外の場所に移動すること等の措置を命ずることになることから、市は、市の管理する道路、水路等にある障害物の除去を復旧の優先度に応じて行う。また、県は、県の管理する道路、河川等にあるの障害物の除去を復旧の優先度に応じて県警察、自衛隊又は消防機関の協力を得て行う。 [応・消・県]

ウ その他施設及び敷地内の障害物の除去は、当該施設の敷地所有者又は管理者が行う。 [民・企・事]

(2) 障害物除去の対象

地震災害時における障害物（工作物を含む。）の除去は、おおむね次のに掲げる場合に行う。 [応・消]

ア 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

ア 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力及び機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 [応・消]

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように配慮して行う。 [応・消]

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施者において考慮するが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この集積場所は、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。ただし、地震災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。 [応・消・物・危]

ア 廃棄するものは、実施者の管理に属する遊休地、空地その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものは、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難場所に指定された場所以外の場所

(5) 障害物除去に関する応援及び協力の要請

市は、市民の生命及び財産を保護するため、必要に応じ、県に対して障害物除去の応援協力要請を行う。 [危]

第8節 警備体制、災害応急対策等

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大規模地震災害が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な地震災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

1 警備体制の確立

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大規模地震災害が発生した場合には、警察本部に県警察災害警備本部を、海老名警察署に海老名警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立する。 [県]
- (2) 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行う。 [県]

2 地震災害応急対策

県警察は、県災害対策本部等関係機関と連携して次の地震災害応急対策を実施する。

[県]

(1) 情報の収集・連絡

地震災害の警備上の必要な情報収集を行い、収集した情報を必要により関係機関に連絡する。

(2) 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県及び市（危機管理部及び消防部）と協力して、被災者の救出救助活動等を実施する。また、海老名警察署長は、市（危機管理部及び消防部）の現場責任者と随時、搜索区割りなど現場活動に関する調整を行う。

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は避難の措置を執る。

(4) 交通対策

市域における交通の混乱の防止を図り、地震災害応急対策活動が円滑に行われるよう地震災害の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施する。

(5) 危険物等対策

大規模地震等の災害時に、火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設、危険物施設等の危険箇所について、消防部と綿密に連携し、速やかに大規模火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺の市民の避難誘導、交通規制等、災害の拡大を防止するための的確な措置を執る。

(6) 防犯対策

無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯並びに救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所等におけるトラブル等を防止するため、パトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地に発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、社会秩序の維持に努める。さらに、地震災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止に努めるとともに、地震災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(7) ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、各種犯罪及び事故の未然防止と、被災市民の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

【資料 8－73】 災害時等における交通及び地域安全の確保等に関する協定書
(海老名警備業協力会)

第9節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインについては、発災後、直ちに専門技術を持つ人材等を活用し、それぞれの施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。

市は、電気、ガス、水道等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、ライフライン各事業者と連携を図りながら復旧するよう調整する。

ライフライン各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧（見込み）状況及び安全確認のための情報を市民に広報・周知し、二次災害の防止及び利用者の不安解消に努める。

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設について、電気事業者に早期の復旧を促すものとする。

1 上水道施設（上水道事業者）

- (1) あらかじめ定められた計画により応急復旧要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。 [県]
- (2) 施設の破損等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合は、市及び市民に対し影響区域及び復旧期について速やかに周知する。 [県]
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等に協力を要請する。 [県]
- (4) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。 [県]
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。 [県]
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。 [県]

【資料8－74】 災害時における応急対策に関する協定書
（海老名管工事業協同組合）

2 下水道施設（下水道管理者）

- (1) 市は、地震災害が発生した場合は、部の行動計画及び下水道BCPの定めに基づき、応急復旧要員を確保して直ちに被害状況の調査を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行う。 [応]
- (2) 流域下水道では、県及び関連市町が連携して、被害状況の調査及び施設の点検を行う。 [県]
- (3) 県は、施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施する。 [県]
- (4) 県は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市及び市民に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。 [県]

3 電力施設（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。 [事]

- (2) 感電事故及び漏電による出火の防止、電力施設の被害状況、復旧予定等についてインターネット、各報道機関、広報車、防災行政無線局同報系無線設備等を通じて広報する。 [事]
- (3) 地震災害時は、原則として送電は維持するが、県警察又は消防部からの送電停止の要請があった場合は円滑な防災活動を実施するため適切な危険予防措置を執る。 [事]
- (4) 地震災害時の復旧資材は、次のアからウまでに掲げるとおり確保する。 [事]
- ア 現業機関は、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。
- イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行い、その他調達可能な運搬手段により行う。
- ウ 地震災害時には、復旧資材置場としての用地を確保する。
- (5) 災害復旧の実施は、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先する。 [事]

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガスネットワーク株式会社は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的に応急活動組織を編成する。また、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、地震災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行う。 [事]
- (2) 東京ガスネットワーク株式会社は、応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、地震災害発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害発生の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。 [事]
- (3) 東京ガスネットワーク株式会社は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合は、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 [事]
- (4) 東京ガスネットワーク株式会社は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合に、その状況に応じてテレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて広報活動を行うほか、必要に応じて直接当該地域に周知する。また、県、市の関係機関とも必要に応じて連携を図る。 [事]
- (5) 東京ガスネットワーク株式会社では、供給装置の耐震性強化を進めるとともに、大地震発生時には供給エリアを複数のブロックに分け被害の大きい地域（ブロック）のみを遠隔で遮断する仕組みを設け、ガス供給停止地域を最小限に抑えながら二次災害を未然に防止する。またガス供給停止地域では、ITシステム等により最適な復旧方法を判定し、安全かつ速やかに供給を再開する。 [事]
- (6) LPガス事業者は、都市ガス事業者同様に必要な応急復旧措置を講ずる。 [事]

【資料8-28】 災害時等における燃料の供給に関する協定
(神奈川県石油商業組合高座支部海老名部会)

【資料8-75】 災害時等におけるLPガス等の調達・供給に関する協定書
(県央LPガス協会 海老名部会)

5 電話（通信）施設（東日本電信電話株式会社 神奈川事業部、株式会社 NTTドコモ 神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びKDDI株式会社）

- (1) 地震災害発生時は、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、原状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行う。また、通信施設に被害が生じた場合又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が困難な場合及び途絶するような場合も、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧及び災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。
[事]
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置は、被災者の利用する避難所等を優先する。
[事]
- (3) 災害復旧の実施は、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災関係機関を優先する。
[事]

第10節 災害廃棄物等の処理対策

市は、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び作成中の「海老名市災害廃棄物処理計画」を見据え、県と連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、災害廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な収集・処理に努める。

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立

市は、「海老名市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、県及び自衛隊との連絡体制を確立する。 [物]

2 ごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況の把握

市は、地震災害発生後速やかに市内のごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を県等の関係機関に報告する。 [物]

3 仮設トイレの設置

(1) 市は、市民の避難状況、上下水道の被災状況、復旧の見通しなどの情報に基づき、仮設トイレの必要性及び配置を考慮しながら、速やかに備蓄している仮設トイレを設置する。また、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について市民に周知する。 [物・応]

(2) 市は、備蓄している仮設トイレが不足する場合は、災害協定に基づき、仮設トイレを確保するとともに、し尿収集の委託業者の備蓄分及び仮設トイレのリース業者からの調達を検討する。また、県に支援を要請する。 [物・応・危]

【資料8-38】 災害時における福祉バイオトイレの供給に関する協定書
(優成サービス株式会社)

【資料8-39】 災害時における応急対策物資の供給に関する協定書
(株式会社 建興)

4 し尿及び生活ごみ処理

(1) 市は、避難所等の収容人数及び断水地域の在宅市民の人数等から、し尿収集対象発生量及び生活ごみの発生量を推計し、通常時のし尿及びごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図る。 [物]

(2) 市は、し尿及び生活ごみの収集・処理業務の増大により、収集車両、人員及び処理施設の能力が不足する場合並びに処理施設が倒壊又は稼働不能な状態その他これらに類する状態のときは、県への支援要請を検討する。 [危]

5 災害廃棄物処理

(1) 発生量の推計
市及び県は、発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計する。 [応]

(2) 仮置場の設置
市は、推計した発生量をもとに、仮置き場の必要面積を算定し、施設管理者の承認を得て、公園・空地等に仮置場を設置します。仮置場が不足する場合は、県に対し、県有地の仮置場利用について調整する。 [危・応]

【資料8-76】 災害時における応急対策の協力に関する協定書
(海老名市資源協同組合)

第11節 被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動

市の広報担当は、地震災害発生後速やかに防災関係機関と連携して被災した市民に正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切に判断して行動が執れるよう努める。また、被災者の生活上の不安を解消するため、要配慮者にも考慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図る。

1 被災者等への情報提供

市及び県の広報担当は、地震災害発生後速やかに防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断及び行動を助け、市民の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表、伝達及び広報活動に努める。また、避難所等以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資や各種情報等が提供されるよう努める。

(1) 市災害対策本部及び市現地災害対策本部

ア 地震災害発生初動期、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネットのほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努める。また、高齢者、障がい者、外国人等にも配慮した伝達に努める。 [危]

- (ア) 地震の被害及び余震の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフライン、交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制等に関する情報
- (ク) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (ケ) 避難所等の情報

イ 企業等からの有線及び無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努める。 [危]

ウ 報道機関のためのプレスルーム等を設置し、報道機関への市長談話等の放送を要請するとともに、経時変化する情報を速やかに情報提供する。 [危]

エ インターネット等を利用し、24時間情報提供する体制を整備する。 [危]

オ 被災者の安否情報について市民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。 [危・避]

(2) 集配郵便局等

市内郵便局は、「災害時における海老名市と海老名市内郵便局の協力に関する協定書」に基づき、市から提供された情報を必要に応じて市民に広報する。 [事]

(3) 市、県及び防災関係機関

県及び防災関係機関は、それぞれで定めた地震災害時の広報計画等に基づき、市民、利用者に広報を実施する。また、情報の公表及び広報活動を行うときは、その内容について市、県及び防災関係機関で相互に通知し、情報交換を行う。 [危・県・事]

【資料8-77】 災害時における海老名市と海老名市内郵便局の協力に関する協定書
(海老名市内郵便局)

【資料8-79】 災害時における情報発信等に関する協定書
(ヤフー株式会社)

【資料8-106】 海老名市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書
(日本郵便株式会社 綾瀬郵便局、海老名市内に所在する別表に掲げる郵便局)

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

地域の被災した市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と相互に連携し、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。相談等は、職員のみならず、関係機関、神奈川県大規模災害対策土業連絡協議会を通じて派遣された弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、総合的に行う。 [避]

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、次の事項について地震災害発生初動期から復興期までの時期において、幅広く対応し、早期解決を図り、生活の安定を支援する。 [避]

ア 地震災害発生初動期から応急復旧期まで

行方不明者、避難所等、飲料水・食料、衣類等の問合せへの対応

イ 応急復旧期から復興期

避難所等の生活、心の悩み相談及び仕事の再開相談

ウ 復興期

住宅又は事業所の再建相談等

3 応急金融対策の実施

(1) 民間金融機関に係る措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えは、状況に応じて職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡の上、各種輸送、通信手段の活用を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

- (ア) 日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るように必要な措置を講ずるほか、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を執るよう要請する。
- (イ) 日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じ、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、次の(ア)から(オ)までに掲げる措置を執るよう要請する。

- (ア) 災害関係の融資に関する措置
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置
預金通帳、届出印鑑等を滅（紛）失した場合でも、預金者であることを確認して払戻しに応じること。また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出しに応ずること。
- (ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置
災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行うなど災害被災者の便宜を考慮すること。
- (エ) 汚損銀行券に関する措置
汚損日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じて必要な措置をとること。
- (オ) 営業停止等における対応に関する措置
窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等、継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

オ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等は、関係行政機関と協議の上、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

(2) 日本郵便株式会社の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のア及びイに掲げるとおり非常取扱いを行う。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行う。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を執るよう要請する。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券（共済証書）、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

(イ) 保険金（共済金）の支払及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金（共済金）の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

(4) 第一種金融商品取引業者（証券会社等）に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に次の(ア)から(オ)までに掲げる措置を執るよう要請する。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の措置

有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。

(ウ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置

被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能な限り便宜措置を講ずること。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じた場合は、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他の措置

顧客への対応について十分配慮すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てる。

3 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 市及び県は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。 [物・危・県]
- (2) 市及び県は、市民が落ち着いた消費行動が執れるよう生活必需物資等の供給状況等について、必要な情報提供に努める。 [物・危・県]
- (3) 市及び県は、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定を締結し、物資が安定的に供給されるよう努めるとともに、災害発生後速やかに営業が開始できるよう物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。 [危・物・県]

第12節 広域的応援体制

市は、被害の規模に応じて、様々な枠組みにより多様な形態で多くの団体から実施される人的支援及び物的支援の迅速な応援要請を実施するとともに、当該応援に対する円滑かつ効率的な受入れを行い、市域における被害の軽減、被災者の援護等を図るため、災害時における広域受援計画等を整備し、災害時広域受援体制の構築を図る。

1 広域的な応援体制

- (1) 市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、又は県知事に対して応援要請若しくは災害応急対策の実施を要請する。なお、他市町村長への応援要請は、県は地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行う。〔危・県〕
- (2) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。この場合において、必要に応じ、その旨及び当該市域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。〔危〕
- (3) 市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合は、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合は自主派遣をする。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。〔危〕
- (4) 県知事は、市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行う。〔県〕
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急災害職員派遣制度に基づく応援要請
 - (ア) 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害応援業務の支援
 - (イ) 被災市が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議、関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請
- (5) 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し県知事からの要請を待ついとまがない場合又は人命救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認める場合は、他都道府県知事及び他市町村長に消防の応援要請を行う。〔国〕
- (6) 職員の派遣
 - ア 県知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。〔県〕

イ 市長は、必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関（特定独立行政法人に限る。）の長に対し、当該職員の派遣を要請する。この場合において、市長は、次の事項を記載した文書をもって要請を行う。 [危]

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

- (7) 県知事は、災害の規模、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合は、防衛大臣又はその指定する者に対し「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき、災害派遣を要請する。この場合において、要請範囲はおおむね次のとおりとする。 [県]

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の搜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の復旧
- キ 応急医療・救護・防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 給水及び炊飯
- コ 救援物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他県知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

- (8) 県知事は、県内各地の災害に対処するため、必要があると認めるときは、「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき、在日米軍に対し応援を要請する。 [県]

- (9) 市長は、災害に対処するため、必要があると認めるときは、「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書」に基づき、米海軍厚木航空施設司令部に対し応援を要請する。 [危]

- (10) 県が被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請を行うに当たり、国は応援職員の派遣に関し総合調整を行う。また必要に応じて現地調整会議を設置する。 [国]

- (11) ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制を執るよう努めるものとする。 [事]

- (12) 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を消防部、県警察及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 [事]

【資料8-89】 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する海老名市と米海軍厚木航空施設司令部との覚書
(米海軍厚木航空施設)

2 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

(1) 要請先

陸上自衛隊の災害派遣は、県を通じて東部方面混成団長、第1師団長又は東部方面総監に要請する。 [危]

【資料1-7】 自衛隊

(2) 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次掲げるとおりとする。 [危]

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

3 広域応援の受入れ

市は、あらかじめ指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊及び緊急消防援助隊）等の受入体制を整え、県と連携して災害応急活動を実施する。この場合において、実施する対策は次のとおりとする。 [物・危・消]

- (1) 備蓄防災資機材・物資の配分及び搬送調整
- (2) 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- (3) 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- (4) 輸送車両・ヘリコプターの誘導及び物資の搬送調整
- (5) 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機及び出動調整
- (6) その他必要な災害応急活動

【資料8-90】 災害時等における相互応援協力に関する協定書
(大和市・海老名市・座間市・綾瀬市)

【資料8-91】 災害時等における相互応援協力に関する協定書
(海老名市・座間市・綾瀬市・寒川町)

【資料8-92】 危機発生時における相互応援に関する協定書
(白石市・登別市・海老名市)

【資料8-93】 県央地域市町村災害時相互応援等に関する協定
(相模原市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村)

【資料8-94】 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
(神奈川県及び県内市町村)

- 【資料8-95】 災害時における相互応援に関する協定書
(桜川市・那珂市・海老名市)
- 【資料8-96】 災害時における相互応援に関する協定書
(東海市・海老名市)
- 【資料8-97】 災害時における相互応援に関する協定書
(白鷹町・海老名市)
- 【資料8-98】 災害時相互応援に関する協定
(豊田市・海老名市)
- 【資料8-99】 災害時における相互応援に関する協定書
(須坂市・海老名市)
- 【資料8-100】 災害時における相互応援に関する協定書
(太田市・海老名市)
- 【資料8-101】 災害時における相互応援に関する協定書
(海老名市・羽幌町)
- 【資料8-108】 災害時における相互応援に関する協定書
(新発田市・海老名市)
- 【資料8-124】 災害時における相互応援に関する協定書
(甲斐市・海老名市)

4 広域応援活動の調整

市は、必要があると認めるときは、県に対し広域応援部隊の運用（配分）を県が決定した上で、広域応援部隊の進出拠点・活動拠点の確保、通信・連絡体制の構築、進入ルートをはじめとした活動に必要な情報提供を行うとともに、被災状況及び活動状況に応じた部隊及び資機材の再配分等の広域応援活動の調整を要請する。 [危]

5 部隊間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 航空機の運用調整

- (1) 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 [県]
- (2) 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊及びDMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリア及び任務の調整等を行う。また、必要に応じて自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。 [県]

7 自治体間の人的支援

- (1) 市は、地震発生後、人的支援のニーズ等を速やかに把握し、県に連絡する。 [危]
- (2) 県は、市からの応援要請があった場合、又は県が職員の応援が必要だと判断した場合で、県内の自治体間の応援では対応できない場合は、次の事項を総務省又は関東ブロックの幹事県に応援を要請する。 [県]

ア 災害対応業務に係る対口支援の実施

イ 総括支援チームの派遣

8 海外からの支援の受入れ

県及び市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合は、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

[県・危]

第13節 災害救援ボランティアの支援活動

市社会福祉協議会は、大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携して市災害救援ボランティアセンターを設置する。また、市災害救援ボランティアセンターの設置・運営に関しては、県災害救援ボランティア支援センターの支援を受け、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地のボランティア活動の効果的な支援に努める。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置及び役割

県は、県災害対策本部を設置したときは、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター（災害等の状況により設置しがたい場合は、あらかじめ定めた別の場所）に県災害救援ボランティア支援センターを設置する。なお、県災害救援ボランティア支援センターの主な役割は、次のとおりとする。 [県]

- ア 災害救援ボランティアにかかわる情報収集・発信
- イ 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
- ウ 市災害救援ボランティアセンター及び災害救援ボランティアとの連絡・調整
- エ 災害救援ボランティア活動への支援

(2) 市災害救援ボランティアセンターの設置及び役割

市社会福祉協議会は、災害が発生し、ボランティアによる被災市民の支援が必要と判断した場合は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携し、厚生労働省防災業務計画の定めるところにより、市災害救援ボランティアセンターを設置する。なお、市災害救援ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりとする。 [社・危]

- ア 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- イ 災害救援ボランティアの受入れ及びコーディネート
- ウ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- エ 市域内外の災害救援ボランティア団体、行政機関、市民等との連絡調整

【資料8-31】 災害時における相互協力に関する協定書
(社会福祉法人海老名市社会福祉協議会・公益社団法人海老名青年会議所)

【資料8-80】 災害時等における支援協力に関する協定
(ライオンズクラブ国際協会330-B地区)

2 情報の収集・発信

(1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、災害発生後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況、ボランティアニーズ、市災害救援ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握する。 [県]

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供する。 [県]

(3) 登録ボランティア（個人・団体）に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子メール又はファクシミリその他これらに類する通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行う。 [県]

3 災害救援ボランティアの受入れ

- (1) 県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供するなど、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 [県]
- (2) 市社会福祉協議会は、市の支援を受け、海老名災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かつ、その他各種ボランティア団体、市民と協力・連携して災害救援ボランティアの活動場所、必要に応じて資機材・宿泊場所等の提供又はそれらの情報提供により活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。 [社・危]
- (3) 市は、元消防団員等の経験及び能力を有したボランティア等との連携に努めるものとする。 [消・危]
- (4) 市は、県外からの支援の受入れは、県と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最大限の便宜を図ることとする。 [危・社]

4 海老名災害ボランティアネットワークの活動に対する支援

市及び市社会福祉協議会は、海老名災害ボランティアネットワークとの協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所、資機材、資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとする。 [危・社]

第14節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合は、県知事又は救助実施市の長は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護及び社会秩序の保全を目的として救助を実施する。また、市民生活の安定のため、市は義援物資・義援金の受入れ等を行う。

災害時に、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手及び時間を要し、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であるなど多くの課題が指摘されていることから、市は、個人等から寄せられる小口の義援物資は、原則として受け入れないこととするなど義援物資を効率的に活用する体制づくりに努める。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 市長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認めるときは、県知事に対してその旨を要請する。 [危]

イ 市長が、県知事に要請するおおむねの基準は、次のとおりとする。 [危]

(ア) 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が(オ)に掲げる市の災害救助法適用基準1号以上であるとき。

(イ) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、当該市の滅失世帯数が(オ)に掲げる市の災害救助法適用基準2号以上に達したとき。

(ウ) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害が隔絶した地域で発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{※22}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。

(エ) 多数の者の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※23}に該当するとき

(オ) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがあるとき。

(カ) 市の災害救助法適用基準は次のa及びbに掲げるとおりである。

a 1号 100世帯

b 2号 50世帯

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているため半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯は、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯は、3世帯で1の世帯とみなす。

ウ 県知事は、必要があると認めた場合は、災害救助法を適用する。 [県]

※22 内閣府令で定める特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※23 内閣府令で定める基準とは、地震災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害救助法の適用手続

ア 市長は、災害が発生した場合は、市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。 [危]

イ 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供する。 [危]

ウ 県知事は、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、災害救助法による事務委任に係る事前の取決めに基づき、次に掲げる救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合において、救助の期間、内容を市長に通知する。 [県]

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 学用品の給与

(ク) 埋葬

(ケ) 死体の搜索

(コ) 死体の処理

(サ) 障害物の除去

(シ) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

エ 県知事は、災害救助法を適用したときは、市及び各部局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に報告する。 [県]

(3) 資源配分の連絡調整の実施

ア 県が災害対策本部を設置し、災害救助法が適用され、資源等の配分に係る広域調整が必要と判断した場合は、県は、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市に参集を要請するほか、必要に応じて、物資の供給、輸送、保管に係る民間団体に参集を要請する。

イ 市は、市の被災状況や支援ニーズを、資源配分連絡調整チームに通報する。

2 義援物資・義援金

(1) 受入れ・配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関の協力を得ながら、民間企業、自治体等からの義援物資について、受入を希望するものと希望しないものを把握し、県及び市は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用して物資の配分を行う。 [物・県]

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市は、個人等からの小口義援物資は、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとする。なお、周知に当たっては、記者発表、県及び市のホームページに掲載するほか、県域報道機関、全国ネットの報道機関による放送、他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行う。 [県・危]

イ 義援金

県及び市は、義援金の受入れ、配分に関して、市、日本赤十字社神奈川県支部、県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行う。その際、配分方法を工夫するなどし、できる限り迅速な配分に努める。 [県・医]

(2) 指針の作成

市は、義援物資・義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るため、災害発生後に作成される県の指針に従い、市の指針を作成する。 [医]

3 災害弔慰金等

(1) 市長は、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対しては災害障害見舞金を支給する。 [医]

(2) 市長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された地震災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）に従って災害援護資金の貸付けを行う。 [医]

(3) 市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模地震災害時に生活福祉資金貸付制度要綱に基づく生活福祉資金（災害援護資金）の低所得世帯対象の貸付けに関する一部を県社会福祉協議会から委託された場合は当該貸付けを行う。 [社]

(4) 市長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。 [物]

第15節 二次災害の防止活動

余震、降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

1 水害・土砂災害対策

県及び市は、余震、降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施する。また、土砂災害等の危険箇所の点検は、必要に応じ被災宅地危険度判定士等の専門技術者を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所は、関係機関、市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。さらに、市は、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施する。
[危・応・国・県]

2 建築物及び敷地対策

- (1) 県及び市は、余震等による建築物等の倒壊並びに余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その結果を判定標識で表示し、市民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
[県・応・危]
- (2) 建設業者等は、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たす。
[企]
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏洩及び石綿の飛散が懸念される場合は、県及び市又は建設業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。
[県・応・危・事]

3 爆発及び有害物質等による二次災害対策

- (1) 危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検及び応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。さらに、市は、県と協力して市内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努める。
[消・事・県]
- (2) 県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
[県・物・事]

第5章 復旧・復興対策

大規模災害は、市民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけでなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続ける。市は、大規模災害後の市民生活の再建、都市の復興、さらには、経済活動の復興が早期に実現できるよう市民、地域コミュニティ、NPO、県等の行政機関と協働して復興対策に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫、テレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第1節 復興体制の整備

大規模災害の後、迅速かつ的確に災害復興対策を実施するため、災害復興体制を整備する。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

市は、復興にかかわる総合的な措置を執り、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う「復興支援部」を市災害対策本部内に設置する。復興支援部は、庁内の部等を横断的に編成し、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成及び既存計画（施策）との整合性の確保を行う。また、復興支援部の業務については、行動計画において別に定める。なお、復興支援部は、「神奈川県地域防災計画」に明文化されている「海老名市復興本部」の設置に対しての所掌の事務を行う。

2 人的資源の確保

市は、本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になるため、被災職員による減員もある中、特定の分野及び職種において人員不足が予測される。このため、特に人材を必要とする部門については、関係機関と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人員配置を行う。それでも不足する場合は、県や災害協定市等へ応援要請を行うとともに、臨時職員等の雇用を行う。

（1）派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、災害対策基本法、応急対策職員派遣制度その他協定等に基づき、職員の派遣又はあつ旋の要請を行い、職員を受け入れる。また、市は、県の「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請する。

（2）専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等の様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供を求められることが予想される。このため市は、相談業務に従事する者の派遣を県に要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れる。

（3）情報提供と市民相談の実施

市は、行政の行う施策のほか、復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報誌を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応ずる。

3 研修・訓練の実施

市は、国の「復興まちづくりイメージトレーニングの手引き」を参考に、災害が発生した場合に復興計画の円滑な作成及び災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、復興計画を担う知識を備えた職員の育成を目的に海老名市復興イメージトレーニングの実施に努める。

[応・危]

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定並びに住宅の復興対策、生活再建支援、地域経済復興等の多岐にわたる復興対策を迅速かつ的確に行うために被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施する。

1 復興に関する調査

市は、被災状況を詳細に把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定並びに住宅の復興対策、生活再建支援等の復興対策にかかわる応急対策を迅速かつ的確に行うため、復興に関する調査を行う。

(1) 被害状況調査

ア 県は、災害情報管理システム等を通じて、市町村から被害情報等を収集し、被害情報を取りまとめる。

イ 市は、建築物、都市基盤施設等の被害状況について、調査を実施し、県に報告する。

(2) 都市基盤復興に係る調査

ア 公園、緑地等の被災状況調査

市は、広域避難場所、広域応援活動拠点、応急仮設住宅の用地となる公園、緑地等の被害状況を調査する。

イ その他都市基盤復興に係る調査

市は、公共土木施設、下水道施設、公立学校施設等の被害状況について調査する。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

ア 建築物の被災状況に関する調査

市は、住宅の復興対策を効果的に行うため、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、応急仮設住宅の必要戸数、恒久的な住宅の必要量、その他必要になる住宅対策等について、応急仮設住宅の建設戸数調書を作成して県に報告する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ 罹災証明用住宅被災状況調査

市は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明書を交付するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早急に実施するため、地震災害による住宅等の被害の程度の認定及び罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付する。また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いなどについて、被災者に明確に説明する。

(4) 生活再建支援に関する調査

ア 離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

イ その他生活再建に係る調査

市は、要配慮者の被災状況、地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災及び復旧状況、社会教育施設等の被災状況等その他生活再建に必要な被災状況について調査する。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

市は、被災地全体の概要の把握に努めるが、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア 事業所等の被害調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別及び規模別の被害額並びに工場、商店、農地・農林水産業等の被害についての調査を行う。

イ 地域経済影響調査

市は、産業基盤施設の被災状況、事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたることから、その進捗状況は発災から経過した時間及び地域によって異なるため、市は住宅、都市基盤、地域経済等の復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状況等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策・復興事業を修正する。

2 復興計画の策定

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、「海老名市復興計画」を策定する。

「海老名市復興計画」を策定する際には、①海老名市復興の基本方針の策定、②海老名市分野別復興計画の策定、③海老名市復興計画の策定という3つのステップを経て行う。なお、「海老名市復興計画」の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持、回復及び再構築に十分に配慮するものとする。

(1) 復興計画策定体制

復興計画は、市の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、各部が連携して実施する必要があるため、復興支援部を中心として策定のための庁内組織を整える。

また、県の復興計画との整合を図るための連絡協議会や、必要により、専門家の知見を活かす専門委員会等を活用する。

(2) 復興基本方針の策定

ア 復興理念及び基本目標の設定

市民、事業者及び市が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興にかかわる全ての人々が地域都市のあるべき姿を共有することが必要になる。そこで、復興の目標となる復興理念（スローガン）及び基本目標を設定する。この際、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の規定により、市の復興計画は、都道府県方針に即して策定する必要がある。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なため、「海老名市復興計画」を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要がある。

(3) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等、広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、都市復興、住宅復興、産業復興、生活再建等の個別具体的な計画が必要な分野については、「海老名市分野別復興計画」を策定する。また、計画の策定に当たっては、各計画の整合性を図る。

(4) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。また、復興施設及び復興事業は広範な分野にわたり内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策・復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の目標年

オ 復興計画の対象地域

カ 個々の復興施策の体系（被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

キ 復興施策・復興事業の事業推進方策

ク 復興施策・復興事業の優先順位

(5) 復興計画策定のプロセス

ア 市は、「海老名市復興計画」の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織として市復興推進本部を組織し、その長は市長とする。

イ 市長は、市復興推進本部内に市復興計画策定委員会を設置し、「海老名市復興計画」の理念等を諮問する。

ウ 市長は、国及び県の「復興計画」との整合性や、市復興計画策定委員会からの答申を踏まえ、「海老名市復興計画案」を策定し、市復興推進本部の審議を経たのち決定する。

(6) 復興計画の公表

市は、復興施策を具体的に公表し、市民と協働・連携して復興対策を推進する。

3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握、対応策の検討と同時に、応急・復旧事業及び復興事業に係る財政需要見込みを算定する。また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度及び重要度に応じて適切な対応が図れるよう機動的かつ柔軟な予算執行及び編成を行うこととする。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制等により財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置等の十分な支援を国に要望する。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となる。市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討する。

(1) 復興基本方針の策定

市は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置付けなどを踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

(2) 復興整備条例等の制定

市は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例等を制定する。その条例等には、市、市民及び事業者の責務並びに復興対象地区の指定及び整備手法を明示する。

(3) 復興対象地区の設定

市は、条例等を制定した場合は、被災状況調査や既存の都市計画における位置付け、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

(4) 建築制限の実施

市は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施する。この場合において、住宅等の復興に関して情報提供を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定及び事業実施

市は、市民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等、具体的な復興施策を示す「海老名市都市復興基本計画」を策定する。また、復興対象地区ごとに「海老名市地区復興都市計画」を策定する。

(6) 仮設市街地対策

市は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、市民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、「海老名市仮設市街地計画」を策定する。

(7) 住宅対策

市は、生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きくかかわってくるため、持ち家、マンション等の再建支援、災害市営住宅の供給及び市営住宅等への特定入居等を行う。また、市営住宅の入居対象外の市民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行う。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

市は、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等市民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧又は災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、県の人的・技術的支援を得て復旧・復興の基本方向を早期に決定する。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、①災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧、②施設自体を被災前の状況に戻す復旧、③防災機能を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。なお、市からの要請及び地域の実情を勘案して必要な場合は、道路、河川等の災害復旧工事について、国又は県が代行できる。

(1) 被災施設の復旧等

ア 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設の復旧を進める。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携し、施設の早期復旧に努める。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化等の耐震性その他防災機能の強化、さらには、建築物及び公共施設の耐震、不燃化等を基本目標とする。

ア 道路施設

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設の管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成する。なお、計画道路については、被災状況、市街化の動向等を勘案し、幅員、ルート及び線形の変更も含めて再検討する。

イ 公園及び緑地

市は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園及び緑地の復旧・復興方針を作成する。また、都市計画決定されている公園及び緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備する。

ウ ライフライン施設

市は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の早期の復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化等の防災機能の向上に努める。

エ 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生するため、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、迅速かつ適切に処理を進める必要がある。

(ア) 災害廃棄物等処理基本方針等の策定

市は、建設業協会等の関係機関と協力して県が策定する「災害廃棄物等処理基本方針」等を基に「海老名市災害廃棄物等処理実施計画」を策定する。

(イ) 災害廃棄物等の処理

市は、県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理・処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。なお、家屋等の解体は原則として所有者が行うが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整の上、倒壊の危険性がある損壊家屋から優先的に解体・撤去できるように「海老名市解体処理実施計画」を作成する。また、市は、必要に応じて仮設処理施設を設置し、受付窓口等を設置して分別、運搬等について周知し、広報を行う。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、災害前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、市、市民及び民間機関が連携し、協働することが大切である。また、被災者等の生活再建に向けて、住居の確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持及び回復、心身のケアなど生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要がある。必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(1) 被災者の経済的再建支援

市は、被災者の生活再建が円滑に進むよう福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金、生活福祉資金の貸付け及び罹災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予及び減免をする。

ア 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう被災者生活再建支援金、県被災者生活再建支援金の支給申請等に係る事務を行う。

イ 災害援護資金及び生活福祉資金の貸付け

(ア) 市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例に従って災害援護資金の貸付けを行う。

(イ) 市社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金（災害援護資金）を、低所得者世帯を対象に貸付けを行う。

ウ 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例に従って災害弔慰金を支給する。また、地震災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対しては、同法に基づき、同条例に従って災害障害見舞金を支給する。

エ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行う。

(イ) 個人等からの小口義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資は、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとする。なお、周知に当たっては、記者発表、市のホームページへの掲載のほか、報道機関、他の自治体等のホームページへの掲載依頼等を行う。

オ 義援金の受入れ及び配分

県及び市は、義援金の受入れ及び配分に関して、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ及び配分を行う。その際、配分方法を工夫するなど、できる限り迅速な配分に努める。

カ 生活保護

市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

キ 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人市民税、軽自動車税、固定資産税等の地方税の申告等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置について検討する。

ク 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等の社会保険関連の特例措置を実施する。

(2) 精神的支援

ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談の実施

市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して相談窓口等を設けて、DPAT、医師、保健師、精神保健福祉士等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行うよう努める。

イ 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

市は、被災者の心のケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域に根ざした精神保健活動を行うよう努める。

ウ 災害時の心のケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わる心の変化について、被災者、行政関係者、NPO、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布する。

エ 被災児童・生徒の心のケア事業

市は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒に対して、スクールカウンセラー等による相談等を実施する。

(3) 要配慮者対策

ア 高齢者・障がい者への支援の実施

市は、高齢者・障がい者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施する。また、障がい者は、その障がい等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができなくなることも想定されるため、その状況に対応した支援も実施する。

イ 外国人被災者への支援の実施

市は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう応急仮設住宅、義援金等各種交付金の手続といった被災後の生活情報を、易しい日本語及び可能な限り多言語で発信するよう努める。

(4) 医療機関

市は、地域の医療需要に対応するため、県の支援を受けて仮設診療所を開設する。

(5) 社会福祉施設等

ア 地域の福祉需要の把握

市は、要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生、既存の福祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努める。

イ 社会福祉施設等の再建

市は、社会福祉施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援の実施を検討する。

ウ 福祉サービス体制の整備

市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保、施設の新設、既存施設の増設等を検討する。また、福祉サービス体制の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援を、必要に応じて要請する。

(6) 生活環境の確保

ア 飲料水・食料の安全確保

市は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や飲料水兼用貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行う。また、食料についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう食品衛生確保のための指導を行う。

イ 公衆浴場等の情報提供

市は、公衆浴場等の営業状況を把握し、情報提供を行う。

(7) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

市は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建て替えなどの復旧方策を検討するとともに、市立学校周辺の被災状況等を把握し、「海老名市学校再建復興計画」を作成する。また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

イ 児童・生徒への支援

市は、児童・生徒の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱う。

(8) 社会教育施設、文化財等

市は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

(9) 歴史的公文書の修復等

市は、歴史的公文書等の修復及び破損防止を県から修復方法等の情報提供、職員派遣等の支援を受けて行う。

(10) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 要配慮者に対するボランティア活動支援

被災者が一時的に避難所から仮設住宅に移り、さらに、自立できる人たちは仮設住宅の退去が進む復興期においては、要配慮者の個別化が進み、個々の要配慮者をサポートするには、行政のみの対応では限界がある。このため、市は、県、市社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティア及びNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう必要な情報の提供等の支援に努める。

イ ボランティア団体に対する支援

復興に向けては、市民及び団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要である。こうしたことから、市は、県と連携して要配慮者に対する支援やまちづくり、産業振興等、様々な課題にかかわる地元のボランティア及びNPOのネットワーク化、組織強化等に対する支援に取り組む。

(11) 情報提供及び市民相談

市は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、市ホームページや広報紙等を利用して提供する。また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じる。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む市民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接にかかわってくるものであり、被災した市民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵（かん）養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、元居た地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、市民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆（ぜい）弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が挙げられる。

(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

市は、県の被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針の策定に協力する。

イ 相談・指導体制の整備

市は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して復興を図ることができるよう情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備する。相談に当たっては、商工会議所等各種関係団体と協力するなど総合的な支援を行う。

ウ イベント等の活用

市は、各種団体と協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、イベント等の活用等により、市民等の交流の活性化に努める。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、償還が困難になることが予想されるため、市は、国等の関係機関に償還条件の緩和等の特例措置を要請する。また、被災地を管轄する金融機関に被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、償還期限の延長等の特別な取扱いを行うよう要請する。

イ 既存融資制度等の活用の促進

市は、事業者が速やかに事業を再建できるよう既存融資制度等について周知し、活用促進を図る。

ウ 融資の円滑化を図るための支援の実施

市は、地震被害が大きい場合に、中小企業の再建に向けた資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図る。

エ 新たな融資制度の検討

市は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資等新たな融資制度の創設について検討する。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

市は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の融資制度についての情報提供を行う。

カ 税の減免等

市は、災害の状況に応じて、地方税についての申告等の期限延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置について検討する。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

市は、被害状況調査、事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討する。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

市は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、公益社団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談等を行う。

ウ 工場・店舗の再建支援

市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対し公益社団法人神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談等を行うとともに、資金面に関する支援を検討する。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

市は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、市ホームページ等を活用して情報提供を行う。

オ 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

市は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。

イ 既存制度活用促進

市は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

ウ 物流ルートに関する情報提供

市は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルート等の物流ルートに関する情報提供に努める。

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 基本方針

平成29年11月から、南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」が気象庁より発表されることとなった。

本計画に位置付けられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源内の領域で、大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、県や南海トラフ地震防災対策推進区域、南海トラフ地震津波対策特別強化地域内の市町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定めるものである。

1 気象庁が発表する南海トラフ地震に関する情報について

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の名称で発表
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表

2 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を公表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対策がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します)

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他震源想定域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生から 最短で2時間 程度	巨大地震警戒	○想定震源内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合を除く。) ○想定震源区域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発表直後に発表する津波警報や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 防災対応

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合か、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生し、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される場合

(2) 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いて、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。また南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生し、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される場合

なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い機関にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

2 異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

ア 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で産出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。 [国]

イ その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表される。 [国]

異常な現象に対する評価	発表される情報
(1) 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
(2) 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(3) ゆっくりすべりケース	

【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行う。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。
 - a 日頃からの地震への備えを再確認する。
 - b 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は、避難、それ以外の者は避難準備を整え、個々の状況に応じて避難する。
- (ウ) 最初の地震発生から1週間経過以降2週間までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。
- (エ) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

- (ア) 発生直後、南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。
- (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認を行う。
- (ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

(3) 臨時情報に対応した防災体制

市は、後発地震等の発生に備え次のとおりの防災体制をとる。 [市]

気象庁が発表する情報	市の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・情報収集を行う
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害警戒本部体制】 ・総理指示の伝達を行う ・市長メッセージを速やかに発出する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【情報収集体制】 ・情報連絡会を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・市長メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は災害警戒本部体制を継続する。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合

3 住民の防災対応等

(1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民が慌てて対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。 [危]

イ 市は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について普及啓発に努める。 [危]

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震の備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知する。 [危]

(2) 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源からはなれている場合でも大津波警報や津波警報が発表されることが想定される。市は、海岸から離れているため津波による被害は想定されていないが、市民に対し、巨大地震警戒を行う1週間は、海岸へ近づくことがないように注意喚起する。 [危]

(3) 土砂災害等に対する防災対応

市は、巨大地震警戒対応と巨大地震注意対応において、市民の安全確保のため、次の事項について周知に努める。 [危]

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難等、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

(4) 事前避難

市は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難と異なり、ライフラインや流通機構も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努める。 [危]

ア 市民の避難は、知人・親類宅が基本であること。

イ 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること。

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること。

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保する。

4 企業等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震の備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努める。 [企・事]

イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施する。 [企・事]

ウ 不特定多数の物が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止装置等の施設点検を確実に実施する。 [企・事]

エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒措置に努める。 [企・事]

(2) 防災対応の検討

企業等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取りべき防災対応について、次のような事項について検討し、防災等の計画への反映に努める。 [企・事]

ア 大規模地震に備えたBCPを確認する。未策定の企業は、策定に努める。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、自社が置かれている位置における従業員の避難行動等を確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少等、企業活動への影響を想定する。

ウ 企業の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討する。

(ア) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置

(イ) 後発地震に備えた対応の検討

- a 日頃からの地震への備えの再点検
- b 施設・設備等の点検
- c 従業員・来所者等の安全確保
- d 普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
- e 地域への貢献（物資の提供等）

(3) 関係機関の取るべき措置

ア 警備対策

海老名警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

(ア) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るために次の活動を実施する。

- a 県、市が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- b 各種情報の収集
- c 関係機関との相互連携

(イ) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重視して広報活動を行う。

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- b 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- c 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領
- d 犯罪の要望等のために住民がとるべき措置

- e 不法事案を防止するための正確な情報
- f その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(ウ) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案を防止するため、海老名警察署は次の活動により社会秩序維持に万全を期す。

- a 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- b 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- c 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- d 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- e 避難場所、重要施設の警戒
- f 民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合、市民に対して冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報等、市民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

ウ 道路

- (ア) 海老名警察署は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、市民に周知する。
- (イ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

エ 鉄道事業者等

- (ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を伝達する。
- (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ運行するために必要な対策を行う。

オ 学校、社会福祉施設等

- (ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況等、実態に即して、児童生徒の保護の方法を定める。
- (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法等について、施設の種類や耐震性を十分に考慮し、対応方法を定める。
- (ウ) 学校、社会福祉施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者を具体的に定める。

カ その他

その他各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定める。

5 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、耐震性に関し点検し、必要な場合は工事を中断する。 [物]